住機審細第５号（住）

独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程（平成19年住機規程第67号）の規定に基づき住宅技術基準実施細則を次のとおり定める。

平成21年３月31日

独立行政法人住宅金融支援機構理事　　鈴木　勝康

住宅技術基準実施細則

独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程（平成19年住機規程第67号。以下「機構住宅技術基準規程」という。）第37条の規定に基づき、実施細則に定めることとされた技術基準の詳細及び運用は次のとおりとする。

目次

第１　総則

１　用語の定義

この実施細則において、機構住宅技術基準規程第２条及び関係諸規程に定めるもののほか、次の(1) から(13) までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1) から(13) までに定めるところによる。

(1) 集会　建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第３条又は第65条に規定する集会をいう。

(2) 管理組合　区分所有法第３条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第１項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(3) 区分所有者　区分所有法第２条第２項に規定する区分所有者をいう。

(4) 主要構造部　建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「基準法」という。）第２条第５号に規定するものをいう。

(5) 管理規約　区分所有法第３条又は第65条に規定する規約をいう。

(6) 管理費　区分所有法第２条第５項に規定する建物の敷地又は第65条に規定する団地内の土地（以下「建物の敷地等」という。）並びに区分所有法第２条第４項又は第67条第１項に規定する共用部分及び附属施設（以下「共用部分等」という。）の通常の管理に必要とされる経費並びに集会を開くために必要な経費その他の管理組合の運営に必要とされる経費に充当される費用をいう。

(7) 修繕積立金　一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕その他の建物の敷地等及び共用部分等の特別の管理に必要とされる経費に充当するため区分所有者が管理組合に納入する費用その他建物の敷地等及び共用部分等の特別の管理に必要とされる経費に充当される費用を積み立てたものをいう。

(8) 使用料　建物の敷地等及び共用部分等を使用する場合の料金をいう。

(9) 長期修繕計画　建物の敷地等及び共用部分等の修繕の予定を相当期間にわたって定めた計画をいう。

(10) マンション　地上階数３以上を有し、かつ、共同住宅の用途に供する建築物内の住宅（その共用部分を含む。）をいう。

(11) １戸建等　マンション以外の住宅をいう。

(12) 腐朽等　腐朽、菌糸及び子実体をいう。

(13) 蟻害　しろありの蟻道及び被害（複数のしろありが認められることを含む。）。

2　適用の除外

(1) この実施細則に規定する基準の予想しない建築材料又は構造方法を用いるものについては、その建築材料又は構造方法に関する別添に定める手続きに基づき審査部の事務を担当する理事の承認を得なければならない。

(2) 住宅金融公庫（以下「旧公庫」という。）の公庫住宅等基礎基準（平成９年住公規程第18号）第３条第２項、公庫住宅等政策融資技術基準（平成10年住公規程第11号）第２条第２項、公庫既存住宅基礎基準（平成12年住公規程第34号）第３条第２項又は公庫証券化支援住宅技術基準（平成16年住公規程第40号）第３条の規定により、それぞれの基準の予想しない建築材料又は構造方法に関する旧公庫の総裁の承認を得た住宅については、(1) の承認を得たものとみなす。

3　日本住宅性能表示基準の活用

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第３条第１項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）の規定で別表１(い)欄に掲げる各規定の全部又は一部に適合するものとして同法第５条に基づく住宅性能評価を受けた住宅若しくは同法第31条に基づく住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は評価方法基準の規定で同欄に掲げる各規定の全部又は一部に関して同法第58条に基づき特別評価方法認定を受けた構造方法等を用いた住宅にあっては、同表(ろ)欄に掲げる各規定のうち該当する全部又は一部の規定に適合するものとする。

(2) 新築時に、評価方法基準の規定で別表１(い)欄に掲げる規定に適合するものとして同法第５条に基づく住宅性能評価を受けた既存住宅若しくは同法第31条に基づく住宅型式性能認定を受けた型式に適合する既存住宅又は評価方法基準の規定で同欄に掲げる規定に関して同法第58条に基づき特別評価方法認定を受けた構造方法等を用いた既存住宅で、評価又は認定を受けた時点から当該同表(い)欄に掲げる規定について変更がないものにあっては、同表(ろ)欄に掲げる規定に適合するものとする。

第２　証券化支援住宅技術基準

1　新築住宅の基準

機構住宅技術基準規程第２章第１節に定める新築住宅の基準の取扱いは、次の(1)から(11)までに定めるところによる。

(1) 敷地

ア　住宅の敷地は、一般の交通の用に供する道に２メートル以上接しなければならない。

イ　基準法第43条第１項ただし書が適用される建築物の敷地その他これに類する敷地については、アの規定を適用しないことができる。

ウ　基準法第86条第１項若しくは第２項又は第86条の２第１項の規定による認定を受けた各建築物に対するアの規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

(2) 住宅の規模

ア　住宅（併用住宅にあっては人の居住の用に供する部分）の１戸当たりの床面積（車庫その他これに類する部分の床面積及び共同住宅にあっては共用部分（共用する廊下、階段、広間等の部分をいう。）の床面積を除く。以下同じ。）は、共同住宅にあっては30平方メートル以上、共同住宅以外の住宅にあっては70平方メートル以上でなければならない。

イ　併用住宅の人の居住の用に供する部分の床面積は、当該併用住宅の全体の床面積の２分の１以上でなければならない。

(3) 住宅の規格

ア　住宅は、２以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができるものでなければならない。

イ　アに規定する「２以上の居住室」の判定に当たっては、相当な規模を有する１の居住室で家具等により実質的に機能分離されるものは、別個の居住室として取り扱うことができる。

ウ　自ら居住するために住宅を建設する場合で、申込人が自ら営業する公衆浴場等が併設されるもの又は温泉地域等であって慣習上浴室を設置しないことがやむを得ないものと認められる地域内に存するものは、浴室を設置しないことができる。

(4) 戸建型式等

ア　木造の住宅は、１戸建て又は連続建てとしなければならない。

イ　耐火構造の住宅内の専用階段は､耐火構造以外の構造とすることができる。

(5) 断熱構造

住宅の屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又は当該屋根の直下の天井並びに外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。）に接する壁、天井及び床は、気候条件に応じて、熱の遮断に有効な材料等により、室内の温度の保持及び結露防止に有効な別紙１又は別紙２に掲げる性能を有する措置を講じたものとしなければならない。

(6) 住宅の耐久性確保に関する措置

ア　外壁に接する土台を木造とする住宅の耐久性確保に関する措置

外壁に接する土台を木造とする住宅は、次の(ｱ) 及び(ｲ) に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(ｱ) 土台は次のいずれかに該当するものを用いたものとすること。

a　ひのき、ひば、べいひ、べいすぎ、けやき、くり、べいひば、台湾ひのき、ウエスタンレッドシーダー、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、インセンスシーダー若しくはセンペルセコイヤ又はこれらの樹種により構成される集成材等（集成材の日本農林規格に規定する化粧ばり構造用集成柱若しくは構造用集成材、単板積層材の日本農林規格に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。）

b　構造用製材の日本農林規格等（製材の日本農林規格及び枠組壁工法構造用製材の日本農林規格をいう。以下同じ。）に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（北海道及び青森県の区域内の住宅にあっては、構造用製材の日本農林規格等に規定する保存処理の性能区分のうちＫ２以上の防腐処理）又は日本工業規格Ｋ1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤若しくはこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上（北海道及び青森県の区域にある住宅にあっては、Ｋ２以上）の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これらと同等の性能を有する処理を施したもの

c　ａ又はｂに掲げるものと同等の耐久性の確保に有効な措置が講じられていることが確かめられたもの

(ｲ) 土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること。

イ　住宅の構造

(ｱ) 住宅は、次のいずれかに該当するものとしなければならない。

ａ　主要構造部を耐火構造とした住宅であること。

ｂ　準耐火構造の住宅であること。

ｃ　別紙３に掲げる耐久性に係る基準に適合する住宅であること。

(ｲ) (ｱ) の規定は、住宅の存する建築物全体に適用する。この場合において、建築物内に人の居住の用以外の用途に供する部分が存する場合にあっては、当該規定中「住宅」とあるのは人の居住の用以外の用途に供する部分を含むものとして当該規定を適用する。なお、建築物が部分的に(ｱ) のａ又はｂに該当しない場合にあっては、建築物全体としてｃに該当しなければならないこととする。

ウ　換気設備

住宅の炊事室、浴室及び便所には次の(ｱ) 又は(ｲ) に掲げる設備を設けなければならない。

(ｱ) 機械換気設備

(ｲ) 換気のできる窓

(7) 配管設備の点検

ア　共同住宅の用途に供する建築物の住戸の給水、排水その他の配管設備（配電管を除く。）で各戸が共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けてはならない。

イ　共同住宅以外の住宅の給水、排水その他の配管設備（配電管及びガス管を除く。以下同じ。）で炊事室に設置されるものが仕上げ材等により隠されている場合にあっては、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を当該仕上げ材等に設けなければならない。

(8) 区画

ア　住宅においては、次の(ｱ) から(ｵ) までに掲げるものの間及び(ｱ) に掲げるものの相互間は、１時間準耐火構造（準耐火構造（基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）で建築基準法施行令（昭和25年政令第338 号。以下「基準法施行令」という。）第115条の２の２第１項第

１号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。以下同じ。）の床（別紙23の基準に適合する床を含む。）又は界壁で区画しなければならない。ただし、(ア) から(ウ) までに掲げるものと(エ) に掲げるものとの間の界壁、(ウ) に掲げるもののうち変電室、ボイラー室若しくはポンプ室と(オ) に掲げるものとの間の床若しくは界壁又は(エ) に掲げるものを(オ) に掲げるものと兼用することが必要である場合にあっては(エ) と(オ) との間の床又は界壁に、それぞれ開口部を設けることができる。

(ア) 住宅（(イ) に掲げるものを除く。）

(イ) 対象外住宅（機構が行う貸付債権の譲受け、特定債務保証及び資金の貸付けの対象となる住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）

(ウ) 共同施設（変電室、ボイラー室、ポンプ室、集会所、管理事務室その他各住宅を使用する者の共同の用に供せられる施設をいう。）

(エ) 共用部分（(ア) 、(イ) 又は(ウ) において共用する部分をいう。）

(オ) 店舗、事務所その他の人の居住の用以外の用途に供する部分（(エ) に掲げる共用部分以外の共用部分を含み、併用住宅内の当該部分を除く。）

イ　勤労者財産形成促進法施行令第36条第２項及び第３項の基準を定める省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第１号。以下「財形省令」という。）第１条第１項第１号ロ(2) に掲げる基準に適合する住宅（以下「省令準耐火構造の住宅」という。）においては、アの規定にかかわらず、住宅と共用部分との間の床及び界壁並びに住宅相互間（住宅と対象外住宅との間を含む。）の床を次の(ア) 及び(イ) に掲げるものとすることができる。

(ア) 床　その下面が日本工業規格Ａ1304（建築構造部分の耐火試験方法）に定める標準曲線（以下「 JIS標準曲線」という。）による45分の加熱により、その上面が JIS標準曲線による15分の加熱により、それぞれ構造上有害な変形等を生じないもの。この場合において、当該床の下の住戸においては、壁（界壁を除く。）の室内に面する部分は、 JIS標準曲線による20分の加熱により構造上有害な変形等を生じないものとしなければならない。

(イ) 界壁　その両面が JIS標準曲線による30分の加熱により構造上有害な変形等を生じないもの

ウ　地上階数２以下の共同住宅及び重ね建ての住宅にあっては、次によることができるものとする。

(ｱ) 準耐火構造の住宅のうち基準法第２条第９号の３イに該当するもの（基準法施行令第 115条の２の２第１項第１号に掲げる技術的基準に適合する構造の住宅を除く。）については、アの規定にかかわらず住宅と共用部分との間の壁は準耐火構造とすること。

(ｲ) 準耐火構造の住宅のうち基準法施行令第 109条の３第２号に掲げる技術的基準に適合する住宅（以下「政令第２号準耐火構造の住宅」という。）及び省令準耐火構造の住宅については、ア及びイの規定にかかわらず住宅と共用部分との間の壁を、その屋外側を防火構造とするとともに、その屋内側（政令第２号準耐火構造の住宅にあっては、屋根の室内に面する部分又は屋根の直下の天井の室内に面する部分及び壁（界壁を除く。）の室内に面する部分を含む。）をJIS標準曲線による15分の加熱により構造上有害な変形等を生じないものとすること。

(ｳ) 政令第２号準耐火構造の住宅及び省令準耐火構造の住宅については、ア及びイの規定にかかわらず住宅相互間及び住宅と共用部分との間の床を、その下面が JIS標準曲線による30分の加熱により、その上面が JIS標準曲線による15分の加熱により、それぞれ構造上有害な変形等を生じないものとするとともに、省令準耐火構造の住宅にあっては当該床の下の住宅における壁（界壁を除く。）の室内に面する部分を、政令第２号準耐火構造の住宅にあっては屋根の室内に面する部分又は屋根の直下の天井の室内に面する部分及び壁（界壁を除く。）の室内に面する部分を、それぞれ JIS標準曲線による15分の加熱により構造上有害な変形等を生じないものとすること。

エ　アに規定する開口部には、防火戸（基準法第２条第９号の２ロに規定する防火戸その他の政令で定める防火設備であるもの又は基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備であるものに限る。）を設けなければならない。

オ　併用住宅においては、人の居住の用に供する部分とその他の部分との間を壁、建具等により区画しなければならない。

(9) 共同住宅の床の遮音構造

共同住宅の用途に供する建築物における床は、次のア及びイに定める構造とし、又は別紙23の基準に適合する界床の構造としなければならない。ただし、自ら居住する住宅又は親族の居住の用に供する住宅を申込人が建設する場合にあっては、この限りでない。

ア 次の(ア) 及び(イ) に掲げる床について、遮音上有効な措置を講じた構造とすること。

(ア) 住宅の居住室の直上に存する床

(イ) 住宅の床で他の住宅の居住室との間に存する床

イ アに規定する遮音上有効な措置を講じた構造とは、次の(ア) から(エ) までのいずれかに該当するものをいう。

(ア) 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ等（均質単板スラブ（同一のコンクリートで一様に構成される床構造（鉄筋コンクリート造のスラブ等構造耐力上主要な部分である床版の構造部分をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）その他一体として振動する床構造をいう。以下同じ。）であって厚さ15センチメートル以上であるもの

(イ) 鉄筋コンクリート造のボイドスラブ（部分的に中空層を有するコンクリートの床構造その他これに類する床構造で一体として振動するものをいう。以下同じ。）であって等価厚さ（次に掲げる計算式により求めたh_1をいう。）が21センチメートル以上であるもの

$$h_1 = \left(2m \cdot \Sigma(E_i I_i) \times 10^{-13}\right)^{1/4}$$

この式において、m、E_i及びI_iは、それぞれ次の数値を表すものとする。

m 床構造の面密度（１平方メートル当たりの質量をいう。）（単位 １平方メートルにつきキログラム）

E_i 床構造に使用される各部位（ただし、剛に接合される複数の部位については一つの部位とみなす。）のヤング率（単位 １平方メートルにつきニュートン）

I_i 床構造に使用される各部位の断面の幅１メートル当たりの断面２次モーメント（単位 １メートルにつきm^4（メートルの四乗））

(ｳ) 重量床衝撃音レベル（日本工業規格Ａ1418-2（建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法－第２部：標準重量衝撃源による方法）に規定する衝撃力特性(1) の標準重量衝撃源又はこれと同等衝撃源によって発生した床衝撃音の受音室における音圧レベルをいう。以下同じ。）が次に掲げる条件下において、おおむね63Hz帯域で88dB以下、125 Hz帯域で78dB以下、250 Hz帯域で71dB以下、500Hz帯域で65dB以下の水準（重量床衝撃音レベル５dBの誤差を含む。）となるよう界床に対し必要な対策を講じたもの

ａ　対象周波数域内（45Hz以上 710Hz以下の周波数域をいう。以下同じ。）において、床構造は拡散曲げ振動場とする。

ｂ　対象周波数域内において受音室は拡散音場とする。

ｃ　受音室の等価吸音面積は10平方メートルとする。

(ｴ) 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ等及びボイドスラブ以外の床構造で、評価方法基準８－１の(3) のロの①のｄ（相当スラブ厚さが11センチメートル以上）に適合するもの

(10) 共同住宅の維持管理

共同住宅にあっては、別紙４に掲げる基準に適合する管理規約（管理規約が定められていない場合においては、管理規約の案を含む。以下同じ。）及び長期修繕計画（長期修繕計画が定められていない場合においては、長期修繕計画の案を含む。以下同じ。）が定められていなければならない。ただし、自ら居住する住宅又は親族の居住の用に供する住宅を申込人が建設する場合にあっては、この限りでない。

(11) 既存建築物のある敷地に建設する住宅

既存建築物のある敷地に新設住宅（既存建築物が残存する敷地内に新たに建設する住宅をいう。以下同じ。）を建設する場合において、基準法その他の関係法令上当該新設住宅の敷地の分割を要さない場合については、次のアからウまでに掲げる基準に適合しなければならない。

ア　新設住宅が、それ自体で１の(1) から(9) までの基準に適合すること。

イ　アにかかわらず、(2) のイの併用住宅の人の居住の用に供する部分（新設住宅と別棟のもの又は界壁若しくは界床により区画されないものに限る。以下「住宅部分」という。）の床面積の当該併用住宅の全体の床面積に対する

割合の規定については、残存部分（既存建築物の全部又は一部で敷地内に引き続き残すものをいう。）のうち住宅部分又は併用住宅内の非住宅を含めて、それぞれ算定すること。

ウ　既存建築物の上に重ねて建設するときは、既存建築物は耐火構造の建築物であること。

2　既存住宅の基準

機構住宅技術基準規程第２章第２節に定める既存住宅の基準の取扱いは、次の(1)から(8)までの規定（既存の債権の全部又は一部を消滅させるために金融機関が行う貸付けに係る住宅にあっては、(3)、(5)、(7)のイ及び(8)の規定を除く。）に定めるところによる。

(1) 敷地

ア　住宅の敷地は、一般の交通の用に供する道に２メートル以上接するものでなければならない。

イ　基準法第43条第１項ただし書が適用される建築物の敷地その他これに類する敷地については、アの規定を適用しないことができる。

ウ　基準法第86条第１項若しくは第２項又は第86条の２第１項の規定による認定を受けた各建築物に対するアの規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

(2) 住宅の規模

ア　住宅（併用住宅にあっては人の居住の用に供する部分）の１戸当たりの床面積は、共同住宅にあっては30平方メートル以上、共同住宅以外の住宅にあっては70平方メートル以上でなければならない。

イ　併用住宅の人の居住の用に供する部分の床面積は、当該併用住宅の全体の床面積の２分の１以上でなければならない。

(3) 住宅の規格

ア　住宅は、２以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができるものでなければならない。

イ　アに規定する「２以上の居住室」の判定に当たっては、相当な規模を有する１の居住室で家具等により実質的に機能分離されるものは、別個の居住室として取り扱うことができる。

(4) 戸建型式等

ア　木造の住宅は、１戸建て又は連続建てでなければならない。

イ　耐火構造の住宅内の専用階段は、耐火構造以外の構造とすることができる。

(5) 住宅の耐久性確保に関する措置

ア　木造の住宅の耐久性確保に関する措置

木造の住宅のうち外壁に接する土台を木造とする住宅は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(ｱ) 土台は次のａからｃまでのいずれかに該当するものを用いたものであること。ただし、これらについて確認する手段がない場合にあっては、ｄに該当するものであること。

ａ　ひのき、ひば、べいひ、べいすぎ、けやき、くり、べいひば、台湾ひのき、ウエスタンレッドシーダー、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、インセンスシーダー若しくはセンペルセコイヤ又はこれらの樹種により構成される集成材等

ｂ　構造用製材の日本農林規格等に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（北海道及び青森県の区域内の住宅にあっては、構造用製材の日本農林規格等に規定する保存処理の性能区分のうちＫ２以上の防腐処理）又は日本工業規格Ｋ1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤若しくはこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上（北海道及び青森県の区域にある住宅にあっては、Ｋ２以上）の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これらと同等の性能を有する処理を施したもの

ｃ　ａ又はｂに掲げるものと同等の耐久性の確保に有効な措置が講じられていることが確かめられたもの

ｄ　床下に通じる点検口等から目視によって土台に腐朽等及び蟻害が認められないこと。

(ｲ) 土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること。ただし、次のａからｃまでのいずれかの住宅に該当する場合にあっては、この限りではない。

ａ　平成13年３月31日以前に当該住宅の建設について基準法第６条第１項

の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）がされた住宅（当該住宅の建設（新築住宅の購入を含む。）について旧公庫が資金の貸付けを行った住宅を除く。）

b　平成16年３月31日以前に竣工した住宅（当該住宅の建設（新築住宅の購入を含む。）について旧公庫が資金の貸付けを行った住宅及び当該住宅の建設について確認申請が必要な住宅を除く。）

c　平成13年３月31日以前に当該住宅の建設（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの（以下「新築住宅」という。）の購入を含む。）に係る申込み（あらかじめその設計につき審査を受けることにより購入資金貸付けの対象となる住宅で、建設資金貸付けに係らないものにあっては、事業承認（事業承認を行わないものにあっては、設計審査）の申請）を旧公庫が受理した資金の貸付けに係る住宅

イ　住宅の構造

(ｱ) 住宅は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

a　主要構造部を耐火構造とした住宅であること。

b　準耐火構造の住宅であること。

c　別紙３に掲げる耐久性に係る基準に適合する住宅であること。ただし、別紙３の１の(2) から(5) までに掲げる基準に適合することを確認する手段がない場合にあっては、別紙５の基準に適合する住宅であること（別紙３の２において準用する場合を含む。）。

(ｲ) (ｱ) の規定は、住戸の存する建築物全体に適用することとする。この場合において、建築物内に人の居住の用以外の用途に供する部分が存する場合にあっては、当該規定中「住宅」とあるのは人の居住の用以外の用途に供する部分を含むものとして当該規定を適用するものとする。なお、建築物が部分的に(ｱ) のａ又はｂに該当するものでない場合にあっては、建築物全体としてｃに該当するものでなければならないこととする。

ウ　ア及びイの規定にかかわらず、旧公庫の「公庫既存住宅政策融資技術基準の運用について」（平成12年９月29日付け住公発第599号（建））第３の３の規定を準用することができる。

(6) 区画

併用住宅にあっては、人の居住の用に供する部分とその他の部分との間が壁、建具等により区画されていなければならない。

(7) 維持保全

ア　住宅及び住宅の敷地は、基準法第６条第13項（同法第87条第１項、第87条の２第１項並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知、同法第９条第１項（同法第88条第１項、第２項及び第３項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第10条第１項、第２項若しくは第３項（同法第88条第１項、第２項及び第３項において準用する場合を含む。）の規定による勧告若しくは命令に係る必要な是正措置が講じられていないことが認められないものでなければならない。ただし、連続建て若しくは重ね建て又は共同住宅の用途に供する建築物内の住宅であって、かつ、当該通知、勧告又は命令に係る規定に適合しない事項が対象住宅に起因するものでない場合にはこの限りでない。

イ　１戸建等にあっては、別紙６に掲げる基準に、マンションにあっては、別紙７に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ウ　住宅は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(ｱ) 昭和56年６月１日以降に基準法第６条第４項に規定する確認済証の交付（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第 100号）による改正前の建築基準法（以下「旧基準法」という。）第６条第３項に規定する確認の通知を含む。以下同じ。）を受けたものであること。ただし、基準法第６条第４項に規定する確認済証の交付の日が確認できない住宅で、当該住宅の表示登記における新築の時期が昭和58年４月１日以降であるものについては、この限りでない。

(ｲ) 共同住宅以外の住宅にあっては、別紙８に掲げる基準に、共同住宅にあっては、別紙９に掲げる基準に適合するものであること。

(ｳ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律 123号）第８条の規定に基づく計画の認定を受けた耐震改修を行っているものであること。

(ｴ) 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第 185号）において準用する建築物の耐震診断の指針（平成18年国土交通省告示第 184号）の別表第六の(三)に該当するもの（国

土交通大臣が同指針の一部若しくは全部と同等以上の効力を有すると認める方法により、同等以上の安全性を有することが確認されたものを含む。）であること。

(8) マンションの維持管理

マンションにあっては、別紙４に掲げる基準に適合する管理規約及び長期修繕計画が定められていなければならない。

３　優良住宅技術基準

３－１　機構住宅技術基準規程第２章第３節に定める優良住宅技術基準のうち、第25条第１項に定める技術基準の取扱いは、次の(1) から(4) までに定めるところによる。

(1) 省エネルギー性に関する基準

ア　新築住宅における省エネルギー性に関する基準は、戸建型式に応じて次の(ｱ) 又は(ｲ) に該当するものとする。

(ｱ) １戸建ての住宅にあっては、年間暖冷房負荷（評価方法基準の５－１の(2) のイの②に定める年間暖冷房負荷をいう。以下同じ。）が、評価方法基準の第５の５－１の(2) のロの②のａの表の(い)の項に掲げる等級のうち、４の欄の基準を個別条件（評価方法基準の５－１の(2) のイの③に定める個別条件をいう。以下同じ。）又は特定条件（評価方法基準の５－１の(2) のイの④に定める特定条件をいう。以下同じ。）の下で満たし、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策を講ずること。

(ｲ) １戸建ての住宅以外の住宅にあっては、年間暖冷房負荷が、評価方法基準の第５の５－１の(2) のロの②のｂの表の(い)の項に掲げる等級のうち、４の欄の基準を個別条件又は特定条件の下で満たし、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策を講ずること。

イ　既存住宅における省エネルギー性に関する基準は、次の(ｱ) から(ｴ) までのいずれかに該当するものとする。

(ｱ) 年間暖冷房負荷が、新築時における評価方法基準の第５の５－１の(2) のロの②のａの表の(い)の項に掲げる等級のうち、４の欄の基準を個別条件又は特定条件の下で満たし、及び壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のな

いこと（１戸建ての住宅の場合に限る。）。

(ｲ) 年間暖冷房負荷が、新築時における評価方法基準の第５の５－１の(2)のロの②のｂの表の(い)の項に掲げる等級のうち、４の欄の基準を個別条件又は特定条件の下で満たし、及び壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと（１戸建ての住宅以外の住宅の場合に限る。）。

(ｳ) 住宅（便所、浴室、脱衣室及び洗面所を除く。）の窓（天窓及びルーバーによるものを除く。）の建具が次のａ又はｂに該当するものであること。

ａ　ガラス単板入り建具の二重構造

ｂ　ガラス単板２枚使用入り建具又は複層ガラス入り建具

(ｴ) 新築時において、第２の１の(5) に適合するもので、かつ、住宅の断熱構造が、新築時の建設された状態から変更のないこと。

ただし、新築時において、別紙22に掲げる住宅に該当するもので、かつ、住宅の断熱構造が、新築時の建設された状態から変更のない場合にあっては、適合するものとみなす。

(2) 耐震性に関する基準

ア　新築住宅における耐震性に関する基準は、次の(ｱ) 又は(ｲ) に該当するものとする。

(ｱ) 極めて稀に発生する地震による力（基準法施行令第82条の５第５号に規定する地震力に相当する力をいう。以下同じ。）に、評価方法基準の第５の１－１の(2)のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、少なくとも２の欄の倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体（基準法施行令第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）が倒壊、崩壊等しない対策を講ずること。

(ｲ) 平成18年国土交通省告示第1130号による改正後の評価方法基準の第５の１－３の(2) のイに掲げる免震建築物であること及び免震建築物の維持管理に関する基本的な事項が明らかになっていること。

イ　既存住宅における耐震性に関する基準は、次の(ｱ) から(ｴ) までのいずれかに該当するものとする。

(ｱ) 極めて稀に発生する地震による力に、評価方法基準の第５の１－１の(2)

のロの③の表の(い)の項に掲げる等級のうち、少なくとも２の欄の倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等しない対策を講じていること。

(ｲ) 極めて稀に発生する地震による力に、新築時における評価方法基準の第５の１－１の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、少なくとも２の欄の倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し､構造躯体が倒壊、崩壊等しない対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(ｳ) 平成18年国土交通省告示第1130号による改正後の評価方法基準の第５の１－３の(2) のイに掲げる免震建築物であること及び免震建築物の維持管理に関する基本的な事項が明らかになっていること。

(ｴ) 新築時における平成18年国土交通省告示第1130号による改正後の評価方法基準の第５の１－３の(2) のイに掲げる免震建築物であること及び免震建築物の維持管理に関する基本的な事項が明らかになっており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(3) バリアフリー性に関する基準

ア 新築住宅におけるバリアフリー性に関する基準は、次の(ｱ) 及び(ｲ) に該当するものとする。

(ｱ) 評価方法基準の第５の９－１の(2) のロの②の表１の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄、４の欄又は５の欄の住宅における移動等（水平移動、垂直移動、姿勢の変化及び寄りかかりの各行為をいう。以下同じ。）の安全性及び住宅（日常生活空間（高齢者等の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階（接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。）を除く。）にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。）外の空間及びバルコニーを除く。）における介助行為（介助用車いすの通行の補助、浴室における浴槽への出入り及び体の洗浄、寝室における介助用車いすからベッドへの移乗並びに便所における介助用車いすから便器への移乗、衣服の着脱及び排泄後の処理の各動作をいう。以下同じ。）の容易性への配

慮のための対策を講ずること。

(ｲ) 評価方法基準の第５の９－２の(2) のイの②の表１の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄、４の欄又は５の欄の移動等の安全性及び住宅の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性への配慮のための対策を講ずること。

イ　既存住宅におけるバリアフリー性に関する基準は、次の(ｱ) から(ｳ) までのいずれかに該当するものとする。

(ｱ) 次のａ又はｂのいずれかに該当し、かつ、ｃ又はｄのいずれかに該当するものとする。

ａ　評価方法基準の第５の９－１の(2) のロの②の表２の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄、４の欄又は５の欄の住宅における移動等の安全性及び住宅（日常生活空間外の空間及びバルコニーを除く。）における介助行為の容易性への配慮のための対策を講じていること。

ｂ　新築時における評価方法基準の第５の９－１の(2) のロの②の表１の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄、４の欄又は５の欄の住宅における移動等の安全性及び住宅（日常生活空間外の空間及びバルコニーを除く。）における介助行為の容易性への配慮のための対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

ｃ　評価方法基準の第５の９－２の(2) のイの②の表２の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄、４の欄又は５の欄の移動等の安全性及び住宅の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性への配慮のために、対策を講じていること。

ｄ　新築時における評価方法基準の第５の９－２の(2) のイの②の表１の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄、４の欄又は５の欄の移動等の安全性及び住宅の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性への配慮のための対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(ｲ) 別紙11の１の(1) に適合するものであること。

(ｳ) 別紙11の１の(6) に適合するものであること。

(4) 耐久性・可変性に関する基準

ア　新築住宅における耐久性・可変性に関する基準は、次の(ア) から(エ) までに該当するものとする。

(ア) 通常想定される自然条件及び維持管理条件の下において、構造躯体等（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の建築物にあっては構造躯体又はそれと一体のものとしてつくられた鉄筋コンクリート造等の部分を、鉄筋コンクリート造等以外の建築物にあっては構造躯体をいう。以下同じ。）に対し、評価方法基準の第５の３－１の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄の劣化現象を軽減するために必要な対策を講ずること。

(イ) 専用の設備配管の構造が維持管理を容易にするものであり、かつ、評価方法基準の第５の４－１の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、２の欄又は３の欄の設備配管の設置について維持管理を容易にするために必要な対策を講ずること。

(ウ) 共用部分にあっては、共用の設備配管の構造が維持管理を容易にするものであり、かつ、評価方法基準の第５の４－２の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、２の欄又は３の欄の設備配管の設置について維持管理を容易にするために必要な対策を講ずること。

(エ) 共同住宅及び長屋にあっては、次に掲げる更新対策上必要な措置を講ずること。

a　評価方法基準の第５の４－４の(3) のイに掲げる躯体天井高が、2.5メートル以上であること。この場合において、同基準中「評価対象住戸」とあるのは、「住宅」と読み替えるものとする。

b　評価方法基準の第５の４－４の(3) のロに掲げる住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるものが無いこと。この場合において、同基準中「評価対象住戸」とあるのは、「住宅」と読み替えるものとする。

イ　既存住宅における耐久性・可変性に関する基準は、次の(ア) 、(イ) 、(ウ)（共用部分がある場合に限る。）及び(エ) （共同住宅及び長屋の場合に限る。）に該当するものとする。

(ア) 通常想定される自然条件及び維持管理条件の下において、構造躯体等に

対し、新築時における評価方法基準の第５の３－１の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄の劣化現象を軽減するために必要な対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(ｲ) 次のａ又はｂに該当すること。

ａ　専用の設備配管の構造が維持管理を容易にするものであり、かつ、評価方法基準の第５の４－１の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、２の欄又は３の欄の設備配管の設置について維持管理を容易にするために必要な対策を講じていること。

ｂ　専用の設備配管の構造が維持管理を容易にするものであり、及び新築時における評価方法基準の第５の４－１の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、２の欄又は３の欄の設備配管の設置について維持管理を容易にするために必要な対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(ｳ) 次のａ又はｂに該当すること。

ａ　共用部分について、共用の設備配管の構造が維持管理を容易にするものであり、かつ、評価方法基準の第５の４－２の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、２の欄又は３の欄の設備配管の設置について維持管理を容易にするために必要な対策を講じていること。

ｂ　共用部分について、共用の設備配管の構造が維持管理を容易にするものであり、及び新築時における評価方法基準の第５の４－２の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、２の欄又は３の欄の設備配管の設置について維持管理を容易にするために必要な対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(ｴ) 次のａ又はｂに該当すること。

ａ　次に掲げる更新対策上必要な措置を講じていること。

(a) 評価方法基準の第５の４－４の(4) のイに掲げる躯体天井高が、2.5メートル以上であること。この場合において、同基準中「評価対象住戸」とあるのは、「住宅」と読み替えるものとする。

(b) 評価方法基準の第５の４－４の(4) のロに掲げる住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるものが無いこと。こ

の場合において、同基準中「評価対象住戸」とあるのは、「住宅」と読み替えるものとする。

b　次に掲げる更新対策上必要な措置を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(a) 新築時における評価方法基準の第５の４－４の(3) のイに掲げる躯体天井高が、2.5メートル以上であること。この場合において、同基準中「評価対象住戸」とあるのは、「住宅」と読み替えるものとする。

(b) 新築時における評価方法基準の第５の４－４の(3) のロに掲げる住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるものが無いこと。この場合において、同基準中「評価対象住戸」とあるのは、「住宅」と読み替えるものとする。

３－２　機構住宅技術基準規程第２章第３節に定める優良住宅技術基準のうち、第25条第２項に定める技術基準の取扱いは、次の(1) から(4) までに定めるところによる。

(1) 省エネルギー性に関する基準

ア　新築住宅における省エネルギー性に関する基準は、住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、壁等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成21年経済産業省・国土交通省告示第２号。以下「住宅事業建築主の判断の基準」という。）の１の表の左欄の区分に応じ、右欄に掲げる基準一次エネルギー消費量を、１戸建ての住宅における一次エネルギー消費量（住宅事業建築主の判断の基準の２に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）で除した数値が１を下回らないことについて、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第76条第１項に規定する登録建築物調査機関が証した書類が発行された住宅又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が証した書類が発行された住宅であるものとする。

イ　既存住宅における省エネルギー性に関する基準は、新築時において住宅事業建築主の判断の基準の１の表の左欄の区分に応じ、右欄に掲げる基準一次

エネルギー消費量を、１戸建ての住宅における一次エネルギー消費量で除した数値が１を下回らないことについて、省エネルギー法第76条第１項に規定する登録建築物調査機関が証した書類が発行された住宅又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が証した書類が発行された住宅であり、かつ、新築時の建設された状態から変更のないものとする。

(2) 耐震性に関する基準

ア　新築住宅における耐震性に関する基準は、極めて稀に発生する地震による力に、評価方法基準の第５の１－１の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄の倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等しない対策を講ずるものとする。

イ　既存住宅における耐震性に関する基準は、次の(ｱ) 又は(ｲ) に該当するものとする。

(ｱ) 極めて稀に発生する地震による力に､評価方法基準の第５の１－１の(2) のロの③の表の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄の倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等しない対策を講じていること。

(ｲ) 極めて稀に発生する地震による力に、新築時における評価方法基準の第５の１－１の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄の倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等しない対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(3) バリアフリー性に関する基準

ア　新築住宅におけるバリアフリー性に関する基準は、次の(ｱ) から(ｳ) までに該当するものとする。

(ｱ) 共同住宅以外の住宅の専用部分にあっては、評価方法基準の第５の９－１の(2) のロの②の表１の(い)の項に掲げる等級のうち、４の欄又は５の欄の住宅における移動等の安全性及び住宅（日常生活空間外の空間及びバルコニーを除く。）における介助行為の容易性への配慮のための対策を講ずること。

(イ) 共同住宅の専用部分にあっては、評価方法基準の第５の９－１の(2) のロの②の表１の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄、４の欄又は５の欄の住宅における移動等の安全性及び住宅（日常生活空間外の空間及びバルコニーを除く。）における介助行為の容易性への配慮のための対策を講ずること。

(ウ) 共同住宅の共用部分にあっては、評価方法基準の第５の９－２の(2) のイの②の表１の(い)の項に掲げる等級のうち、４の欄又は５の欄の移動等の安全性及び住宅の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性への配慮のための対策を講ずること。

イ　既存住宅におけるバリアフリー性に関する基準は、次の(ア) から(ウ) までに該当するものとする。

(ア) 共同住宅以外の住宅の専有部分にあっては、次のa 又はb のいずれかに該当するものとする。

a　評価方法基準の第５の９－１の(2) のロの②の表２の(い)の項に掲げる等級のうち、４の欄又は５の欄の住宅における移動等の安全性及び住宅（日常生活空間外の空間及びバルコニーを除く。）における介助行為の容易性の配慮のための対策を講じていること。

b　新築時における評価方法基準の第５の９－１の(2) のロの②の表１の(い)の項に掲げる等級のうち、４の欄又は５の欄の住宅における移動等の安全性及び住宅（日常生活空間外の空間及びバルコニーを除く。）における介助行為の容易性への配慮のための対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(イ) 共同住宅の専用部分にあっては、次のa 又はb のいずれかに該当するものとする。

a　評価方法基準の第５の９－１の(2) のロの②の表２の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄、４の欄又は５の欄の住宅における移動等の安全性及び住宅（日常生活空間外の空間及びバルコニーを除く。）における介助行為の容易性への配慮のための対策を講ずること。

b　新築時における評価方法基準の第５の９－１の(2)のロの②の表１の(い)の項に掲げる等級のうち、３の欄、４の欄又は５の欄の住宅にお

ける移動等の安全性及び住宅（日常生活空間外の空間及びバルコニーを除く。）における介助行為の容易性への配慮のための対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(ｳ) 共同住宅の共用部分にあっては、次のa 又はb のいずれかに該当するものとする。

a　評価方法基準の第５の９－２の(2) のイの②の表２の(い)の項に掲げる等級のうち、４の欄又は５の欄の移動等の安全性及び住宅の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性への配慮のために、対策を講じていること。

b　新築時における評価方法基準の第５の９－２の(2)のイの②の表１の(い)の項に掲げる等級のうち、４の欄又は５の欄の移動等の安全性及び住宅の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性への配慮のための対策を講じており、かつ、新築時の建設された状態から変更のないこと。

(4) 耐久性・可変性に関する基準

ア　新築住宅における耐久性・可変性に関する基準は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第７条の規定により認定の通知を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築された住宅であるものとする。

イ　既存住宅における耐久性・可変性に関する基準は、新築時において長期優良住宅法第７条の規定により認定の通知を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築が行われた住宅であり、かつ、新築時の建設された状態から変更のないものとする。

第３　財形住宅技術基準

機構住宅技術基準規程第３章に定める財形住宅技術基準の取扱いは、新築住宅にあっては、第２の１（(2) 、(9) 及び(10) を除く。）に定めるところによるものとし、既存住宅にあっては、第２の２（(2) 及び(6) を除く。）に定めるところによる。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構貸付条件規程（平成19年住機規程第49号）に定めるリ・ユースマンションで、第２の２の(7) のイに適合している場合にあっては、第２の２の(8) に適合しているものとみなすことができる。

第４　合理的土地利用建築物技術基準

機構住宅技術基準規程第４章に定める合理的土地利用建築物技術基準の取扱いは、第２の１（(2) のア、(4) のイ、(10)及び(11)を除き、(6) のイ及び(8) の規定中「住宅」とあるのは「住宅（非住宅部分に資金の貸付けをする場合は、当該非住宅を含む。)」と読み替える。）並びに次の(1) 及び(2) に定めるところによる。ただし、賃貸の用に供するものであって、鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造で、重量床衝撃音レベルが遮音等級（日本工業規格A1419-2（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法―第２部：床衝撃音遮断性能）に規定する床衝撃音遮断性能に関する等級をいう。）$L_{i,Fmax,r}$-65程度の遮音性能を有する構造とする場合にあっては、第２の１の(9) の規定に適合しているものとみなすことができる。

(1) 建築物の構造

建築物は、耐火構造の建築物、準耐火構造の建築物又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成19年財務省・国土交通省令第１号）第39条第３項各号に掲げる基準に適合する建築物（財形省令第１条第１項第１号ロ(2) に掲げる基準に適合する建築物を除く。）でなければならない。

(2) 空地の確保

敷地の規模の３パーセント以上の空地（公園、広場、緑地、その他の空地をいう。）を設けなければならない。ただし、敷地の立地に応じて、敷地の規模の３パーセント未満の空地とすることができる。

第５　賃貸住宅技術基準

１　賃貸住宅（ファミリー対応及び高齢者対応）技術基準

(1) 機構住宅技術基準規程第５章第１節に定める賃貸住宅（ファミリー対応及び高齢者対応）技術基準の取扱いは、第２の１（(2) のア、(4) のア、(10)及び(11)を除く。）並びに次のアからウまでに定めるところによる。

ア　住宅の構造

住宅は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅でなければならない。

イ　空地の確保

敷地の規模の３パーセント以上の空地（公園、広場、緑地、その他の空地

をいう。）を設けなければならない。ただし、敷地の立地に応じて、敷地の規模の３パーセント未満の空地とすることができる。

ウ　賃貸住宅のバリアフリー構造

賃貸融資（高齢者対応）の賃貸住宅にあっては、別紙10に掲げるバリアフリー構造に係る基準に適合するものでなければならない。

(2) 第２の１の(3) の適用に当たっては、高齢者向けの優良な賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。）第48条に規定する高齢者向けの優良な賃貸住宅をいう。）及び高齢者向け優良賃貸住宅（高齢者居住法第34条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅をいう。）については、(1)の規定にかかわらず次のア及びイによることができる。

ア　居住室を１以上とすること。

イ　共用部分に共同して利用するため適切な炊事室又は浴室を備えることにより各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸の炊事室又は浴室を設置しないこと。

(3) 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造で、重量床衝撃音レベルが遮音等級（日本工業規格A1419-2（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法―第２部：床衝撃音遮断性能）に規定する床衝撃音遮断性能に関する等級をいう。）$L_{i,Fmax,r}$-65程度の遮音性能を有する構造とする場合にあっては、(1)の規定にかかわらず第２の１の(9) の規定に適合しているものとみなすことができる。

２　賃貸住宅（高優賃購入）技術基準

機構住宅技術基準規程第５章第２節に定める賃貸住宅（高優賃購入）技術基準の取扱いは、第２の２（(2) 、(6) 及び(8) を除く。）に定めるところによる。ただし、第２の２の(3) の適用に当たっては、次の(1) 及び(2) によることができる。

(1) 居住室を１以上とすること。

(2) 共用部分に共同して利用するため適切な炊事室又は浴室を備えることにより各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸の炊事室又は浴室を設置しないこと。

第６　政策誘導型住宅改良工事の技術基準

機構住宅技術基準規程第６章に定める政策誘導型住宅改良工事の技術基準の取扱いは、次の(1)から(8)までに定めるところによる。

(1) バリアフリー住宅工事の基準

改良後の住宅が、別紙11に適合する工事を行うこと。ただし、共同住宅の用途に供する建築物内の住宅で、次のア及びイに掲げるものにあっては、それぞれア及びイに規定するところによる。

ア　自己居住用住宅貸付けに係るものにあっては、改良後の住宅が、別紙11の１に規定する基準に適合する工事を行うことをもって基準に適合しているものとみなす。

イ　住宅の区分所有者の共用に供される共用部分を改良する個人、所有権留保住宅分譲者又は管理組合に対する貸付けに係るものにあっては、改良後の住宅が、別紙11の２に規定する基準に適合する工事を行うことをもって基準に適合しているものとみなす。

(2) 高齢者等対応設備設置工事の基準

次のアからカまでに掲げるいずれかの工事を行うこと。この場合において、アからカまでに掲げる各工事のうち当該各工事の一部が既に実施済で、当該各工事の残りの工事を実施するものについては、当該各工事を実施したものとみなす。

ア　ホームエレベーターを設置する工事

イ　天井面にレールを固定した移動用リフトを設置する工事

ウ　階段昇降機を設置する工事

エ　いす座又は車いす対応キッチン（シンク下部にひざの入る空間を有するものに限る。）を設置する工事

オ　高齢者等専用の便所及び洗面所を設置するとともに、高齢者等用の手すり、すべり止め等を浴室に設置する工事

カ　高齢者等の日常生活の安全性を確保するため、次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる設備をそれぞれ当該(ｱ)から(ｳ)までに定めるとおり設置する工事。

(ｱ) 火災警報器　すべての居室（高齢者等の寝室、炊事室及び玄関が同一階にある住宅にあっては、当該階の居室に限ることができる。以下(ｲ)において同じ。）に設置すること。

(ｲ) スプリンクラー設備等　すべての居室に設置すること。

(ｳ) 通報装置　高齢者等の寝室、便所及び浴室から居間等に対し非常の際に通報できるものとすること。

(3) 断熱構造化工事の基準

改良後の住宅が､別紙12又は別紙13に掲げる基準に適合する工事を行うこと。ただし、次のア及びイに掲げる事項については、それぞれア及びイに規定するところによる。

ア　次の部分について断熱構造としないことができる。

ａ　既存部分の壁及び床

ｂ　既存部分の開口部のうち、居室と区画されている玄関、浴室、便所等にあるもの

イ　別紙１の３に掲げる地域の区分がⅠの地域においては、全部改築を行う場合を除き、気密施工を行わない場合であっても気密住宅として取り扱うことができる。

(4) 省エネルギー型設備設置工事の基準

別紙14、別紙15又は別紙21に掲げるいずれかの工事を行うこと。

(5) シックハウス対策工事の基準

改良後の住宅が、次のアからウまでに掲げる基準に適合する工事を行うこと。

ア　基準法施行令第20条の６及び第20条の７の規定に適合すること。

イ　基準法施行令第20条の８第１項の規定に適合する構造の換気設備を設置していること。

ウ　ホルムアルデヒドの発散による衛生上支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を定める件（平成15年国土交通省告示第274号）第１の三のイ又はロの規定に適合すること（居室の空気圧が、当該居室に係る天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する建築物の部分の空気圧以上とする措置を講じている場合を除く。)。

(6) 耐震改修工事の基準

ア　次の(ｱ) 又は(ｲ) のいずれかに該当する工事を行うこと。

(ｱ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123号）第８条に基づく計画の認定を受けた耐震改修工事

(ｲ) 改良前の住宅が、共同住宅以外の住宅にあっては別紙８又は第２の２の(7) のウの(ｴ) に規定する基準に、共同住宅にあっては別紙９又は第２の２の(7) のウの(ｴ) に規定する基準に、それぞれ適合しない場合において、改良後の住宅が当該基準に適合する状態となることを目的として行う工事

イ　アの(ｲ)の適用に当たっては、次の(ｱ) 、(ｲ) 又は(ｳ) に定めるところによることができる。

(ｱ) 昭和56年５月31日以前に基準法第６条第１項に規定する確認を受けた住宅又は国、地方公共団体等が認めた地震に対する安全性に関する診断方法により診断を行い地震に対する安全性を有することが認められない住宅については、別紙８、別紙９及び第２の２の(7) のウの(ｴ) に掲げる基準に適合しないものとする。

(ｲ) 改良後の住宅が次のａからｆまでのすべてに該当する場合にあっては、別紙８に規定する基準に適合するものとする。

ａ　共同住宅以外の住宅であること。

ｂ　構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした住宅であること。

ｃ　別紙８の１の(2) のアの(ｱ) の表の建物の形状の欄に規定する立体的に不整形でかつ不整形の程度が著しい場合以外の住宅であること。

ｄ　別紙８の１の(2) のイの(ｱ) の表の外壁に対する無開口壁の割合が最も低い面における無開口壁の割合の欄に規定する無開口壁がない場合（全開口の場合）以外の住宅であること。

ｅ　基礎が一体のコンクリート造の布基礎であること。

ｆ　１階部分の張り間方向及びけた行方向のそれぞれについて、次式に適合すること。

$W \geqq A_w \times S \times 0.8 / B$

この式において、W、A_w、Ｓ及びＢはそれぞれ次の数値を表すものとする。

Ｗ　１階部分の張り間方向及びけた行き方向それぞれの耐力壁の長さの合計

A_w 次表に掲げる必要壁量

	平屋	2階建	3階建
軽い屋根（鉄板葺、石綿葺、スレート葺等）	0.11	0.29	0.46
重い屋根（かや葺、瓦葺等）	0.15	0.33	0.50

S　１階部分の床面積（単位　平方メートル）

B　基準法施行令第46条第４項表１の倍率の欄に掲げる数値。

異なる種類の軸組による場合は、当該軸組の種類に応じた数値に当該軸組の長さの耐力壁の長さの合計長さに対する割合を乗じて得たものの合計とする。

(ｳ) 改良後の住宅が国、地方公共団体等が認めた地震に対する安全性に関する診断方法により診断を行い地震に対する安全性を有することが認められた場合においては､別紙８又は別紙９に掲げる基準に適合するものとする。

(7) 耐久性向上工事の基準

次のアからオまでに掲げるいずれかの工事を行うこと。ただし、イ及びエに規定する屋根、壁、柱及びはりにあっては、主要構造部であるものに限り、ウに規定する床にあっては、主要構造部であるもの及び最下階のものに限ることとし、構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、小ばり、ひさし等を除くこととする。

ア　基礎又は土台の全部について、次に掲げるいずれかの工事を行うこと。

(ｱ) 独立基礎等を一体のコンクリート造の布基礎又はべた基礎とする工事

(ｲ) 無筋の布基礎等を有筋化する工事

(ｳ) 基礎のせいを高くするため、基礎のコンクリートを増し打ちする工事

(ｴ) 土台を取り替える又は補修する工事

イ　屋根又は壁の過半について、次に掲げるいずれかの工事を行うこと。

(ｱ) 屋根を葺き替える等の工事

(ｲ) 外壁を張り替える等の工事

(ｳ) 壁の軸組、枠組、パネル等を取り替える又は補修する工事

ウ　床組の過半を取り替える又は補修する工事

エ　柱又ははりの過半について、次に掲げるいずれかの工事を行うこと（木造軸組工法又は在来鉄骨造に限る｡)｡

(ｱ) 柱を取り替える又は補修する工事

(ｲ) はりを取り替える又は補修する工事

オ　浴室、台所、便所及び洗面所の給水管又は排水管の全部を取り替える工事

(8) 積雪地対応住宅工事の基準

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項の規定により指定された豪雪地帯において、次のアからウまでに掲げるいずれかの工事を行うこと。

ア　屋根に電熱、温水、温風、ヒートパイプ等による融雪装置を設置する工事

イ　勾配を大きくした屋根を平滑な材料でふき、屋根に雪を堆積させず自然に落下させる構造とする工事

ウ　雪が自然に解けて消失するまでの間、屋根に堆積した雪をそのまま載せておくことが可能な構造とする工事

第７　部分的バリアフリー住宅工事の技術基準

機構住宅技術基準規程第36条に定める工事は、次の(1) から(3) までのいずれかに適合するものとする。

(1) 別紙11の１の(1) に規定する基準

(2) 別紙11の１の(2) 及び(3) （浴室の出入口に係る規定を除く。）に規定する基準

(3) 別紙11の１の(6) に規定する基準

附　則

（施行期日）

１　この実施細則は、平成21年４月１日から施行する。

（通ちょうの廃止）

２　「独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程の取扱いについて」（平成19年４月１日付け住機審発第10号（住））及び「機構住宅技術基準に関する承認事務の取扱いについて」（平成19年４月１日付け住機審発第16号（住））は、廃止する。

附　則

この実施細則は、平成21年４月30日から施行する。

附　則

この実施細則は、平成21年６月４日から施行する。

附　則

この実施細則は、平成21年８月17日から施行する。

附　則

この実施細則は、平成21年10月１日から施行する。

附　則

この実施細則は、平成22年１月８日から施行する。

附　則

この実施細則は、平成22年１月27日から施行する。

附　則

この実施細則は、平成23年４月１日から施行する。

別紙１
断熱構造の基準（熱貫流率等による基準）

１　断熱構造とする部分

屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井並びに外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井、壁及び床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）については、地域の区分（３に定める地域の区分をいう。以下同じ。）に応じ、断熱及び結露防止のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次の(1) から(7) までのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

(1) 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
(2) 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
(3) 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
(4) 玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
(5) 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分
(6) 居室と区画されている玄関その他これに類する区画の出入口の建具
(7) １戸建ての住宅以外の住宅の壁であって、地域の区分に応じて次の表に掲げる壁の種類に該当するもの

地域の区分	壁　の　種　類
Ⅰ	
Ⅱ	居室又は押し入れ以外の壁（妻壁を除く。以下同じ。）
Ⅲ	
Ⅳ	居室若しくは押し入れ以外の壁又は南面する壁(妻壁を除く。)
Ⅴ	すべての壁
Ⅵ	

２　断熱性能等の基準

躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井並びに外気等に接する天井、壁及び床をいう。）を１に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の(1) 及び(3) 又は(2) 及び(3) に定める基準によること。

(1) 熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

表

住宅の種類		部　位		熱貫流率の基準値（単位　１平方メートル１度につきワット）					
				地　域　の　区　分					
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
(1)	鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造の住宅（以下「鉄筋コンクリート造等住宅」という。）	屋根又は天井		0.70	1.04	1.04	1.04	1.41	1.41
		壁		0.81	1.16	1.16	1.53		
		床	外気に接する床	0.61	1.10	1.10	1.28		
			その他の床	0.70	1.22	1.22	1.88		
(2)	(1) 以外の住宅	屋根又は天井		0.34	0.69	0.69	0.92	1.39	1.39

		部位		I	II	III	IV	V	VI
		壁		0.53	1.03	1.03	1.29		
		床	外気に接する床	0.41	0.92	0.92	1.15		
			その他の床	0.49	1.01	1.01	1.26		

(2) 各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること

住宅の種類		部　位		断熱材の熱抵抗の基準値（単位　１ワットにつき平方メートル・度）					
				地　域　の　区　分					
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
(1)	鉄筋コンクリート造等住宅	屋根又は天井		1.2	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5
		壁		1.0	0.6	0.6	0.4		
		床	外気に接する床	1.2	0.5	0.5	0.3		
			その他の床	0.8	0.4	0.4	0.1		
(2)	(1) 以外の住宅	屋根又は天井		2.7	1.2	1.2	0.8	0.5	0.5
		壁	真壁造で断熱材を施工するもの		1.0	1.0	0.7		
			大壁造で断熱材を施工するもの	2.1	0.8	0.8	0.6		
		床	外気に接する床	2.6	0.8	0.8	0.6		
			その他の床	2.1	0.7	0.7	0.5		

1　Ⅰ地域において、一部の壁を真壁造の工法で住宅を建設する場合にあっては、真壁造の壁体内に断熱材を充填し、その他の壁及び天井に施工する断熱材の熱抵抗は、次の表に掲げる数値以上とするものとする。

住宅の種類	部　位	工　　　法	断熱材の熱抵抗の基準値（単位　１ワットにつき平方メートル・度）
鉄筋コンクリート造等住宅以外の住宅	屋根又は天井	天井に断熱材を施工するもの	3.1
	壁	大壁造で断熱材を施工するもの	2.0

2　外壁の面積の合計に対する当該壁の面積の比率（以下「当該壁の面積の比率」という。）が30パーセント以下であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値以下とすることができる（３若しくは４を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等住宅を除く。）。

(1) 当該壁以外の壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値以上とする場合

(2) 屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる屋根又は天井の基準値を加えた値以上とする場合

(3) 床の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる床の基準値を加えた値以上とする場合

3　次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に 0.5を乗じた値以上とすることができる（２若しくは４を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等住宅を除

く。）。
(1) 当該壁の面積の比率が30パーセント以下であり、かつ、開口部の熱貫流率をⅠ地域にあっては2.33以下、Ⅱ地域にあっては3.49以下、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域にあっては4.65以下とする場合
(2) 当該壁の面積の比率が30パーセント以下であり、かつ、開口部の建具を次の表に掲げる基準に適合するものとする場合

地域の区分	建具の種類又はその組合せ	
Ⅰ	窓又は引戸	次の１から６までのいずれかに該当するもの １　ガラス単板入り建具の三重構造であるもの ２　ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）入り建具との二重構造であるもの ３　ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）入り建具との二重構造であって、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であるもの ４　三重構造のガラス入り建具でガラス中央部の熱還流率（単位　１平方メートル１度につきワット。以下同じ。）が1.91以下であるもの ５　二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率（単位　１平方メートル１度につきワット。以下同じ。）が1.51以下であるもの ６　二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下であるもの
	窓、引戸又は框ドア	次の１又は２のいずれかに該当するもの １　低放射複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）又は三層複層ガラス（空気層が各12ミリメートル以上のものに限る。）入りの建具であって、木製、プラスチック製、木と金属の複合材料製又はプラスチックと金属の複合材料製のいずれかであるもの ２　木製、プラスチック製、木と金属の複合材料製又はプラスチックと金属の複合材料製のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの
	ドア	次の１又は２のいずれかに該当するもの １　木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分が低放射複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）又は三層複層ガラス（空気層が各12ミリメートル以上のものに限る。）であるもの若しくはガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの ２　金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製の枠及び断熱フラッシュ構造扉で構成されるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分が低放射複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは三層複層ガラス（空気層が各12ミリメートル以上のものに限る。）であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの
Ⅱ	窓又は引戸	次の１から４までのいずれかに該当するもの １　ガラス単板入り建具の二重構造で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であるもの ２　ガラス単板入り建具の二重構造で、枠が金属製熱遮断構造であるもの ３　ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）入り建具との二重構造であるもの ４　二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.30以下であるもの
	窓、引戸又は框ドア	次の１から６までのいずれかに該当するもの １　複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）入りの建具で、木製又はプラスチック製であるもの ２　ガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）、複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）又は低放射複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）入り建具であって、金属

		製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製であるもの 3　木製又はプラスチック製のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が3.36以下であるもの 4　二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの 5　二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの 6　金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの
	ドア又は引き戸	次の１又は２のいずれかに該当するもの 1　木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分がガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）、複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは低放射複層ガラス（空気層が６ミリメートル以上のものに限る。）入り建具であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの 2　金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製の枠及び断熱フラッシュ構造扉で構成されるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分がガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）、複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは低放射複層ガラス（空気層が６ミリメートル以上のものに限る。）入り建具であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの
Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ	窓又は引戸	ガラス単板入り建具の二重構造であるもの
	窓、引戸又は框ドア	次の１から３までのいずれかに該当するもの 1　ガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）入り建具であるもの 2　複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）入り建具であるもの 3　ガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの
	ドア	次の１から３までのいずれかに該当するもの 1　扉がフラッシュ構造（金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製若しくは水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造又は当該密閉空気層に断熱材を充填した構造をいう。）であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分がガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの 2　扉が木製であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分がガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの 3　扉が金属製熱遮断構造パネルであるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分がガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの

1　ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格Ｒ3107-1998（板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法）又は日本工業規格Ａ1420-1999（建築用構成材の断熱性測定方法）に定める測定方法によるものとする。

2　「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格Ｒ3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める垂直放射率が0.20以下のガラスを１枚以上使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを２枚以上使用したものをいう。

3　「断熱積層構造」とは、木製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填した構造をいう。
4　「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。
5　「断熱フラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした扉をいう。

4　次のいずれかに該当する場合は、屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根又は天井の基準値に0.5 を乗じた値以上とすることができる（２若しくは３を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等住宅を除く。）。
(1) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる屋根又は天井の基準値と当該屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値との差に0.3 以上の値を乗じた値に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値とする場合
(2) 開口部の熱貫流率が、Ⅰ地域にあっては2.91以下、Ⅱ地域にあっては4.07以下、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域にあっては4.65以下とする場合
(3) 開口部の建具を３の(2) の表に掲げる基準に適合するものとする場合
5　特別の事由により、一つの部位でこの表の断熱材の熱抵抗を減ずる場合にあっては、他のすべての部位で断熱材の熱抵抗に当該減じた数値の熱抵抗を附加するものとする。
6　１戸建ての住宅にあっては、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面積の合計に0.05 を乗じた面積以下の部分については、上表において「その他の部分」とみなすことができる。
7　湿式真壁については、湿式真壁の部位の断熱材の施工を省略することができる。

(3) グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（日本工業規格Ａ9511（発泡プラスチック保温材）に規定するもの、日本工業規格Ａ9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に規定する吹付け硬質ウレタンフォームＡ種１又はＡ種２に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合にあっては、防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
ア　地域の区分がⅥ地域である場合
イ　コンクリート躯体又は土塗り壁の外側に断熱層がある場合
ウ　床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合
エ　断熱層が単一の材料で均質に施工される場合、断熱層の外気側表面より室内側に施工される材料の透湿抵抗の合計値を、断熱層の外気側表面より外気側に施工される材料の透湿抵抗の合計値で除した値が、地域の区分がⅠ及びⅡ地域である場合にあっては４以上（屋根又は天井の場合にあっては５以上）、Ⅲ地域である場合にあっては２以上（屋根又は天井の場合にあっては３以上）、Ⅳ及びⅤ地域である場合にあっては２以上である場合
オ　アからエまでに掲げるものと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合

3　１及び２の地域の区分は、次の表のとおりとする。

地域の区分	都　道　府　県　名
Ⅰ	北海道
Ⅱ	青森県　岩手県　秋田県
Ⅲ	宮城県　山形県　福島県　栃木県　新潟県　長野県
Ⅳ	茨城県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　富山県　石川県　福井県 山梨県　岐阜県　静岡県　愛知県　三重県　滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県 和歌山県　鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県 高知県　福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県
Ⅴ	宮崎県　鹿児島県
Ⅵ	沖縄県

1　次の町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅰ地域に区分されるものとする。
青 森 県　　十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町
岩 手 県　　久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

２　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅱ地域に区分されるものとする。

北 海 道　函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、
八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、
せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町

宮 城 県　栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)

山 形 県　米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、
河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、
大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福 島 県　会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、
須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、
田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、
北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、
小野町、川内村、飯舘村

栃 木 県　日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)

群 馬 県　沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、
みなかみ町(旧水上町に限る。)

新 潟 県　十日町市 (旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町

山 梨 県　富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、
富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)

長 野 県　長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、
上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、
駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、
千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、
佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、
南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、
木曽町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、
山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐 阜 県　高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

３　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青 森 県　青森市(旧青森市に限る。)、深浦町

岩 手 県　宮古市(旧新里村を除く。)、大船渡市、
一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。) 、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋 田 県　秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、
由利本荘市(旧東由利町を除く。)、潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く。)、
八峰町、大潟村

茨 城 県　土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、
笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、
かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子町

群 馬 県　高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、
渋川市(旧赤城村、旧小野上村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、
みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、
高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)

埼 玉 県　秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)

東 京 都　奥多摩町

富 山 県　富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、
南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町

石 川 県　白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)

福 井 県　大野市(旧和泉村に限る。)

山 梨 県　甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、
北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市 (旧芦川村に限る。) 、鳴沢村、
富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村

岐 阜 県　中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。)、
恵那市(旧串原村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、
郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村

愛 知 県　豊田市(旧稲武町に限る。)

兵 庫 県　養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)

奈 良 県　奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、
宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村

和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥 取 県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島 根 県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
岡 山 県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、 真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
広 島 県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、 廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、 安芸高田市(旧八千代町、旧美土理町、旧高宮町に限る。)、 安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、 世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
徳 島 県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)
高 知 県	いの町(旧本川村に限る。)

4　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅳ地域に区分されるものとする。

福 島 県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃 木 県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、 さくら市(旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、 西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、 岩舟町、都賀町、高根沢町
新 潟 県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、 三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、 村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、 上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、 阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、 刈羽村、粟島浦村
長 野 県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
宮 崎 県	都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、 えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	伊佐市、曽於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町

5　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅴ地域に区分されるものとする。

茨 城 県	神栖市(旧波崎町に限る。)
千 葉 県	銚子市
東 京 都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静 岡 県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)
三 重 県	尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町
和歌山県	御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、 すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山 口 県	下関市(旧下関市に限る。)
徳 島 県	牟岐町、美波町、海陽町
愛 媛 県	宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町
高 知 県	高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、 宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、 芸西村、いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)
福 岡 県	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
長 崎 県	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、 南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、 新上五島町
熊 本 県	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、 宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町
大 分 県	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

備考　1　この表に掲げる区域は平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。。
　　　2　括弧内に記載する区域は平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別紙２
断熱構造の基準（熱損失係数等による基準）

１　住宅（重ね建ての住宅、連続建ての住宅及び共同住宅にあっては、住戸。以下同じ。）の熱損失係数（内外の温度差１度の場合において、１平方メートル当たり流出する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。）は、住宅の種類及び地域の区分（別紙１の３に定める地域の区分をいう。以下同じ。）に応じ、次表の熱損失係数に掲げる数値以下とすること。ただし、住宅の年間暖冷房負荷（１年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をメガジュールで表した数値を、住宅の床面積の合計を平方メートルで表した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）を、住宅の種類及び地域の区分に応じ、次表の年間暖冷房負荷に掲げる数値以下とする場合にあっては、この限りでない。

	住宅の種類	地　域　の　区　分					
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
熱損失係数	１戸建ての住宅	2.8	4.0	4.7	5.2	8.3	8.3
	上記以外の住宅	2.8	4.0	4.4	4.9	7.1	7.1
年間暖冷房負荷	１戸建ての住宅	840	1,030	1,030	1,030	1,100	1,100
	上記以外の住宅	840	980	980	980	980	980

２　１に規定する熱損失係数及び年間暖冷房負荷の算出方法は、次の(1)から(3)までに定めるところによる。
(1) 熱損失係数の算出方法
ア　１に規定する熱損失係数は、次の式により算出する。

$$Q = (\Sigma A_i U_i H_i + \Sigma (L_{Fi} U_{Li} H_i + A_{Fi} U_{Fi}) + 0.35 n B) / S$$

この式において、Q、A_i、U_i、H_i、L_{Fi}、U_{Li}、A_{Fi}、U_{Fi}、n、B及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q　熱損失係数（単位　１平方メートル１度につきワット）

A_i　外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏（以下「外気等」という。）に接する第ｉ部位（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆った床又は床裏が外気に通じない床（以下において「土間床等」という。）を除く。）の面積（単位　平方メートル）

U_i　第ｉ部位の熱貫流率（内外の温度差１度の場合において１平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）により貫流する熱量等を勘案して算出するものとする。ただし、熱橋により貫流する熱量は断熱補強（熱橋に断熱材を補うことにより断熱性能を強化することをいう。）の方法に応じて適切に算出するものとする。）

H_i　第ｉ部位又は第ｉ土間床等の外周の接する外気等の区分に応じて次の表に掲げる係数

外　気	外気に通じる小屋裏又は天井裏	外気に通じる床裏
1.0	1.0	0.7

L_{Fi}　第ｉ土間床等の外周の長さ（単位　メートル）

U_{Li}　第ｉ土間床等の外周の熱貫流率（内外の温度差１度の場合において１メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出するものとする。）

A_{Fi}　第ｉ土間床等の中央部（外周より１メートル以内の部分を除いた部分をいう。以下同じ。）の面積（単位　平方メートル）

U_{Fi}　第ｉ土間床等の中央部の熱貫流率（内外の温度差１度の場合において１平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出するものとする。）

n　換気回数（原則として 0.5とする。ただし、熱回収装置を備えた換気設備の使用により暖房エネルギー消費量の削減が明らかに可能な場合にあっては、熱損失係数の算出に当たっては、熱回収装置の使用に伴う空気搬送動力の増分を勘案した数値にすることができるものとする。）（単位　１時間当たり回）

B　住宅の気積（単位　立方メートル）

S　　住宅の床面積の合計（単位　平方メートル）

イ　小規模な住宅（共同住宅以外の住宅にあっては床面積 100平方メートル以下、共同住宅にあっては床面積60平方メートル以下のものをいう。以下同じ。）については、１の表の熱損失係数の欄に掲げる数値を、次の式により算出される数値とすることができる。

$Q_{ss}=(1+0.005(A_s-S))Q_s$

この式において、Q_{ss}、A_s、S及びQ_sは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_{ss}　小規模な住宅について適用される熱損失係数（単位　１平方メートル１度につきワット）

A_s　基準床面積（共同住宅以外の住宅にあっては 100、共同住宅にあっては60）（単位　平方メートル）

S　　住宅の床面積の合計（単位　平方メートル）

Q_s　１の表の熱損失係数の欄に掲げる数値（単位　１平方メートル１度につきワット）

(2) 年間暖冷房負荷の算出方法

ア　１に規定する年間暖冷房負荷は、次の(ｱ) から(ｵ) までに掲げる条件に従って求めた１年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計（単位　メガジュール）を、住宅の床面積の合計（単位　平方メートル）で除して算出する。

(ｱ) 暖房及び冷房は、断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造とする部分に囲まれたすべての空間において行うものとすること。

(ｲ) 暖房は、暖房期間（１年間のうちで日平均外気温が15度以下となるすべての期間をいう。以下同じ。）において、室温18度以上に設定して行うものとすること。

(ｳ) 冷房は、冷房期間（１年間のうちで暖房期間以外の期間をいう。）において、室温27度以下、相対湿度60パーセント以下に設定して行うものとすること。

(ｴ) 外気温（日平均外気温を含む。）については、５年間以上の気象データの平均を使用すること。

(ｵ) 暖房負荷の計算においては次のａに掲げる熱を、冷房負荷の計算においては次のａ及びｂに掲げる熱を、それぞれ勘案すること。

ａ　顕熱

(a) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

(b) 換気又は漏気によって輸送される熱

(c) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

(d) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱（全床から一様に常時一定量発熱するものとして計算する場合には、１時間１平方メートルにつき16.7キロジュールとすることができる。）

(e) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

ｂ　潜熱

(a) 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱

(b) 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱（全床から一様に常時一定量発熱するものとして計算する場合には、１時間１平方メートルにつき 4.2キロジュールとすることができる。）

イ　暖房度日（日平均外気温が18度を下回る日について、室温18度と当該日平均外気温との差を、暖房期間にわたって合計した値をいう。）が4500度・日を超える地域においては、１の表の年間暖冷房負荷の欄に掲げる数値を、次の式により算出される数値とすることができる。

$L_s=0.19\times D-15$

この式において、L_s 及びDは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L_s　年間暖冷房負荷（単位　１年間１平方メートルにつきメガジュール）

D　　暖房度日（単位　度・日）

(3) 熱損失係数及び年間暖冷房負荷の算出する場合の特定条件

１に規定する熱損失係数又は年間暖冷房負荷を算出する場合には、ア及びイに掲げる住宅の種類に応じ、住宅の規模、構造その他の条件の一部を、それぞれア及びイに掲げる条件に代えることができる。

ア　１戸建ての住宅

(ｱ) 階数　地上階数が２である。

(ｲ) １階の平面形状（短辺、長辺、床面積の条件を含む。以下(3) において同じ。）　短辺の長さが長辺の長さに0.75を乗じた値以下の長方形であり、床面積の合計が150㎡未満である。

(ｳ) ２階の平面形状　短辺の長さが長辺の長さに0.67を乗じた値以下の長方形であり、かつ、床面積の合計が(ｲ) に基づき設定した１階の床面積の合計に0.82 を乗じた値又は150㎡から(ｲ) に基づき設定した１階の床面積の合計を控除した値のいずれか小さい値以下である。

(ｴ) 開口部の面積及び位置　その面積の合計が、(ｲ) に基づき設定した１階の床面積の合計及び(ｳ) に基づき設定した２階の床面積の合計に0.28（地域の区分がⅠ及びⅡ地域の場合においては、0.23）を乗じた値以上である（開口部のうち窓の面積の合計が、真南から±112.5° の方位に面する窓の面積の合計に1.25 を乗じた値以下である場合に限る。）。

イ　１戸建ての住宅以外の住宅

(ｱ) 階数　地上階数が１である。

(ｲ) 平面形状　短辺の長さが長辺の長さに0.54を乗じた値以下の長方形であり、床面積の合計が70㎡以下であ

る。

(ｳ) 開口部の面積及び位置　その面積の合計が、(ｲ) に基づき設定した床面積の合計に0.20を乗じた値以上である（開口部のうち窓の面積の合計が、真南から±112.5° の方位に面する窓の面積の合計に1.27 を乗じた値以下である場合に限る。）。

3　グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（日本工業規格Ａ9511（発泡プラスチック保温材）に規定するもの、日本工業規格Ａ9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に規定する吹付け硬質ウレタンフォームＡ種１又はＡ種２に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合にあっては、防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 地域の区分がⅥ地域である場合

(2) コンクリート躯体又は土塗り壁の外側に断熱層がある場合

(3) 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合

(4) 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合、断熱層の外気側表面より室内側に施工される材料の透湿抵抗の合計値を、断熱層の外気側表面より外気側に施工される材料の透湿抵抗の合計値で除した値が、地域の区分がⅠ及びⅡ地域である場合にあっては４以上（屋根又は天井の場合にあっては５以上）、Ⅲ地域である場合にあっては２以上（屋根又は天井の場合にあっては３以上）、Ⅳ及びⅤ地域である場合にあっては２以上である場合

(5) (1) から(4) までに掲げるものと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合

別紙３
耐久性基準

次の１から６までに掲げる住宅の種類に応じて、それぞれ１から６までに定める基準に適合する住宅であること。

１　木造住宅

構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅（２又は５に規定するものを除く。）は木造とする部分を次の(1) から(5) までに掲げる基準に適合するものとすること。

(1) 基礎

地面から基礎上端までの高さが400ミリメートル以上であること。ただし、建設工事の完了の日から起算して10年を経過したもので、別紙５の２の(2) 及び(3) に掲げる基準に適合する住宅にあっては、300ミリメートル以上とすることができる。

(2) 小屋裏換気

小屋裏（屋根断熱工法（天井に断熱材を施工せず、屋根に断熱材を施工し、小屋裏換気孔を設置しない工法をいう。）を用いていることその他の措置が講じられていることにより、室内と同等の温熱環境にあると認められる小屋裏を除く。以下同じ。）を有する場合にあっては、次のアからエまでのいずれかの換気方式とすること。

ア　小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気上有効な位置に２以上の換気孔が設けられ、かつ、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合が 300分の１以上であること。

イ　軒裏に換気上有効な位置に２以上の換気孔が設けられ、かつ、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合が 250分の１以上であること。

ウ　軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものに吸気孔が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものに換気上有効な位置に排気孔が吸気孔と垂直距離で90センチメートル以上離して設けられ、かつ、吸気孔及び排気孔の有効面積の天井面積に対する割合がそれぞれ 900分の１以上であること。

エ　軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものに吸気孔が設けられ、小屋裏のできるだけ頂部に排気筒その他の器具を用いて排気孔が設けられ、かつ、吸気孔の有効面積の天井面積に対する割合が 900分の１以上であり、排気孔の有効面積の天井面積に対する割合が1600分の１以上であること。

(3) 床下換気・防湿

床下が次に掲げる基準に適合していること。

ア　外壁の床下部分には、壁の長さ４メートル以下ごとに有効面積 300平方センチメートル以上の換気孔が設けられ、壁の全周にわたって壁の長さ１メートル当たり有効面積75平方センチメートル以上の換気孔が設けられ、又は同等の換気性能があると確かめられた措置が講じられていること。

イ　厚さ60ミリメートル以上のコンクリート、厚さ 0.1ミリメートル以上の防湿フィルムその他同等の防湿性能があると確かめられた材料で覆われていること。

ウ　基礎断熱工法（床に断熱材を施工せず、基礎の外側、内側又は両側に地面に垂直に断熱材を施工し、床下換気孔を設置しない工法をいう。）を用いた場合で、次の(ｱ) から(ｳ) までに定める基準に適合するものにあっては、アに規定する床下換気孔を設置しないものとする。

(ｱ) 基礎に施工する断熱材の熱抵抗を、別紙１の３に定める地域の区分に応じ、次に掲げる表の基準値以上とすること。

別紙１の３に定める地域の区分	断熱材の熱抵抗の基準値（単位　１ワットにつき平方メートル・度）
Ⅰ	1.2
Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤ	0.6
Ⅵ	

(ｲ) 床下の防湿措置

床下地面には次のａ又はｂのいずれかに該当する防湿措置を講じること。

ａ　床下全面に、防湿フィルムで厚さ0.1ミリメートル以上のものを敷きつめること。この場合において、防湿フィルムの重ね幅は300ミリメートル以上とし、防湿フィルムの全面をコンクリート、乾燥した砂等で押さえ、押さえの厚さは50ミリメートル以上とする。

ｂ　床下全面に厚さ 100ミリメートル以上のコンクリートを打設すること。

(ｳ) 地面に講じる防蟻措置

基礎の内周部の地盤は、鉄筋コンクリート造のべた基礎により又は基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートにより覆うこと。ただし、鉄骨造住宅又は北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県若しくは福井県の区域の住宅については、この限りでない。

(4) 防腐・防蟻措置
次のアからウまでに掲げる基準に適合していること。
ア　外壁の軸組等（軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。）をいう。以下同じ。）のうち、地面からの高さ１メートル以内の部分について、防腐及び防蟻（北海道及び青森県においては、防腐）に有効な措置を講じたものとすること。
イ　アに規定する防腐及び防蟻に有効な措置を講じたものとは、次の(ｱ) から(ｶ) までのいずれかに該当するものをいう。
(ｱ) 構造用製材の日本農林規格等に規定する耐久性区分$Ｄ_1$ の樹種に区分される製材又はこれらの樹種により構成される集成材等を使用したもの
(ｲ) 下地材を除く部分に製材又は集成材等を使用し、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合板の日本農林規格に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格に規定する構造用パネル、日本工業規格Ａ5908（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうちＰタイプ又は日本工業規格Ａ5905（繊維板）に規定する繊維板のうちミディアムデンシティファイバーボードのＰタイプをいう。）を使用するとともに、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであるもの
(ｳ) 柱が直接外気に接する構造であって、当該柱に接続する外壁の中心線から軒の先端までの水平距離が90センチメートル以上であるもの
(ｴ) 柱に接続する外壁が通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の中に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）であるもの
(ｵ) 製材又は集成材等でその小径が12センチメートル以上のものを使用したもの
(ｶ) (ｱ) から(ｵ) までに掲げるものと同等の防腐及び防蟻に有効な措置が講じられていることが確かめられたもの
ウ　基礎の内周部の地盤を、鉄筋のコンクリート造のべた基礎により若しくは基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートにより覆うこと又は基礎の内周部及びつか石の周囲の地盤について、防蟻上有効な土壌処理を講じたものとすること。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域の住宅については、この限りでない。
(5) 浴室及び脱衣室
浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（１階の浴室回りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造による腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上２階以上の階に存する場合にあっては下地材を含む。）並びに浴室の天井は、次のア又はイのいずれか又は(4) のイの(ｱ) から(ｶ) までのいずれかに該当するものとすること。
ア　防水上有効な仕上げが施されているもの
イ　浴室の軸組等、床組及び天井にあっては、当該浴室を浴室ユニットとしたものであるもの

2　枠組壁工法住宅
構造耐力上主要な部分の全部又は一部に枠組壁工法（木材で組まれた枠組みに構造用合板その他それに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。以下同じ。）を用いる住宅は枠組壁工法を用いる部分について１の(1) から(5) までの規定を準用する。

3　鉄骨造住宅
構造耐力上主要な部分の全部又は一部を鉄骨造とする住宅は鉄骨造とする部分を次の(1) から(3) までに掲げる基準に適合するものとすること。
(1) 構造耐力上主要な部分のうち柱（ベースプレートを含む。以下３において同じ。）、はり及び筋かいに使用する鋼材は、次のア及びイに掲げる部分に応じて、それぞれア及びイに定めるものに該当すること。
ア　最下階の柱脚部（柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合にあっては当該鋼材のうちコンクリート上端の下方10センチメートルから上方１メートルまでの範囲の全面をいい、柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合以外の場合にあっては当該鋼材下端から１メートルまでの範囲の全面をいう。）
(ｱ) 最小厚さが９ミリメートル以上で、次のａからｆまでのいずれかに該当するもの又はこれと同等の防錆措置が講じられているもの
ａ　ジンクリッチプライマー（日本工業規格Ｋ5552（ジンクリッチプライマー）に規定するジンクリッチプライマーをいう。以下同じ。）を全面に１回以上塗布（工場内にて１回以上行うものに限る。）したもの（めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。）
ｂ　鉛系のさび止め塗料（日本工業規格Ｋ5622（鉛丹さび止めペイント）に規定する鉛丹さび止めペイント、日本工業規格Ｋ5623（亜酸化鉛さび止めペイント）に規定する亜酸化鉛さび止めペイント、日本工業規格Ｋ5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント）に規定する塩基性クロム酸鉛さび止めペイント又は日本工業規格Ｋ5625（シアナミド鉛さび止めペイント）に規定するシアナミド鉛さび止めペイントをいう。以下同じ。）を２回以上全面に塗布（工場内にて１回以上行うものに限る。）したもの（コンクリートに埋め込む部分及びめっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。）

c　２液形エポキシ樹脂プライマー（日本工業規格Ｋ5551（構造物用さび止めペイント）に規定する構造物用さび止めペイントＡ種をいう。以下同じ。）を１回以上全面に塗布（工場内にて１回以上行うものに限る。）したもの（めっき処理を施した鋼材に使用する場合に限り、コンクリートに埋め込む部分に使用することができる。）

d　日本工業規格Ｋ5553（厚膜型ジンクリッチペイント）に規定する厚膜型ジンクリッチペイントを１回以上全面に塗布（工場内にて１回以上行うものに限る。）したもの（めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。）

e　２液形タールエポキシ樹脂塗料（日本工業規格Ｋ5664（タールエポキシ樹脂塗料）に規定する２液形タールエポキシ樹脂塗料をいう。以下同じ。）を３回以上全面に塗布したもの（コンクリートに埋め込む部分及びめっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。）

f　次の(a)から(d)までのいずれかに該当するめっき処理を施したもの

(a) 片面付着量が１平方メートルにつき30グラム以上の溶融亜鉛めっき（日本工業規格Ｈ8641（溶融亜鉛めっき）に規定する溶融亜鉛めっきをいう。以下同じ。）

(b) 両面付着量（３点平均最小付着量をいう。以下同じ。）が１平方メートルにつき60グラム以上の溶融亜鉛めっき

(c) 両面付着量表示記号Ｚ06、Ｚ08、Ｚ10、Ｚ12、Ｚ18、Ｚ20、Ｚ22、Ｚ25、Ｚ27、Ｚ35、Ｚ45、Ｚ60、Ｆ06、Ｆ08、Ｆ10、Ｆ12又はＦ18に該当する溶融亜鉛めっき鋼材（日本工業規格Ｇ3302に規定する溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。以下同じ。）

(d) ＡＺ70、ＡＺ90、ＡＺ120、ＡＺ150、ＡＺ170、ＡＺ185若しくはＡＺ200 に該当する溶融55％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼材（日本工業規格Ｇ3321（溶融55％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融55％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。以下同じ。）又はＹ18、Ｙ20、Ｙ22、Ｙ25、Ｙ27、Ｙ35、Ｙ45若しくはＹ60に該当する溶融亜鉛－ 5％アルミニウム合金めっき鋼材（日本工業規格Ｇ3317（溶融亜鉛－ 5％アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛－ 5％アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。以下同じ。）

(ｲ) 最小厚さが６ミリメートル以上で、次のａからｇまでのいずれかに該当するもの又はこれと同等の防錆措置が講じられているもの

a　(ｱ) のｄ又はｅのいずれかに該当するもの

b　鉛系のさび止め塗料を２回以上全面に塗布（工場内にて２回以上行うものに限る。）した上、合成樹脂調合ペイント（日本工業規格Ｋ5516（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。以下同じ。）を２回以上全面に塗布したもの（コンクリートに埋め込む部分及びめっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。）

c　２液形エポキシ樹脂プライマーを１回以上全面に塗布（工場内にて１回以上行うものに限る。）した上、合成樹脂調合ペイントを２回以上全面に塗布したもの（コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。）

d　２液形エポキシ樹脂プライマーを１回以上全面に塗布（工場内にて１回以上行うものに限る。）した上、２液形エポキシ樹脂エナメル（日本工業規格Ｋ5659（鋼構造物用耐候性塗料）に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約30μｍ 以上の２液形エポキシ樹脂エナメルをいう。以下同じ。）を１回以上全面に塗布したもの（めっき処理を施した鋼材に使用する場合に限り、コンクリートに埋め込む部分に使用することができる。）

e　ジンクリッチプライマーを１回以上全面に塗布（工場内にて１回以上行うものに限る。）した上、日本工業規格Ｋ5659（鋼構造物用耐候性塗料）に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約60μｍ から120μｍまでの２液形エポキシ樹脂エナメルを１回以上又は２液形タールエポキシ樹脂塗料を２回以上全面に塗布したもの（めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。）

f　ジンクリッチプライマーを１回以上全面に塗布（工場内にて１回以上行うものに限る。）し、２液形エポキシ樹脂プライマーを１回以上全面に塗布（工場内にて１回以上行うものに限る。）をした上、２液形エポキシ樹脂エナメルを１回以上全面に塗布したもの（めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。）

g　次の(a)から(d)までのいずれかに該当するめっき処理を施したもの

(a) 片面付着量が１平方メートルにつき60グラム以上の溶融亜鉛めっき

(b) 両面付着量が１平方メートルにつき 120グラム以上の溶融亜鉛めっき

(c) 両面付着量表示記号Ｚ12、Ｚ18、Ｚ20、Ｚ22、Ｚ25、Ｚ27、Ｚ35、Ｚ45、Ｚ60、Ｆ12又はＦ18に該当する溶融亜鉛めっき鋼材

(d) ＡＺ70、ＡＺ90、ＡＺ120、ＡＺ150、ＡＺ170、ＡＺ185若しくはＡＺ200 に該当する溶融55％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼材又はＹ18、Ｙ20、Ｙ22、Ｙ25、Ｙ27、Ｙ35、Ｙ45若しくはＹ60に該当する溶融亜鉛－5％アルミニウム合金めっき鋼材

(ｳ) 最小厚さが 2.3ミリメートル以上で、次のａからｃまでのいずれかに該当するもの又はこれと同等の防錆措置が講じられているもの

a　(ｱ) のｅ又は(ｲ) のｅ若しくはｆのいずれかに該当するもの

b　２液形エポキシ樹脂プライマーを１回以上全面に塗布（工場内にて１回以上行うものに限る。）し

た上、２液形エポキシ樹脂エナメルを２回以上全面に塗布したもの（めっき処理を施した鋼材に使用する場合に限り、コンクリートに埋め込む部分に使用することができる。）

ｃ　次の(a) から(d) までのいずれかに該当するめっき処理を施したもの

(a) 片面付着量が１平方メートルにつき 120グラム以上の溶融亜鉛めっき

(b) 両面付着量が１平方メートルにつき 240グラム以上の溶融亜鉛めっき

(c) 両面付着量表示記号Ｚ25、Ｚ27、Ｚ35、Ｚ45又はＺ60に該当する溶融亜鉛めっき鋼材

(d) ＡＺ70、ＡＺ90、ＡＺ120、ＡＺ150、ＡＺ170、ＡＺ185若しくはＡＺ200 に該当する溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼材又はＹ18、Ｙ20、Ｙ22、Ｙ25、Ｙ27、Ｙ35、Ｙ45若しくはＹ60に該当する溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼材

イ　アに掲げる部分以外の部分

(ｱ) 最小厚さが９ミリメートル以上であるもの

(ｲ) 最小厚さが６ミリメートル以上で、アの(ｱ) に該当するもの

(ｳ) 最小厚さが 2.3ミリメートル以上で、アの(ｱ) のｄ若しくはｅ、アの(ｲ) のｂからｇまでのいずれか又はアの(ｳ) のｂのいずれかに該当するものその他これと同等の防錆措置が講じられているもの

(2) 構造耐力上主要な部分のうち柱、はり、及び筋かい以外の部分に使用する鋼材は、次のいずれかに該当すること。

ア　最小厚さが９ミリメートル以上であるもの

イ　(1) のアの(ｱ) に該当するもの

(3) その他

１の(2) 及び(3) の規定は、鉄骨造住宅について準用する。

４　鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅

構造耐力上主要な部分の全部又は一部を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする住宅は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする部分を次の(1) から(3) までに掲げる基準に適合するものとすること。

(1) セメントの種類

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分に、ポルトランドセメント（日本工業規格Ｒ5210（ポルトランドセメント）に規定するポルトランドセメントをいう。以下同じ。）、フライアッシュセメント（日本工業規格Ｒ5213（フライアッシュセメント）に規定するフライアッシュセメントをいう。以下同じ。）又は高炉セメント（日本工業規格Ｒ5211（高炉セメント）に規定する高炉セメントをいう。以下同じ。）が使用されていること。

(2) コンクリートの水セメント比

水セメント比（コンクリートの調合に使用するセメントに対する水の重量比率をいう。以下同じ。）が、次のア又はイのいずれか（中庸熱ポルトランドセメント又は低熱ポルトランドセメントを使用する場合にあってはア）に適合していること。ただし、フライアッシュセメントを使用する場合にあっては混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合にあっては混合物の10分の３を除いた部分をその重量として用いるものとする。

ア　鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが次の表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項 (ｲ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が55パーセント以下（軽量コンクリートにあっては50パーセント以下）であること。

(い)			(ろ)	
部　位			鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ	
			(ｲ)	(ﾛ)
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	２センチメートル	３センチメートル
		屋外	３センチメートル	４センチメートル
	耐力壁、柱又ははり	屋内	３センチメートル	４センチメートル
		屋外	４センチメートル	５センチメートル
直接土に接する部分	壁、柱、床、はり又は基礎の立上り部分		４センチメートル	５センチメートル
	基礎（立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。）		６センチメートル	７センチメートル

注　外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さを１センチメートル減ずることができる。

イ　鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さがアの表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(ﾛ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が60パーセント以下（軽量コンクリートにあっては55パーセント以下）であること。

(3) コンクリートの品質

コンクリートの品質が次に掲げる基準に適合していること。

ア　コンクリート強度が１平方ミリメートルにつき 33ニュートン未満の場合にあってはスランプが18センチメートル以下、コンクリート強度が１平方ミリメートルにつき 33ニュートン以上の場合にあってはスランプが 21センチメートル以下であること。ただし、これらと同等の材料分離抵抗が認められるものにあっては、この限りでない。

イ　コンクリート中の単位水量が１立方メートルにつき 185キログラム以下であること。ただし、これと同等以上に乾燥収縮、中性化その他のコンクリートの品質への有害な影響が防止でき、かつ、外的要因の作用が少ないと認められる場合にあってはこの限りでない。

ウ　沖縄県その他日最低気温の平滑平年値の年間極値が　０℃を下回らない地域以外の地域にあっては、コンクリート中の空気量が４パーセントから６パーセントまでであること。ただし、凍結融解作用によってコンクリートに有害な影響を生じさせないよう、コンクリート中の含水率を高くしない措置その他の有効な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。

5　丸太組構法住宅

構造耐力上主要な部分の全部又は一部に丸太組構法（丸太、製材、その他これに類する木材を水平に積み上げた壁により建築物を建築する工法をいう。以下同じ。）を用いる住宅は丸太組構法を用いる部分について１の(1) から(5) までの規定を準用する。

6　補強コンクリートブロック造住宅

構造耐力上主要な部分の全部又は一部を補強コンクリートブロック造とする住宅は補強コンクリートブロック造とする部分を次の(1) から(5) までに掲げる基準に適合するものとすること。

(1) セメントの種類

充填材として用いるコンクリート又はモルタル（以下「コンクリート等」という。）及び目地モルタルに、ポルトランドセメント、フライアッシュセメント又は高炉セメントが使用されていること。ただし、(2) 及び(3) の規定を適用する場合においては、フライアッシュセメントを使用する場合にあっては混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合にあっては混合物の10分の３を除いた部分をその質量として用いるものとする。

(2) コンクリート等の水セメント比

充填材として用いるコンクリート等の水セメント比が、次のア又はイのいずれかに適合していること。

ア　最小有効かぶり厚さが次の表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(ｲ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が55パーセント以下であること。

(い)	(ろ)	
部　位	最小有効かぶり厚さ	
	(ｲ)	(ﾛ)
屋内側の部分	２センチメートル	３センチメートル
屋外側の部分	３センチメートル	４センチメートル
注　外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる最小有効かぶり厚さを１センチメートル減ずることができる。		

イ　最小有効かぶり厚さがアの表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項 (ﾛ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が60パーセント以下であること。

ウ　有効かぶり厚さは、目地部分にあっては（式１）により、それ以外の部分にあっては（式２）により算出し、いずれか小さい値とすること。

（式１）　$D_j／２＋D_o$

（式２）　（F_u／21）D_f／２＋D_e

これらの式において、D_j、D_e、F_u、D_fは次の数値を表すものとする。
D_j：目地厚さ（単位　センチメートル）
D_e：充填材として用いるコンクリート等の最小かぶり厚さ（単位　センチメートル）
F_u：フェイスシェルの圧縮強さ（単位　１平方ミリメートルにつきニュートン）
D_f：フェイスシェルの最小厚さ（単位　センチメートル）
ただし、D_eは２センチメートル以上とする。

(3)　コンクリートブロック及び目地モルタルの品質
ア　コンクリートブロックの圧縮強さが、１平方ミリメートルにつき16ニュートン以上であること。
イ　目地モルタルの水セメント比が、55パーセント以下であること。

(4)　雨水の浸透対策
外壁の屋外側の部分に、次のア又はイのいずれかの措置が講じられ、かつ、パラペット等の上端部がアルミニウム製笠木その他これと同等の防水性を有する笠木により保護されていること。
ア　タイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されていること。
イ　日本工業規格Ａ6909（建築用仕上塗材）に規定する防水形外装薄塗材Ｅ、複層仕上塗材又は外装厚塗材Ｅ、日本工業規格Ａ6021（建築用塗膜防水材）に規定する外壁用塗膜防水材その他これらと同等以上の性能を有するもので仕上げが行われていること。

(5)　臥梁（がりょう）
臥梁（がりょう）が４に掲げる基準に適合していること。

別紙４
維持管理基準

１　管理規約
(1) 管理規約にあっては、次のアからカまでのすべてに適合すること。
ア　管理規約の対象となる建物並びに建物の敷地等及び共用部分等の範囲を規定するものであること。
イ　区分所有者が管理費及び修繕積立金を管理組合に納入しなければならない旨を規定するものであること。
ウ　修繕積立金は、一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕に要する経費に充当する場合に取り崩すことができる旨を規定するものであること。ただし、このほかに修繕積立金を取り崩すことができる旨を規定するものである場合にあっては、次の(ｱ) から(ｶ) までの建物の敷地等及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理に要する費用に充当する場合に限るものであること。
(ｱ) 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
(ｲ) 建物の敷地及び共用部分等の変更
(ｳ) 劣化診断
(ｴ) 長期修繕計画の作成及び見直し
(ｵ) 建物の建替えの合意形成に必要となる事項の調査
(ｶ) (ｱ) から(ｵ) までに掲げるものに準ずる管理
エ　修繕積立金は、管理費と区分して経理しなければならない旨を規定するものであること。
オ　管理組合の業務に、管理組合が管理する建物の敷地等及び共用部分等の修繕及び変更を含む旨を規定するものであること。
カ　次の(ｱ) から(ｴ) までに掲げるすべての事項が管理組合の集会の議決事項である旨を規定するものであること。
(ｱ) 収支決算
(ｲ) 収支予算
(ｳ) 管理費、修繕積立金及び使用料の額並びに当該費用の賦課及び徴収の方法
(ｴ) ウに規定する修繕又は特別に必要となる管理に充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し
(2) 管理規約における規定において、(1) に規定する管理規約に規定されるべき事項と表現上の相違点がある場合にあっても、その内容が同等である場合には、(1) の規定に適合しているものとする。
(3) (1) に規定する管理規約に規定されるべき事項の一部が管理規約に規定されていない場合にあっても、当該事項が管理規約に基づく使用細則、集会の議事録その他これらと同等の効力を有するものに規定されている場合には、(1) の規定に適合しているものとする。
(4) (1) のウに規定する修繕に要する経費又は特別に必要となる管理に要する費用に充当するため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその償還に充当することができる旨を規定するものであっても、(1) のウの規定に適合しているものとする。
(5) 管理規約における規定において、(1) のウからカまでに規定されるべき事項の一部が管理規約等（(3) に掲げる書類を含む。）において規定されていない場合にあっても、集会の議事録、収支決算及び収支予算等によって、事実上、(1) のウからカまでに定める方法で運営がなされていると判断できる場合には、(1) のウからカまでの規定に適合しているものとする。

２　長期修繕計画
長期修繕計画にあっては、対象とする期間が20年以上であること。
ただし、計画の作成時期が平成６年度以前の場合にあっては、対象とする期間を15年以上とすることができる。

別紙５

既存住宅（木造住宅）における耐久性基準の取扱い

既存住宅において別紙３の１の(2) から(5) までに掲げる基準に適合することを確認する手段がない基準について、別紙３の１の(2) にあっては次の１、別紙３の１の(3) にあっては次の２、別紙３の１の(4) にあっては次の３、別紙３の１の(5)にあっては次の４の基準に適合することとする。

１　小屋裏換気

小屋裏を有する場合にあっては、次の(1) から(3) までに掲げる基準に適合していること。

(1) 小屋裏ごとに換気上有効な位置に２以上の換気孔が設けられていること。

(2) 小屋裏に通じる点検口等から目視又は触診によって小屋裏部分の木材に腐朽等及び蟻害が認められないこと。

(3) 小屋裏に通じる点検口等から触診によって小屋裏部分の木材が湿潤状態にないことが確認できること。ただし、小屋裏部分を移動して小屋裏部分の木材が次のアからウまでに掲げる基準に適合することが確認できる場合についてはこの限りではない。

ア　当該部分の木材に腐朽等及び蟻害が認められないこと。

イ　当該部分の木材に柔らかい部分がないこと。

ウ　当該部分の木材を叩いても空洞音がしないこと。

２　床下換気・防湿

次の(1) から(3) までに掲げる基準に適合していること。

(1) 外壁の床下部分に、壁の長さ４メートル以内ごとに換気孔が設けられていること。

(2) 床下に通じる点検口等から目視又は触診によって床下部分の木材に腐朽等及び蟻害が認められないこと。

(3) 床下に通じる点検口等から触診によって床下部分の木材が湿潤状態にないことが確認できること。ただし、床下空間を移動して床下部分の木材が次のアからウまでに掲げる基準に適合することが確認できる場合についてはこの限りではない。

ア　当該部分の木材に腐朽等及び蟻害が認められないこと。

イ　当該部分の木材に柔らかい部分がないこと。

ウ　当該部分の木材を叩いても空洞音がしないこと。

３　防腐・防蟻措置

次の(1) から(4) までに掲げる基準に適合していること。

(1) 外壁、基礎及び床下に目視で蟻害が認められないこと。

(2) 外壁のうち環境が厳しい部分に、浮き、膨らみ、変色、カビ、藻のうち複数の事象が認められないこと。

(3) 外壁のうち環境が厳しい部分で軸組等（軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。）をいう。以下同じ。）が存する部分を叩いても、軸組等に発生している腐朽等及び蟻害による空洞音がしないこと。

(4) 内壁のうち環境が厳しい部分に、浮き、膨らみ、変色、カビ、漏水、結露の跡が認められないこと。

４　浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室が次の(1) 及び(2) に掲げる基準に適合していること。

(1) 浴室又は脱衣室に接する隣の部屋の内壁、天井及び床の木部の部分に腐朽等及び蟻害が認められないこと。

(2) ユニットバスで天井裏に通じる点検口等がある場合は、点検口等から天井裏の木材に腐朽等及び蟻害が認められないこと。

別紙６
１戸建等の劣化状況基準

次の１及び２に適合すること。

1　構造耐力上主要な部分等は、次の(1) から(8) までに適合すること。

(1) 基礎のうち屋外に面する部分（壁又は柱と異なる仕上げとなっている場合に限る。）には、次の表の(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる劣化事象等（劣化事象その他不具合である事象をいう。以下同じ。）が認められないこと。

(い)	(ろ)
仕上げ	劣化事象等
ア　コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	(ｱ) 幅が 0.5ミリメートル以上の基礎のひび割れ又は広範囲にわたる基礎のひび割れ
	(ｲ) 深さ20ミリメートル以上の基礎の欠損又は広範囲にわたる基礎の欠損
イ　モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	(ｱ) 基礎コンクリート躯体に到達しているひび割れ
	(ｲ) 下地部分と仕上げ部分が一体となった欠損で、下地部分における欠損の深さが20ミリメートル以上であるもの又は広範囲にわたるもの
	(ｳ) 仕上げ部分の広範囲にわたる剥がれで、下地部分である基礎コンクリート躯体が露出しているもの
ウ　その他の仕上げの場合	ア又はイの場合における劣化事象等に準じるもの

(2) 壁、柱、梁及び基礎（屋外に面する部分が壁又は柱と同一の仕上げとなっている場合に限る。）のうち屋外に面する部分には、次の表の(い)項に掲げる仕上げの区分に応じ、(ろ)項に掲げる劣化事象等が認められないこと。

(い)	(ろ)
仕上げ	劣化事象等
ア　コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	(ｱ) 幅が 0.5ミリメートル以上の壁、柱、梁若しくは基礎のひび割れ又は広範囲にわたる壁、柱、梁若しくは基礎のひび割れ
	(ｲ) 深さ20ミリメートル以上の壁、柱、梁若しくは基礎の欠損又は広範囲にわたる壁、柱、梁若しくは基礎の欠損
	(ｳ) シーリング材の破断で、目地断面に対して全断面にわたり切れているもの又は穴があいているもの（化粧目地等の止水機能が期待されていない目地の部分におけるものを除く。）
	(ｴ) シーリング材の接着破壊で、接着してあるべきシーリング材と被着体との界面が、シーリング材の目地断面に対して全断面にわたり剥がれているもの（化粧目地等の止水機能が期待されていない目地の部分におけるものを除く。）
イ　モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	(ｱ) 塗り下地材が存する場合における塗り下地材に到達しているひび割れ又は塗り下地材が存しない場合における仕上げ部分を貫通したひび割れ
	(ｲ) 塗り下地材が存する場合における塗り下地材と仕上げ部分が一体となった欠損で、深さ20ミリメートル以上のもの、広範囲に及ぶもの又は塗り下地材が欠落して貫通しているもの並びに塗り下地材が存在しない場合における仕上げ部分が欠落して貫通している欠損
	(ｳ) 仕上げ部分の浮きで、仕上げ面からせり上がり膨らんでいるもの
	(ｴ) 仕上げ部分の広範囲に及ぶ剥がれで、下地材又は下塗材が露出しているもの
	(ｵ) シーリング材の破断で、目地断面に対して全断面にわたり切れているもの又は穴があいているもの（化粧目地等の止水機能が期待されていない目地の部分におけるものを除く。）
	(ｶ) シーリング材の接着破壊で、接着してあるべきシーリング材と被着体との界面が、シーリング材の目地断面に対して全断面にわたり剥がれているもの（化粧目地等の止水機能が期待されていない目地の部分におけるものを除く。）
ウ　サイディングボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	(ｱ) 仕上げ材の全板幅にわたる割れ
	(ｲ) 仕上げ材の欠損で、下地材が露出しているもの
	(ｳ) 仕上げ材のめくれ又は剥がれで、下地材が露出しているもの
	(ｴ) 金属の仕上げ材の著しい錆で、欠損又は穴あきに至るおそれのあるもの
	(ｵ) シーリング材の破断で、目地断面に対して全断面にわたり切れているもの又は穴があいているもの（化粧目地等の止水機能が期待されていない目地の部分におけるものを除く。）
	(ｶ) シーリング材の接着破壊で、接着してあるべきシーリング材と被着体との界面が、シーリング材の目地断面に対して全断面にわたり剥がれているもの

	（化粧目地等の止水機能が期待されていない目地の部分におけるものを除く。）
エ　タイルによる仕上げの場合	(ｱ) 複数枚のタイルに連続するひび割れで、下地材に到達又は貫通しているもの
	(ｲ) タイルと下地材とに連続した欠損で、下地材の欠損の深さ20ミリメートル以上のもの若しくは広範囲にわたるもの又はタイルと下地材がともに欠落し貫通している欠損
	(ｳ) 仕上げ材の浮きで、仕上げ面からせり上がり膨らんでいるもの
	(ｴ) タイルの広範囲にわたる剥がれで、下地材が露出しているもの
	(ｵ) シーリング材の破断で、目地断面に対して全断面にわたり切れているもの又は穴があいているもの（化粧目地等の止水機能が期待されていない目地の部分におけるものを除く。）
	(ｶ) シーリング材の接着破壊で、接着してあるべきシーリング材と被着体との界面が、シーリング材の目地断面に対して全断面にわたり剥がれているもの（化粧目地等の止水機能が期待されていない目地の部分におけるものを除く。）
オ　その他の仕上げの場合	アからエまでの場合における劣化事象等に準じるもの

(3) 屋内に面する壁又は柱の傾斜角(鉛直方向の距離に対する水平方向の変位)が 1,000分の６以上でないこと（鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の部分を除く。）。
(4) 居室の床の傾斜角(床の表面における２点（３m以上離れているものに限る。）の間を結ぶ直線の水平面に対する角度をいう。)が 1,000分の６以上でないこと（鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の部分を除く。）。
(5) バルコニー（バルコニーが存する場合に限る。）には、全層にわたる防水層の破断で、下地材まで貫通しているもの（バルコニーの下が屋内である場合に限る。）が認められないこと。
(6) 土台及び床組（木造若しくは鉄骨造の土台又は床組を有するものに限る。）には、次のア及びイに掲げる劣化事象等が認められないこと。
　ア　土台及び床組の接合部の構造上問題となる割れ
　イ　床組の鉄骨部分における、全体的に生じた赤錆
(7) 小屋組（木造又は鉄骨造の小屋組を有するものに限る。）には、次のアからエまでに掲げる劣化事象等が認められないこと。
　ア　木造の場合における対象となる材の雨漏りの跡若しくはすがもれの跡又は鉄骨造の場合における対象となる材の雨漏り等の跡
　イ　金物の接合部分及び仕口の切り欠き部分等からの割れ
　ウ　小屋組の接合部における接合具の腐食
　エ　小屋組の鉄骨部分における全体的に生じた赤錆
(8) (1) から(7) までに掲げる部位等には、次のアからウまでに掲げる劣化事象等その他これに準じるものが認められないこと。
　ア　木造の構造部分を有する住宅における腐朽等
　イ　木造の構造部分を有する住宅における蟻害
　ウ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅における鉄筋の露出

2　給水、排水、電気その他設備は、次の(1) から(3) までのすべてに適合すること。
(1) 住宅の給水設備及び給湯設備（それぞれ各戸に共有するものを含む。）は、次のアからウまでのすべてに適合すること。
　ア　漏水がないこと。
　イ　赤水が出ないこと。
　ウ　給水流量の不足がないこと。
(2) 住宅の排水設備（各戸に共有するものを含む。）は、次のアからウまでのすべてに適合すること。
　ア　漏水がないこと。
　イ　排水時に水の滞留がないこと。
　ウ　浄化槽（地上に存する部分に限る。）の損傷又は腐食がないこと。
(3) 住宅の機械換気設備は、作動の不良がないこと。

別紙７
マンションの劣化状況基準

１　共用部分（区分所有法第２条第４項又は第67条第１項に規定する共用部分をいう。以下同じ。）は、次の(1) から(4) までのすべてに適合すること。
(1) 基礎、壁、柱及び梁のうち屋外に面する部分、バルコニー（バルコニーが存する場合に限る。）及び住宅の屋外に面する開口部（雨戸、網戸及び天窓を除く。）には、次のアからウまでに掲げる劣化事象等（劣化事象その他不具合である事象をいう。）その他これに準じるものが認められないこと。
　ア　木造の構造部分を有する住宅における腐朽、菌糸又は子実体
　イ　木造の構造部分を有する住宅におけるしろありの蟻道及び被害(複数のしろありが認められることを含む。)
　ウ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅における鉄筋の露出
(2) 給水設備は、赤水が出ないこと。
(3) 排水設備は、排水の滞留がないこと。
(4) 機械換気設備は、作動の不良がないこと。

２　建設工事の完了の日から起算して20年を経過しないもので、次の(1) 及び(2) に適合する住宅にあっては、１によらず機構住宅技術基準規程第23条第２項に定める構造耐力上主要な部分等及び給水、排水、電気その他の設備が安全上、衛生上及び耐久上支障のない住宅の状態であることとする。
(1) 旧住宅金融公庫による住宅の建設（新築住宅の購入を含む。）の資金の貸付けに係る住宅等であること。
(2) 別紙３に掲げる基準に適合する住宅であること。

３　建設工事の完了の日から起算して20年を経過しないもので、新築時において施工品質の確認及び検査に係る監理方法等の基準を定めて工事監理を実施した住宅にあっては、１によらず機構住宅技術基準規程第23条第２項に定める構造耐力上主要な部分等及び給水、排水、電気その他の設備が安全上、衛生上及び耐久上支障のない住宅の状態であることとする。

４　建設工事の完了の日から起算して20年を経過しないもので、評価方法基準の第５の３－１の(2) のロの②の表の(い)の項に掲げる等級のうち２の欄又は３の欄に該当する新築住宅に係る建設住宅性能評価書が交付された住宅にあっては、１によらず機構住宅技術基準規程第23条第２項に定める構造耐力上主要な部分等及び給水、排水、電気その他の設備が安全上、衛生上及び耐久上支障のない住宅の状態であることとする。

別紙８
共同住宅以外の住宅の耐震基準

次の１から５までに掲げる住宅の種類に応じて、それぞれ１から５までに定める基準に適合する住宅であること。
ただし、対象住宅が存する建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により構造上複数の部分に分割される場合には、それぞれの部分について適用する。
１　構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした住宅
対象住宅が存する建築物について、次の(1) 及び(2) に掲げる基準のすべてに適合すること。
ただし、当該規定の適用において、平屋のサンルームで当該部分の基礎が本体建築物の基礎と独立した構造となっている部分など、構造上本体建築物に対して付属的である建築物の部分であって、かつ、当該部分の屋根が軽量構造（ガラス葺き、樹脂板葺きその他これに類する構造をいう。）であるものにあっては、ないものとみなすことができる。
(1) 基礎は一体のコンクリート造の布基礎（土台の下に基礎ばりを設けた基礎ぐいを用いた基礎又は土台の下に連続した立上がり部分を有するべた基礎を含む。）であること。
(2) 次のアからエまでに掲げる建築物の形状、壁の配置、筋かい等の有無及び壁の割合に係る評点を各々乗じた値が１以上であること。
ア　建築物の形状
(ｱ) 建築物の形状に係る評点は、建築物の形状に応じ、次表に掲げる数値とする。

建築物の形状		評点
平面的に不整形		0.9
立面的に不整形	不整形の程度が著しい場合	0.8
	上記以外の場合	0.9
上記以外		1.0

(ｲ) (ｱ) の表に規定する「平面的に不整形な建物の形状」とは、最下階において入り隅（入り隅寸法（入り部分の長さのうち、最大のものをいう。）が１メートル以下のものを除く。）が４以上ある形状をいう。ただし、当該階の平面形状が、張り間方向及びけた行方向のそれぞれについて、それぞれの方向の中心線に対して概ね対称形である場合にあっては、この限りでない。
(ｳ) (ｱ) の表に規定する「立面的に不整形な建物の形状」とは、オーバーハング（外壁線（バルコニーに係るものを除く。以下同じ。）が、直下の階（地下構造の階を除く。）の外壁線より突出している建築物の部分を有する状態をいう。以下同じ。）を有し、かつ、当該オーバーハングに係る突出部分の長さ（オーバーハングを有する階の下階（地下構造の階を除く。）の外壁線に対するオーバーハングに係る外壁線の突出長さのうち最大のものをいう。以下同じ。）が50センチメートルを超える形状をいい、「不整形の程度が著しい場合」とは、当該オーバーハングに係る突出部分の長さが１メートルを超える場合をいう。
イ　壁の配置
(ｱ) 壁の配置に係る評点は、各面のうち外壁に対する無開口壁の割合が最も低い面における無開口壁の割合に応じ、次表に掲げる数値とする。なお、面ごとの外壁に対する無開口壁の割合は、建築物の平面で中心から手前側にある立面について算出する。

外壁に対する無開口壁の割合が最も低い面における無開口壁の割合	評点
外壁の５分の１以上に相当する長さの無開口壁がある場合	1.0
外壁の５分の１未満に相当する長さの無開口壁がある場合	0.9
無開口壁がない場合（全開口の場合）	0.7

(ｲ) (ｱ) に規定する評点は、最下階の壁に係るものとする。
(ｳ) (ｱ) の規定の適用において、幅90センチメートル未満の壁は、壁とみなさない。ただし、外壁の長さを算出する場合を除く。
ウ　筋かい等の有無
(ｱ) 筋かい等の有無に係る評点は、壁の筋かい等（構造用合板、ブレース等による補強を含む。以下同じ。）の有無に応じ、次式により算出した数値とする。なお、壁の長さは、建築物の張り間方向の壁及びけた行方向の壁の合計の長さとする。

$C=(1.5L_B+1.0L_{NB})/(L_B+L_{NB})$

この式において、C、L_B及びL_{NB}は、それぞれ次の数値を表すものとする。
C　筋かい等の有無に係る評点
L_B　筋かい等のある壁（内壁を含む。）の長さの合計（単位　メートル）
L_{NB}　筋かい等のない壁（内壁を含む。）の長さの合計（単位　メートル）

(ｲ)（ｱ）に規定する評点は、最下階の壁に係るものとする。
(ｳ)（ｱ）の規定の適用において、幅90センチメートル未満の壁は、壁とみなさない。

エ　壁の割合

(ｱ) 壁の割合に係る評点は、評価値に応じ、次表に掲げる数値とする。

評価値	評点
1.8以上	1.5
1.2以上1.8未満	1.2
0.8以上1.2未満	1.0
0.5以上0.8未満	0.7
0.3以上0.5未満	0.5
0.3未満	0.3

なお、評価値は、次のａ及びｂに掲げる方法により算出した数値とする。

ａ　張り間方向及びけた行方向のそれぞれについて、単位面積当たりの壁の長さを次式により算出する。

$W_{x0}=W_x/S$
$W_{y0}=W_y/S$

この式において、W_{x0}、W_{y0}、W_x、W_y及びＳは、それぞれ次の数値を表すものとする。
W_{x0}　張り間方向の単位面積当たりの壁の長さ
W_{y0}　けた行方向の単位面積当たりの壁の長さ
W_x　張り間方向の壁（内壁を含む。）の長さの合計（単位　メートル）
W_y　けた行方向の壁（内壁を含む。）の長さの合計（単位　メートル）
Ｓ　該当階の床面積（単位　平方メートル）

ｂ　評価値を次式により算出する。

$E=W_0/A_w$

この式において、Ｅ、W_0及びA_wは、それぞれ次の数値を表すものとする。
Ｅ　評価値
W_0　ａにおいて算出したW_{x0}及びW_{y0}のうち小さい方の値
A_w　次表に掲げる必要壁量

	平　屋	２階建	３階建
軽い屋根（鉄板葺、石綿板葺、スレート葺等）	0.11	0.29	0.46
重い屋根（かや葺、瓦葺等）	0.15	0.33	0.50

(ｲ)（ｱ）に規定する評点は、最下階の壁に係るものとする。
(ｳ)（ｱ）のｂの規定に基づく評価値の算出において、必要壁量に係る表に掲げる階数には、最下階が地階で当該階の外周部の全部又は相当の部分が地盤に接している構造（以下「地下構造」という。）の階及び最下階が鉄筋コンクリート造の車庫など基礎で囲まれた部分を利用するもので通常の階高を有しない構造（地下構

造を除く。以下「高床構造」という。）の階を含まないことができる。

(ｴ) (ｱ) の規定の適用において、幅90センチメートル未満の壁は、壁とみなさない。

2　構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材で組まれた枠組みに構造用合板その他それに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。）を用いた住宅

１の規定を準用する。ただし、筋かい等の有無の割合に係る評点は、１の(2) のウの規定によらず、２とする。

3　構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造とした住宅で壁式構造によるもの

次の(1) から(3) までに掲げる基準に適合すること。

(1) 張り間方向及びけた行方向のそれぞれについて、対象住宅が存する建築物の壁（内壁を含み、鉄筋コンクリート造のものに限る。）の長さの合計をセンチメートルで表した場合の数値が、該当階の床面積を平方メートルで表した場合の数値に12を乗じた数値以上であること。

(2) (1)の規定は、最下階について適用する。

(3) (1)の規定の適用において、幅60センチメートル未満の壁は、壁とみなさない。

4　構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とした住宅でラーメン構造によるもの

対象住宅が存する建築物について次の(1) から(4) までに掲げる方法により算出した建築物に係る耐震指標を0.8 で除して得た値が0.65以上であること又は対象住宅が存する建築物が平屋であること。

(1) 建築物の総重量を次式により算出する。

$$W = S \times 1.2$$

この式において、W及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。
W　建築物の総重量（単位　トン）
S　最下階（地下構造である場合にあっては、地下構造ではない階のうち最下階となる階。高床構造である場合にあっては、当該階の直上階。以下同じ。）から起算して２以上となる階の床面積の合計（単位　平方メートル）

(2) 柱に係る耐震指標を次式により求める。

$$C_c = (7 \times A_c) / (1{,}000 \times W)$$

この式において、C_c、A_c及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。
C_c　柱に係る耐震指標
A_c　最下階の柱の断面積の合計（単位　平方メートル）
W　(1) において算出したW

(3) 壁に係る耐震指標を次式により求める。

$$C_w = (25 \times A_w) / (1{,}000 \times W)$$

この式において、C_w、A_w及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。
C_w　壁に係る耐震指標
A_w　最下階の壁（内壁を含み、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものに限る。）の断面積の合計（単位　平方メートル）
W　(1) において算出したW

(4) 建築物に係る耐震指標を次式により求める。

$$I_s = 0.7 \times C_c + C_w$$

この式において、I_s、C_c及びC_wは、それぞれ次の数値を表すものとする。
I_s　建築物に係る耐震指標
C_c　(2) において算出した柱に係る耐震指標
C_w　(3) において算出した柱に係る耐震指標

5　構造耐力上主要な部分に工場生産による規格化された部材を用い、組立工法その他簡便な施工方法により建設された住宅

次の(1) 又は(2) に掲げる住宅のいずれかに該当すること。

(1) 旧基準法第２章の規定のうち地震に対する安全性に係る規定によるものと同等以上の効力があるものとして旧基準法第38条の規定による建設大臣の認定（以下「旧基準法第38条認定」という。）を受けた建築物内に存する

住宅

(2) (1) に掲げるもののほか、設計登録住宅（設計登録住宅に関する承認事務の取扱いについて（平成12年住公発第 643号（建））５に基づき承認された住宅をいう。）、その他同等以上の信頼性を有する評価等により地震に対する安全性が確認された建築物内に存する住宅

別紙９
共同住宅の耐震基準

次の１又は２に掲げる住宅のいずれかに該当する住宅であること。

１　高さが45メートル（構造耐力上主要な部分を鉄骨造とした建築物にあっては、31メートル）を超える建築物で、旧基準法第38条認定を受けたものその他同等以上の信頼性を有する評価等により地震に対する安全性が確認された建築物内に存する住宅であること。

２　構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とした建築物で次の(1)から(4)までに掲げる基準のすべてに適合するものの内に存する住宅であること。

ただし、対象住宅が存する建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により構造上複数の部分に分割される場合には、それぞれの部分について適用する。

(1) 構造形式

構造形式において、ラーメン構造及び壁式構造が併用されていないこと。

(2) 平面形状

ア　水平投影面積が最大となる階（地下構造の階を除く。）の平面形状について、次の(ｱ)及び(ｲ)に掲げる基準のすべてに適合すること。

(ｱ) 平面ブロック（該当階の平面形状を、正方形、長方形その他これに準じる形状の複数の部分に分割したものをいう。以下同じ。）のうち、互いに平面的にずれた位置関係にあるものについては、当該ずれの長さが２メートル以内又は当該ずれに係る平面ブロックの幅の２分の１以内であること。

(ｲ) 平面ブロックのうち、他の平面ブロックに対して平面的に突出した形状にあるものについては、当該突出長さが当該突出に係る平面ブロックの幅の２分の１以内であること又は当該突出に係る平面ブロックの水平投影面積が当該階の水平投影面積の10分の３以内であること。

イ　アの規定の適用における平面形状は、外部階段、バルコニーその他地震時の建築物全体の挙動に大きな影響を与えない部分を含まず、梁又は耐力壁等により囲まれた吹き抜け部分を含む。

(3) セットバック

ア　すべての立面形状において、セットバック（外壁線が、直下の階（地下構造の階を除く。）の外壁線より後退している建築物の部分を有する状態をいう。以下同じ。）を有する場合の当該各セットバックについて、セットバックに係る後退部分以外の部分の長さ（セットバックを有する階及び当該階の上階にある建築物の部分の最大長さをいう。以下同じ。）が、当該セットバックに係る後退部分以外の部分の長さとセットバックに係る後退部分の長さ（セットバックを有する階の直下の階の外壁線に対するセットバックに係る外壁線の後退距離をいう。）を合計したものの３分の２（壁式構造による場合にあっては、２分の１）を超えていること。

ただし、セットバックに係る部分の高さ（セットバック（同一立面形状においてセットバックが複数ある場合にあっては、それらのうち最下部にあるセットバック）を有する階及び当該階の上階にある建築物の部分の最大高さをいう。以下同じ。）が、建築物の最大高さから当該セットバックに係る部分の高さを差し引いたものを超えない場合にあっては、この限りでない。

イ　アの規定の適用における立面形状は、次の(ｱ)から(ｵ)までに掲げる部分を含まない。

(ｱ) 外部階段、バルコニーその他地震時の建築物全体の挙動に大きな影響を与えない部分

(ｲ) 最上階の部分

(ｳ) 地下構造の階の部分

(ｴ) 最下階より起算して２階以下の階の部分のうち建築物の本体部分に対して立面的に突出した形状にある部分

(ｵ) 斜面地に建設された階段状の建築物の部分のうち、最上部の地盤面の上部に階の全部又は一部を有する階及びその直下の階以外の階の部分

(4) ピロティ

次のアからウまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア　ピロティ（上階に連層耐震壁がある建築物の部分で耐震壁の存しないものを有する状態をいう。以下同じ。）を有する場合で、当該ピロティに係る部分の出隅に独立柱（張り間方向及びけた行方向のいずれかに設置されたそで壁又は耐力壁で幅60センチメートル以上のものと構造的に一体となった柱以外の柱をいう。以下同じ。）でない柱を有すること。

イ　ピロティに係る部分の出隅に柱を有しない場合で、当該オーバーハング部分の突出長さが２メートル以下であること。

ウ　ピロティに係る部分の出隅に独立柱である柱を有する場合で、次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当すること。

(ｱ) 張り間方向及びけた行方向のそれぞれについて建築物が２スパン以上あり、張り間方向及びけた行方向のそれぞれにおいて当該独立柱の直近の隣に設置された柱のすべてが独立柱でないこと。

(ｲ) 当該独立柱が鉄骨鉄筋コンクリート造で、柱の幅方向及びせい方向のそれぞれについて充腹型である鉄骨を使用しているものであること。

(ｳ) 当該独立柱の断面積が、次の式に適合するものであること。

$$0.4B \cdot D \cdot F_c \geqq N_L + 2N_E$$

この式において、Ｂ、Ｄ、F_c、N_L及びN_Eは、それぞれ次の数値を表すのものとする。

Ｂ　柱の幅（単位　センチメートル）

Ｄ　柱のせい（単位　センチメートル）

F_c　コンクリートの設計基準強度（単位　１平方センチメートルにつきキログラム）

N_L　長期柱軸方向力（単位　キログラム）

N_E　標準せん断力係数が 0.2のときの地震時軸方向力（単位　キログラム）

別紙10
バリアフリー構造の基準

次の１及び２に適合すること。

1　専用部分

(1) 部屋の配置

日常生活空間（高齢者等の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。）、食事室及び特定寝室の存する階（接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。）を除く。）にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。）のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。

(2) 段差

日常生活空間内の床が、段差のない構造（５ミリメートル以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア　玄関の出入口の段差
イ　玄関の上がりかまちの段差
ウ　勝手口その他屋外に面する開口（玄関を除く。）の出入口及び上がりかまちの段差
エ　バルコニーの出入口の段差
オ　浴室の出入口の段差
カ　室（便所、脱衣室又は洗面所を除く。）又は室の部分の床とその他の部分の床との90ミリメートル以上の段差

(3) 階段

次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。

ア　勾配が22/21 以下であり、けあげの寸法の２倍と踏面の寸法の和が550 ミリメートル以上650 ミリメートル以下であり、かつ、踏面の寸法が195 ミリメートル以上であること。
イ　蹴込みが30ミリメートル以下であること。
ウ　アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300 ミリメートルの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、アの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。
　(ｱ) 90度屈曲部分が下階の床から上３段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
　(ｲ) 90度屈曲部分が踊場から上３段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
　(ｳ) 180 度屈曲部分が４段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分

(4) 手すり

手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所及び浴室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置の基準
階段	少なくとも片側（勾配が45 度を超える場合にあっては両側）に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内での姿勢保持のためのものが設けられていること。

2　共用部分

(1) 共用廊下

住宅から、建物出入口、共用施設、他住宅等その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次のア又はイのいずれかに掲げる基準に適合していること。

ア　次に掲げる基準に適合していること
　(ｱ) 共用廊下の床が、段差のない構造であること。
　(ｲ) 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
　　a　勾配が１/12 以下（高低差が80ミリメートル以下の場合にあっては１/８以下）の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。
　　b　段が設けられている場合にあっては、当該段が(2) のアからウまでに掲げる基準に適合していること。
イ　手すりが、共用廊下（次の(ｱ)及び(ｲ)に掲げる部分を除く。）の少なくとも片側に設けられていること。

(ｱ) 住宅その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分

(ｲ) エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分

(2) 共用階段

各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つが、次のアからウまで（住宅のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、ウ）に掲げる基準に適合していること。

ア　踏面が240ミリメートル 以上であり、かつ、けあげの寸法の２倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル 以下であること。

イ　蹴込みが30ミリメートル以下であること。

ウ　次に掲げる基準に適合していること。

(ｱ) 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。

(ｲ) 手すりが、少なくとも片側に設けられていること。

別紙11
バリアフリー住宅工事の基準

次の１及び２に適合すること。

1　専用部分

(1) 床の構造

ア　住宅内の床のうち次の(ｱ) から(ｴ) までに掲げる部分の床及び当該(ｱ) から(ｴ) までに掲げる部分相互間をつなぐ廊下の部分は、段差のない構造（５ミリメートル以下の段差が生じるものを含む。）とすること。

(ｱ) 高齢者等の寝室（入居時に高齢者等が寝室として使用する居室又は将来高齢者等が寝室として使用する予定の居室をいう。以下同じ。）のある階のすべての居室（食事室が同一階にない場合は当該食事室（２以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。）を含む。以下同じ。）

(ｲ) 便所、浴室（出入口の部分を除く。）、洗面所及び脱衣室（２以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。以下同じ。）

(ｳ) 玄関（土間の部分を除く。）

(ｴ) 高齢者等の寝室が接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。）以外の階に存する場合の当該階のバルコニー（出入口の部分を除く。）

イ　アにかかわらず、居室の部分の床のうち、次の(ｱ) から(ｵ) までに掲げる基準に適合するものとその他の部分の床との間は、 300ミリメートル以上 450ミリメートル以下の段差を設けることができる。

(ｱ) 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。

(ｲ) 面積が３平方メートル以上９平方メートル（当該居室の面積が18平方メートル以下の場合にあっては、当該面積の２分の１）未満であること。

(ｳ) 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の２分の１未満であること。

(ｴ) 長辺（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が 1,500ミリメートル以上であること。

(ｵ) その他の部分の床より高い位置にあること。

(2) 廊下の幅

ア　住宅内の廊下のうち(1) のアの(ｱ) から(ｴ) までに掲げる部分相互間をつなぐもの（２以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。）の幅は、内法を 780ミリメートル（柱の存する部分（建具枠の存する部分を含めることができる。）にあっては、 750ミリメートル）以上とすること。

イ　アに規定する廊下の幅の計測に当たっては、廊下の壁と床又は天井との取り合い部の化粧材（床幅木、廻り縁、コーナー保護材等）、建具の把手、手すり及びビニルクロス、壁紙その他これらに類する仕上げ材についてはないものとみなすことができる。

(3) 居室の出入口

ア　高齢者等の寝室のある階のすべての居室の出入口（２以上ある場合は、高齢者等の基本的な日常生活における移動経路上にあるもの及び高齢者等が主として使用するものに限ることができる。）の幅は、内法を 750ミリメートル以上とし、浴室（２以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。以下この章において同じ。）の出入口の幅は、内法を 600ミリメートル以上とすること。

イ　アに規定する居室の出入口の幅の計測に当たっては、建具を開放した状態で行う。ただし、開き戸にあっては戸の幅から戸の厚みを減じた寸法、折れ戸にあっては戸の幅からその折れしろを減じた寸法とし、建具の把手はないものとみなすことができる。なお、やむを得ず将来の改造（構造耐力上主要な部分である柱又は壁の撤去若しくは改造を要さないものに限る。）により出入口の幅の確保を行う場合にあっては、居室の出入口の幅の計測に当たっては、建具の枠を取り外した開口の内法とし、浴室の出入口の幅の計測に当たっては、建具の枠の内法とすることができる。

(4) 浴室

浴室の短辺は、内法を 1,300ミリメートル（１戸建ての住宅以外の住宅の浴室にあっては、 1,200ミリメートル）以上とし、その有効面積は２平方メートル（１戸建ての住宅以外の住宅の浴室にあっては、1.8 平方メートル）以上とすること。

(5) 住宅内の階段

ア　住宅内の階段（２以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。）の各部の寸法は、次の各式に適合するものとすること。ただし、ホームエレベーターの設置により昇降可能となる部分については、この限りでない。

Ｔ≧195
Ｒ/Ｔ≦22/21
550≦Ｔ＋２Ｒ≦650

これらの式において、Ｔ及びＲは、それぞれ次の数値を表すものとする。以下同じ。
Ｔ　踏面の寸法（単位　ミリメートル）
Ｒ　けあげの寸法（単位　ミリメートル）

イ　アに規定する階段の各部の寸法の計測は、回り階段の部分においては路面の狭い方の端から 300ミリメートルの位置において行うものとする。ただし、次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当する部分についてはこれによらないことができる。

(ｱ) 90度屈曲部分が下階の床から上３段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分

(ｲ) 90度屈曲部分が踊場から上３段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分

(ｳ) 180度屈曲部分が４段で構成され、その踏面の狭い方の形状が、下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分

⑹ 浴室及び住宅内の階段には、手すりを設けること。ただし、住宅内の階段の手すりについては、ホームエレベーターの設置により昇降可能となる部分を除く。

⑺ 高齢者等の寝室のある階には、便所を設置すること。

2　共用部分

⑴ 共用階段

共用階段（専ら避難の用に供する共用階段を除く。以下同じ。）の各部の寸法は、次の各式に適合するものとすること。ただし、エレベーターが設置されており、住戸の出入口から当該エレベーターの昇降路の出入口に至る経路で階段又は段差が設けられていないものがある場合は、この限りでない。

Ｔ≧240

550≦Ｔ＋２Ｒ≦650

⑵ 手すり（共用部分）

共用廊下及び共用階段には、手すりを設けること。ただし、共用廊下の手すりについては、次のア及びイに掲げる部分を除く。

ア　住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分

イ　エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分

(3) エレベーター

ア　住棟の出入口からエレベーター（住戸の出入口からエレベーターを経て住棟の出入口に至る経路が２以上ある場合は、高齢者等が主として使用する経路上に存するエレベーターに限ることができる。以下この節において同じ。）の昇降路の出入口に至る経路で階段又は段差が設けられたものがある場合は、傾斜路を併設すること。

イ　エレベーターの昇降路の出入口の幅は、内法を 800ミリメートル以上とすること。

ウ　エレベーターの乗降ロビー（共用廊下等と兼用することができる。）の幅及び奥行きは、それぞれ内法を 1,500ミリメートル以上とすること。

別紙12

断熱構造化工事の基準（熱貫流率等による基準）

1　断熱構造とする部分

屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井、壁、床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、地域の区分（別紙１の３に定める地域の区分をいう。以下同じ。）に応じ、断熱及び結露防止のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次の(1) から(5) までのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

(1) 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位

(2) 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁

(3) 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの

(4) 玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分

(5) 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

2　躯体の断熱性能等の基準

躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井、外気等に接する天井、壁及び床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。）を１ に規定するところにより断熱構造とする場合にあっては、次の(1) 又は(2) のいずれかに適合すること。

(1) 熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を考慮した熱貫流率は、それぞれ部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下とすること。

部　位		熱貫流率の基準値（単位　１平方メートル１度につきワット）				
		地　域　の　区　分				
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
屋根又は天井		0.24	0.52	0.67	0.67	0.67
壁		0.45	1.03	1.03	1.11	1.63
床	外気に接する部分	0.30	0.54	0.54	0.83	1.00
	その他の部分	0.43	0.83	0.83	1.26	1.51
土間床等の外周部	外気に接する部分	0.43	0.78	0.78		
	その他の部分	0.62				

1　「熱貫流率」とは、土間床等の外周部以外の部位にあっては、内外の温度差１度の場合において１平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差１度の場合において１メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。

2　丸太組構法住宅を建設する場合において、壁における熱貫流率の値がこの表の数値を超える場合にあっては、他のすべての部位に当該熱貫流率の数値の差に相当する断熱材の厚さを附加するものとする。

(2) 各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とすること。

住宅の種類	部　位	断熱材の熱抵抗の基準値（単位　１ワットにつき平方メートル・度）				
		地　域　の　区　分				
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ

(1)	鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造の住宅（以下「鉄筋コンクリート造等住宅」という。）	屋根又は天井		2.9	1.6	1.1	1.1	1.1
		壁		1.7	0.9	0.9	0.7	0.5
		床	外気に接する部分	2.9	1.8	1.8	1.0	0.6
			その他の部分	2.1	1.0	1.0	0.5	0.3
		土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部	2.1	0.1	0.1		
			その他の土間床等の外周部	0.6				
(2)	木造住宅	屋根又は天井		4.3	1.7	1.2	1.2	1.2
		壁		2.4	0.9	0.9	0.8	0.5
		床	外気に接する部分	3.7	1.8	1.8	1.0	0.7
			その他の部分	2.4	1.0	1.0	0.5	0.3
		土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部	2.1	0.1	0.1		
			その他の土間床等の外周部	0.6				
(3)	(1)及び(2)以外の住宅	屋根又は天井		5.2	2.0	1.5	1.5	1.5
		壁		3.0	1.1	1.1	1.0	0.6
		床	外気に接する部分	4.5	2.2	2.2	1.2	0.9
			その他の部分	3.0	1.2	1.2	0.6	0.4
		土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部	2.1	0.1	0.1		
			その他の土間床等の外周部	0.6				

1　土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

2　外壁の面積の合計に対する当該壁の面積の比率（以下「当該壁の面積の比率」という。）が30パーセント以下であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値以下とすることができる（３若しくは４を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等住宅を除く。）。

(1) 当該壁以外の壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値以上とする場合

(2) 屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる屋根又は天井の基準値を加えた値以上とする場合

(3) 床の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる床の基準値を加えた値以上とする場合

３　次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（２若しくは４を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等住宅を除く。）。

(1) 当該壁の面積の比率が30パーセント以下であり、かつ、開口部の熱貫流率をⅡ地域にあっては 2.33 以下、Ⅲ地域にあっては3.49以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては4.65以下とする場合

(2) 当該壁の面積の比率が30パーセント以下であり、かつ、開口部の建具を別表２に掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、別表２の表中「Ⅰ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅱ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅳ及びⅤ」と読み替え、次のア及びイに掲げる玄関戸については開口部の基準を適用しない。

ア　Ⅱの地域の住宅において、次の(ｱ) 又は(ｲ) のいずれかに該当するもの

(ｱ) 風除室を設け、玄関戸の熱貫流率を4.07以下としたもの

(ｲ) 複風除室（風除室のガラスすべてに複層ガラスを使用した風除室）を設けたもの

イ　Ⅲの地域、Ⅳの地域及びⅤの地域の住宅において、風除室を設けたもの

４　次のいずれかに該当する場合は、屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根又は天井の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（２若しくは３を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等住宅を除く。）。

(1) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる屋根又は天井の基準値と当該屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値との差に 0.3以上の値を乗じた値に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値とする場合

(2) 開口部の熱貫流率が、Ⅱ地域にあっては2.91以下、Ⅲ地域にあっては4.07以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては4.65以下とする場合

(3) 開口部の建具を別表２に掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、別表２の表中「Ⅰ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅱ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅳ及びⅤ」と読み替え、３の(2) のア及びイに掲げる玄関戸については開口部の基準を適用しない。

５　木造住宅の床（充填断熱工法のものに限る。）において、床根太の相互の間隔が 450ミリメートル以上である場合（その場合において、床端部等における床根太相互の間隔が 450ミリメートル以下となる部分があるときは、当該部分を含む。）は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に 0.9を乗じた値以上とすることができる。

６　一つの住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。

７　特別の事由により、一つの部位でこの表の断熱材の熱抵抗の値を減ずる場合にあっては、他のすべての部位の断熱材の熱抵抗の値に、当該減じた数値を附加するものとする。

８　１戸建ての住宅にあっては、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面積の合計に0.05 を乗じた面積以下の部分については、上表において「その他の部分」とみなすことができる。

３　住宅の開口部

次の(1) 又は(2) のいずれかに適合するものとすること。

(1) 住宅の開口部（窓の面積(当該窓が２以上の場合においては、その合計の面積。以下３において同じ。)が住宅の床面積の合計に0.02を乗じた値以下となるものを除くことができる。以下３において同じ。）の熱貫流率（内外の温度差１度の場合において、１平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。）は、地域の区分に応じ、次表に掲げる数値以下とすること。

地域の区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
住宅の開口部の熱貫流率	2.33	3.49	4.65	4.65	4.65

(2) 住宅の開口部の基準は次のとおりとする。

ア　開口部の建具を、地域の区分に応じ、次の(ｱ) 及び(ｲ) に適合するものとすること。

(ｱ) Ⅰの地域、Ⅱの地域及びⅢの地域の住宅

開口部の建具を別表２に定める各々の地域の建具の種類若しくはその組合せ又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

(ｲ) Ⅳの地域及びⅤの地域の住宅

開口部（浴室、便所等を除く。）の建具を別表２に定めるⅢの地域の=建具の種類若しくはその組合せ又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

イ　玄関戸の取扱いについては、地域の区分に応じ、次のとおりとする。

(ｱ) Ⅰの地域の住宅において、次のａ又はｂのいずれかに該当する場合にあっては、当該玄関戸について(1) 及び(2) のアの(ｱ) の基準を適用しない。

ａ　風除室を設け、玄関戸の熱貫流率を4.07（単位　１平方メートル１度につきワット）以下とした場合

ｂ　複風除室（風除室のガラスすべてに複層ガラスを使用した風除室）を設けた場合

(ｲ) Ⅱの地域の住宅において、次のａ 又はｂ のいずれかに該当する場合にあっては、玄関戸について(1) 及び(2) のアの(ｱ) に規定する開口部の基準を適用しない。

ａ　風除室を設けた場合

ｂ　玄関戸を引き戸とし、開口部を除くすべての部位において２の(2) の表から求めた断熱材の厚さに10ミリメートル付加した場合

(ｳ) Ⅲの地域の住宅（(2) のアの(ｲ) におけるⅣの地域及びⅤの地域の住宅を含む。）において、次のａから ｄまでのいずれかに該当する場合にあっては、当該玄関戸について(1) 及び(2) のアの(ｱ) に規定する開口部の基準を適用しない。

ａ　風除室を設けた場合

ｂ　玄関戸を引き戸とし、開口部を除くすべての部位において２の(2) の表から求めた断熱材の厚さに５ミリメートル付加した場合

ｃ　玄関戸を引き戸とし、屋根又は天井において２の(2) の表から求めた断熱材の厚さに15ミリメートル付加した場合

ｄ　玄関戸を引き戸とし、屋根又は天井において２の(2) の表から求めた断熱材の厚さに10ミリメートル付加し、壁において２の(2) の表から求めた断熱材の厚さに５ミリメートル付加した場合

４　結露発生防止

グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（日本工業規格Ａ9511（発泡プラスチック保温材）に規定するもの、日本工業規格Ａ9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に規定する吹付け硬質ウレタンフォームＡ種１又はＡ種２に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合において、防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものという。）を設けること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) コンクリート躯体又は土塗り壁の外側に断熱層がある場合

(2) 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合

(3) 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合、断熱層の外気側表面より室内側に施工される材料の透湿抵抗の合計値を、断熱層の外気側表面より外気側に施工される材料の透湿抵抗の合計値で除した値が、地域の区分がⅠ及びⅡ地域である場合にあっては４以上（屋根又は天井の場合にあっては５以上）、Ⅲ地域である場合にあっては２以上（屋根又は天井の場合にあっては３以上）、Ⅳ及びⅤ地域である場合にあっては２以上である場合

(4) (1) から(3) までに掲げるものと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合

別紙13
断熱構造化工事の基準（熱損失係数等による基準）

1　住宅（重ね建ての住宅、連続建ての住宅及び共同住宅にあっては、住戸。以下この章において同じ。）の熱損失係数（内外の温度差１度の場合において、１平方メートル当たり流出する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。）は、住宅の種類及び別紙１の３に掲げる地域の区分に応じ、次表の熱損失係数の欄に掲げる数値以下とすること。ただし、住宅の年間暖冷房負荷（１年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をメガジュールで表した数値を、住宅の床面積の合計を平方メートルで表した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）を、住宅の種類及び別紙１の３に掲げる地域の区分に応じ、次表の年間暖冷房負荷の欄に掲げる数値以下とする場合にあっては、この限りでない。

	住宅の種類	別紙１の３に掲げる地域の区分				
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
熱損失係数	１戸建ての住宅	1.8	2.7	3.3	4.2	4.6
	上記以外の住宅	1.8	2.7	3.1	3.6	3.9
年間暖冷房負荷	１戸建ての住宅	470	610	680	800	610
	上記以外の住宅	470	610	640	660	510

2　１に規定する熱損失係数及び年間暖冷房負荷の算出方法は、次の(1) から(3) までに定めるところによる。
(1) 熱損失係数の算出方法
ア　別紙２の２の(1) のアと同じ。
イ　別紙２の２の(1) のイと同じ。
ウ　冬期に日射を積極的に取り入れることが可能な住宅については、１の表の熱損失係数の欄に掲げる数値を、次の式により算出される数値とすることができる。

$Q_{ps}=Q_s\cdot a$

この式において、Q_{ps}、Q_s及びａは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_{ps} 冬期に日射を積極的に取り入れることが可能な住宅について適用される熱損失係数（単位　1平方メートル１度につきワット）

Q_s　１の表の熱損失係数の欄に掲げる数値（単位　1平方メートル１度につきワット）

ａ　５の表に掲げる地域の区分、日射を取り入れる工夫に応じて次の表に掲げる補正係数

日射を取り入れる工夫	５の表に掲げる地域の区分		
	(い)	(ろ)	(は)
(ｱ) 及び(ｳ) に該当する住宅	1.03	1.04	1.06
(ｱ) 及び(ｵ) に該当する住宅			
(ｱ) 及び(ｴ) に該当する住宅	1.04	1.06	1.08
(ｱ) 、(ｳ) 及び(ｵ) に該当する住宅			
(ｲ) 及び(ｳ) に該当する住宅			
(ｲ) 及び(ｵ) に該当する住宅			

「日射を取り入れる工夫」とは、次の方法をいう。
(ｱ) 真南から東西30°の方位における外気に接する開口部のガラス部分の面積の合計が、住宅の床面積当たり15%以上となるもの
(ｲ) 真南から東西30°の方位における外気に接する開口部のガラス部分の面積の合計が、住宅の床面積当たり17.5%以上となるもの
(ｳ) 居室床面積１平方メートル当たりの、居室の床の蓄熱に有効な熱容量（単位　1度につきキロジュール。以下同じ。）の合計が50以上となるもの
(ｴ) 居室床面積１平方メートル当たりの、居室の床の蓄熱に有効な熱容量の合計が100以上となるもの
(ｵ) 居室床面積１平方メートル当たりの、居室の床以外の蓄熱に有効な熱容量の合計が100以上となるもの

(2) 年間暖冷房負荷の算出方法
別紙２の２の(2) と同じ。この場合において、別紙２の２の(2) のイ中「L_s ＝0.19×Ｄ－15」とあるのは、「L_s ＝0.11×Ｄ－25」とする。
(3) 熱損失係数及び年間暖冷房負荷の算出する場合の特定条件
別紙２の２の(3) と同じ。

3　住宅の開口部

次の(1) 又は(2) のいずれかに適合するものとすること。ただし、別紙１の３に掲げる地域の区分がⅠ、Ⅱ又はⅢである地域において、熱損失係数又は年間暖冷房負荷が１に適合する住宅とした場合にあっては、適合しているものとみなす。

(1) 住宅の開口部（窓の面積（当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積）が住宅の床面積の合計に0.02を乗じた値以下となるものを除くことができる。以下３において同じ。）の熱貫流率（内外の温度差が１度である場合において、１平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。）は、別紙１の３に掲げる地域の区分に応じ、次表に掲げる数値以下とすること。

別紙１の３に掲げる 地域の区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
住宅の開口部の熱貫流率	2.33	3.49	4.65	4.65	4.65

(2) 住宅の開口部の基準は次のとおりとする。

ア　開口部の建具を、別紙１の３に掲げる地域の区分に応じ、次の(ｱ) 及び(ｲ) に適合するものとすること。

(ｱ) Ⅰの地域、Ⅱの地域及びⅢの地域の住宅

開口部の建具を別表２に定める各々の地域の建具の種類若しくはその組合せ又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

(ｲ) Ⅳの地域及びⅤの地域の住宅

開口部（浴室、便所等を除く。）の建具を別表２に定めるⅢの地域の=建具の種類若しくはその組合せ又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

イ　玄関戸の取扱いについては、別紙１の３に掲げる地域の区分に応じ、次のとおりとする。

(ｱ) Ⅰの地域の住宅において、次のａ又はｂのいずれかに該当する場合にあっては、当該玄関戸について(1)及び(2) のアの(ｱ) の基準を適用しない。

ａ　風除室を設け、玄関戸の熱貫流率を4.07（単位　１平方メートル１度につきワット）以下とした場合

ｂ　複風除室（風除室のガラスすべてに複層ガラスを使用した風除室）を設けた場合

(ｲ) Ⅱの地域の住宅において、次のａ　又はｂ　のいずれかに該当する場合にあっては、玄関戸について(1) 及び(2) のアの(ｱ) に規定する開口部の基準を適用しない。

ａ　風除室を設けた場合

ｂ　玄関戸を引き戸とし、開口部を除くすべての部位において２の(2) の表から求めた断熱材の厚さに10ミリメートル付加した場合

(ｳ) Ⅲの地域の住宅（(2) のアの(ｲ) におけるⅣの地域及びⅤの地域の住宅を含む。）において、次のａからｄまでのいずれかに該当する場合にあっては、当該玄関戸について(1) 及び(2) のアの(ｱ) に規定する開口部の基準を適用しない。

ａ　風除室を設けた場合

ｂ　玄関戸を引き戸とし、開口部を除くすべての部位において２の(2) の表から求めた断熱材の厚さに５ミリメートル付加した場合

ｃ　玄関戸を引き戸とし、屋根又は天井において２の(2) の表から求めた断熱材の厚さに15ミリメートル付加した場合

ｄ　玄関戸を引き戸とし、屋根又は天井において２の(2) の表から求めた断熱材の厚さに10ミリメートル付加し、壁において２の(2) の表から求めた断熱材の厚さに５ミリメートル付加した場合

4　結露発生防止

グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（日本工業規格Ａ9511（発泡プラスチック保温材）に規定するもの、日本工業規格Ａ9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に規定する吹付け硬質ウレタンフォームＡ種１又はＡ種２に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合において、防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものという。）を設けること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) コンクリート躯体又は土塗り壁の外側に断熱層がある場合

(2) 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合

(3) 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合、断熱層の外気側表面より室内側に施工される材料の透湿抵抗の合計値を、断熱層の外気側表面より外気側に施工される材料の透湿抵抗の合計値で除した値が、地域の区分がⅠ及びⅡ地域である場合にあっては４以上（屋根又は天井の場合にあっては５以上）、Ⅲ地域である場合にあっては２以上（屋根又は天井の場合にあっては３以上）、Ⅳ及びⅤ地域である場合にあっては２以上である場合

(4) (1) から(3) までに掲げるものと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合

５　２の(1) のウに掲げる地域の区分は、次表のとおりとする。
表

地域の区分	都　道　府　県　名
（い）	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県
（ろ）	宮城県、福島県、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県
（は）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

１　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、（い）地域に区分されるものとする。

宮城県　登米市（旧登米町、旧豊里村、旧米山町、旧津山町を除く。）、栗原市、大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町に限る。）、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町

福島県　福島市、会津若松市、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧須賀川市を除く。）、喜多方市、二本松市（旧岩代町を除く。）、伊達市（旧伊達町、旧月舘町に限る。）、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、本宮市（旧本宮町に限る。）、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、矢吹町、飯舘村

栃木県　日光市（旧栗山村、旧藤原町に限る。）、那須町

群馬県　嬬恋村、草津町、片品村、みなかみ町（旧月夜野町を除く。）

長野県　長野市、松本市（旧奈川村、旧安曇村に限る。）、須坂市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市（旧楢川村に限る。）、安曇野市（旧穂高町、旧掘金村に限る。）、阿智村、平谷村、根羽村、下条村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、生坂村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信州新町、信濃町、小川村、中条村、飯綱町、栄村

愛知県　豊田市（旧稲武町に限る。）

兵庫県　豊岡市、養父市、丹波市（旧氷上町、旧青垣町、旧市島町に限る。）、朝来町、宍粟市、多可町（旧加美町に限る。）、神河町、香美町、新温泉町

和歌山県　田辺市（旧龍神村に限る。）、紀美野町（旧美里町に限る。）、かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町、有田川町（旧清水町に限る。）、日高川町（旧美山村に限る。）

岡山県　津山市（旧津山市を除く。）、新見市、真庭市、美作市（旧勝田町、旧大原町、旧東粟倉村に限る。）、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村

山口県　萩市、長門市、阿武町、阿東町

徳島県　三好市（旧三野町、旧山城町を除く。）

愛媛県　大洲市（旧河辺村に限る。）、久万高原町、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町

２　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、（ろ）地域に区分されるものとする。

岩手県　宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市（旧大船渡市に限る。）、久慈市（旧久慈市に限る。）、陸前高田市、山田町、田野畑村、普代村、野田村

茨城県　石岡市、常陸太田市（旧水府村・旧里見村に限る。）、常陸大宮市（旧山方町、旧美和村に限る。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市（旧真壁町に限る。）、大子町

栃木県　日光市（旧栗山村、旧藤原町を除く。）、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、宇都宮市（旧上河内町に限る。）、塩谷町、那珂川町

群馬県　高崎市（旧倉渕村に限る。）、沼田市、渋川市、（旧赤城村、旧子持村、旧小野上村に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町（旧中里村に限る。）、中之条町、長野原町、六合村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町（旧月夜野町に限る。）

埼玉県　秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町、神川町（旧神泉村に限る。）

山梨県　甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧高根町、旧長坂町、旧大泉村に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、市川三郷町（旧三珠町に限る。）、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町（旧上九一色村、旧足和田村に限る。）

岐阜県　大垣市（旧上石津町に限る。）、多治見市、関市（旧洞戸村、旧板取村を除く。）、中津川市（旧中津川市、旧蛭川村に限る。）、美濃市、瑞浪市、恵那市（旧串原村、旧上矢作町を除く。）、美濃加茂市、土岐市、可児市、山県市（旧美山町を除く。）、本巣市（旧本巣町に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、海津市（旧南濃町に限る。）、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町（旧揖斐川町、旧谷汲村、旧春日村に限る。）、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

静岡県　小山町

愛知県　春日井市、豊田市（旧豊田市、旧稲武町を除く。）、犬山市、小牧市、大口町、扶桑町、設楽町、東栄町、豊根村

三重県　津市（旧芸濃町、旧白山町、旧美杉村に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、東員町、菰野町

京都府　京都市（旧京都市に限る。）、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

滋賀県　大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市（旧水口町に限る。）、野洲市、湖南市、東近江市（旧愛東町、旧湖東町を除く。）、安土町、竜王町、愛荘町（旧愛知川町に限る。）、多賀町

奈良県　奈良市（旧奈良市に限る。）、五條市（旧五條市に限る。）、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、曽爾村、御杖村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

和歌山県　海南市（旧海南市に限る。）、橋本市、田辺市（旧本宮町に限る。）、紀の川市、紀美野町（旧野上町に限る。）、岩出町、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、九度山町、有田川町（旧金屋町に限る。）、日高川町（旧中津村に限る。）

広島県　広島市（旧広島市に限る。）、竹原市、三原市、尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町を除く。）、福山市、府中市（旧府中市に限る。）、大竹市、東広島市（旧黒瀬町を除く。）、廿日市市（旧廿日市市、旧大野町に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧向原町に限る。）、府中町

徳島県　吉野川市（旧鴨島町を除く。）、阿波市（旧市場町、旧阿波町に限る。）、美馬市、三好市（旧三野町、旧山城町に限る。）、つるぎ町、東みよし町

香川県　高松市（旧塩江町、旧香川町、旧香南町に限る。）、丸亀市（旧綾歌町に限る。）、観音寺市、三豊市（旧三野町、旧詫間町、旧仁尾町を除く。）、綾川町、琴平町、まんのう町

高知県　本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町（旧伊野町を除く。）、仁淀川町、越知町、檮原町、津野町（旧東津野村に限る。）

熊本県　八代市（旧泉村に限る。）、菊池市（旧旭志村に限る。）、阿蘇市、美里町（旧砥用町に限る。）、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町、山都町、水上村

大分県　中津市（旧中津市を除く。）、日田市、竹田市（旧久住町を除く。）、宇佐市（旧宇佐市を除く。）、由布市（旧挾間町を除く。）、九重町、玖珠町

宮崎県　五ヶ瀬町

3　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、（は）地域に区分されるものとする。

岐阜県　岐阜市、大垣市（旧神石津町を除く。）、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市（旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市（旧南濃町を除く。）、岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、北方町

大阪府　大阪市、堺市、高石市、田尻町

兵庫県　神戸市、姫路市（旧家島町に限る。）、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、南あわじ市、淡路市、播磨町

岡山県　岡山市（旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町を除く。）、倉敷市、玉野市、笠岡市、総社市（旧総社市を除く。）、浅口市、早島町、里庄町

広島県　呉市、尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町に限る。）、東広島市（旧黒瀬町に限る。）、廿日市市（旧宮島町に限る。）、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町

山口県　防府市、下松市、岩国市（旧岩国市、旧由宇町に限る。）、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

愛媛県	松山市、今治市、宇和島市（旧津島町に限る。）、上島町、松前町、伊方町（旧三崎町に限る。）、愛南町
福岡県	大牟田市、久留米市（旧城島町、旧三潴町に限る。）、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町
佐賀県	佐賀市（旧佐賀市、旧諸富町、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町に限る。）、小城市（旧芦刈町に限る。）、神埼市（旧千代田町に限る。）、太良町
長崎県	長崎市、佐世保市（旧佐世保市に限る。）、島原市、諫早市（旧多良見町、旧小長井町に限る。）、対馬市、西海市（旧西彼町を除く。）、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧南串山町に限る。）、南島原市（旧有家町、旧布津町、旧深江町を除く。）、長与町、時津町

備考　1　この表に掲げる区域は平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。
　　　2　括弧内に記載する区域は平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別紙14
省エネルギー型設備設置工事（自然エネルギー活用住宅）の基準

１　住宅には、蓄熱体等を付加して太陽エネルギーを有効に利用することにより、暖・冷房に使用するエネルギーを低減するためのシステムを設置すること。

２　１に掲げるシステムを設置した住宅の太陽エネルギー利用率は30パーセント以上であることとし、その算出方法は次の⑴ から⑶ までに定めるところによる。
⑴ 太陽エネルギー利用率の算出方法
蓄熱体等を付加して太陽エネルギーを有効に利用することにより、暖・冷房に使用するエネルギーを低減するためのシステム（以下「パッシブソーラーシステム」という。）を設置した住宅（以下「省エネルギー住宅（パッシブ型）」という。）の太陽エネルギー利用率が30パーセント以上であることを確認するための太陽エネルギー利用率の算出方法は、次の式 による。
太陽エネルギー利用率＝Ａ÷Ｂ≧0.３

この式において、Ａ及びＢは、それぞれ次の数値を表すものとする。
Ａ　当該省エネルギー住宅（パッシブ型）において利用することができる太陽エネルギー量を住宅の延べ面積で除した数値（単位　１シーズン、１平方メートルにつきメガジュール）
Ｂ　当該省エネルギー住宅（パッシブ型）と同規模のパッシブソーラーシステムを設置していない住宅で、「住宅のエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準」（平成４年２月28日通商産業省・建設省告示第２号）で地域の区分を別表１の３に掲げる地域の区分とした場合の同基準又は「住宅のエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」（平成４年２月28日建設省告示第451号）で地域の区分を別表１の３に掲げる地域の区分とした場合の同基準（以下「一般省エネルギー基準」という。）に適合するものの単位床面積当たりの暖冷房負荷（単位　１シーズン、１平方メートルにつきメガジュール）。ただし、当該省エネルギー住宅(パッシブ型)が旧公庫の公庫住宅等政策融資技術基準（平成10年住公規程第11号。以下「政策融資技術基準という。」）に適合するものとしてあらかじめ建設されるものである場合にあっては、当該省エネルギー住宅（パッシブ型）と同規模のパッシブソーラーシステムを設置していない住宅で、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第３号）又は「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」（平成18年国土交通省告示第378号）（以下「次世代省エネルギー基準」という。）に適合するものの単位床面積当たりの暖冷房負荷（単位　１シーズン、１平方メートルにつきメガジュール）

⑵ 暖冷房負荷の算出条件
⑴ に規定する太陽エネルギー利用率の算出においては、次のア又はイに掲げる算出条件により暖冷房負荷を算出することとする。ただし、アにあっては、一般省エネルギー基準に適合する住宅の暖冷房負荷を算出する場合に限る。
ア　次の㋐ から㋓ までによる。
㋐ 暖冷房条件
ａ　暖房期間　月平均外気温が14℃以下となる全月
ｂ　冷房期間　月平均外気温が22℃以上となる全月
ｃ　暖冷房時間　24時間
ｄ　暖房温度　18℃以上（暖房時の温度は特に定めない。）
ｅ　冷房温湿度　27℃50パーセント以下（ただし、潜熱負荷のみが発生する時間の潜熱負荷は、期間冷房負荷から除外してよい。）
ｆ　暖冷房空間　熱的境界より内部にある全空間
㋑ 内部発熱条件
ａ　顕熱発熱量　床面積１平方メートル当たり１時間につき16.7キロジュールの発熱量で全床面積
ｂ　潜熱発熱量　床面積１平方メートル当たり１時間につき4.2キロジュールの発熱量で全床面積
ｃ　発熱時間　１日につき24時間（一定連続）
㋒ 気象データ
該当地域における空調学会方式の標準気象データ（平均データ）又はこれと同等と判断できる気象データ
㋓ 熱貫流率、日射侵入率、面積、換気量、気積等については、一般省エネルギー基準等に規定する方法により算出することとする。ただし、開口部の熱貫流率と日射侵入率においては、昼夜で数値が異なる場合は、その変化に関するモードを設定してもよいこととする。
イ　別紙２の２の⑵ のアの㋐ から㋔ までの規定を準用する。
⑶ その他
ア　省エネルギー住宅（パッシブ型）の単位面積当たりの暖冷房負荷を算出する場合にあっては、⑴ に規定する太陽エネルギー利用率の算出において、算出式を次の式とすることができる。
太陽エネルギー利用率＝（Ｂ－Ｃ）÷Ｂ≧0.３

この式において、Ｂ及びＣは、それぞれ次の数値を表すものとする。
Ｂ　アに規定する太陽エネルギー利用率の算出式におけるＢ
Ｃ　当該省エネルギー住宅（パッシブ型）の単位面積当たりの暖冷房負荷（単位　１シーズン、１平方メートルにつきメガジュール）

なお、上式におけるＣの算出条件は、⑵ による。この場合において、当該省エネルギー住宅（パッシブ型）が受ける日射

として「直達日射」及び「天空日射」の双方を考慮することができる。

イ　(1) に規定する太陽エネルギー利用率の算出においては、(1) 及びア に規定する各式中のＢの値として、次の(ｱ) 又は(ｲ) のいずれかの値を用いることができる。ただし、(ｲ) の値にあっては、パッシブソーラーシステムが暖房のみを対象とし、かつ、省エネルギー住宅（パッシブ型）が政策融資技術基準第10条第２項に適合するものとしてあらかじめ建設される住宅以外の住宅である場合に限り、用いることができる。

(ｱ) 省エネルギー住宅（パッシブ型）に、直達日射がないものとして算出した暖冷房負荷。なお、この場合において、天空日射はあるものとする。

(ｲ) 次の表の暖房負荷の欄に掲げる値

地域の区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
暖房負荷（単位　１シーズン、１平方メートルにつきメガジュール）	418.6	418.6	397.7	376.7	334.9

ウ　パッシブソーラーシステムが暖房のみを対象とする場合にあっては、(1) 並びにア 及びイ の規定中、「暖冷房負荷」とあるのは「暖房負荷」と読み替えて、各規定を適用することができる。なお、この場合において、各規定中の冷房に係る規定は適用しない。

別紙15

省エネルギー型設備設置工事（省エネルギー型設備）の基準

次の１及び２の基準に適合すること。

１　暖・冷房設備等

(1)　住宅に設置する暖・冷房設備等は、次のアからウまでのいずれかのものであること。

ア　省エネルギーに有効な集中型の暖・冷房設備により、次の(ｱ) 又は(ｲ) のいずれかの居室等の暖・冷房を行うことができるもの

(ｱ)　２以上の居住室

(ｲ)　１以上の居住室及び１以上の炊事室、脱衣室等

イ　省エネルギーに有効な集中型の暖房設備により、次の(ｱ) から(ｳ) までのいずれかの居室等の暖房を行うことができるもの

(ｱ)　４以上の居住室

(ｲ)　３以上の居住室及び１以上の炊事室、脱衣室等

(ｳ)　２以上の居住室及び２以上の炊事室、脱衣室等

ウ　省エネルギーに有効な暖房設備により、居室等の床の暖房を行うことができるもの

(2)　(1)に規定する暖・冷房設備等は、別紙16に掲げる基準に適合するものであること。

２　給湯設備

(1)　住宅に設置する給湯設備は、次のア又はイのいずれかのものであること。

ア　省エネルギーに有効な集中型の給湯設備又は給湯設備を有する集中型の暖・冷房設備等のうち、ガス給湯器又は石油給湯機にあっては追いだき機能付きの設備、電気温水器にあっては浴槽水の保温機能付きの設備により、浴室、炊事室、洗面所等への給湯を行うもの

イ　省エネルギーに有効な集中型の補助加熱装置付太陽熱利用給湯設備により浴室、炊事室、洗面所等への給湯を行うもの

(2)　(1)　に規定する給湯設備は、別紙17から別紙20までに掲げる基準に適合するものであること。

別紙16
暖・冷房設備等の基準

1　適用範囲

別紙15の１に規定する暖・冷房設備等は、次の(1) から(3) までのいずれかの機能を有する住戸セントラル型又は住棟セントラル型のもので、以下の要件に適合しなければならない。なお、給湯機能を有する暖・冷房設備等については、別紙17、別紙18又は別紙19の基準を併せて適用することとする。

(1) ２以上の居住室又は１以上の居住室及び１以上の炊事室、脱衣室等の暖・冷房を行うことができるもの

(2) ４以上の居住室、３以上の居住室及び１以上の炊事室、脱衣室等又は２以上の居住室及び２以上の炊事室、脱衣室等の暖房を行うことができるもの

(3) 居住室の床暖房（床暖房パネルの面積が10㎡以上のものに限る。）を行うことができるもの

2　用語の定義

この基準における用語は次のとおりとする。

(1) 住戸セントラル型：以下のいずれかに該当するシステムをいう。
ア　熱源部で発生させた温水等の熱媒を各室等に設置した放熱部に送り、放射や対流により暖房若しくは暖冷房するシステム（給湯及び換気を同時に行えるものを含む。）
イ　熱源部で発生させた温水等の熱媒を熱交換機を介してダクトにより各室へ空気を供給するシステム（給湯及び換気を同時に行えるものを含む。）
ウ　床暖房等により複数の居室等を暖房するシステム（給湯を同時に行えるものを含む。）

(2) 住棟セントラル型：集合住宅において、住棟に設置された熱源部より供給された熱媒体で、１住棟の複数住戸を暖房又は暖冷房するシステムで、供給された熱が各住戸に設置された住棟／住戸熱交換機ユニットから各室等に設置した放熱部に送り、放射や対流により暖房又は暖冷房するもの（給湯を同時に行えるものを含む。）

(3) 熱　　源　　部：暖房又は暖・冷房用の熱源を作り出す機器又は部位をいう。

(4) 放　　熱　　部：暖房又は冷房を行うために、対流や放射などにより室内へ熱を供給する機器又は部位をいい、コンベクタ、パネルラジエーター、ベースボードヒーター、ファンコンベクタ、床暖房ユニット等に代表される各端末機器等をいう。

(5) 搬　　送　　部：冷・温水（不凍液を含む。）、冷媒、凝縮水、燃料(灯油)等を搬送する配管、部位をいい、ダクトもこれに含む。

(6) ガ ス 熱 源 機：暖房用に循環又は給湯用に温水を供給する都市ガス又は液化石油ガスを燃料とした熱源機をいう。

(7) 石 油 熱 源 機：暖房用に循環及び給湯用に温水を供給する JIS１号灯油を燃料とした熱源機をいう。

(8) 電 気 熱 源 機：暖房用に循環させる温水を電気ヒーターにより供給する熱源機で、電気ヒーター容量が10kW以下のものをいう。

(9) ガス吸収式冷温水機：都市ガス又は液化石油ガスを燃料としたガス吸収式冷温水機で、表示ガス消費量が25kW未満かつ冷凍能力が25kW未満のものをいう。

(10) 電気ヒートポンプ式エアコン：ヒートポンプにより暖冷房を行う機器をいう。

(11) 冷媒直接加熱型ヒートポンプ式暖冷房機：ヒートポンプ冷媒をバーナーにより直接加熱する方式により暖房運転を行うヒートポンプ式暖冷房機をいう。ガス加熱型はガスバーナーにより加熱するもの、石油加熱型は石油バーナーにより加熱するものをいう。

(12) ダクト式暖冷房設備：熱交換機等により調整された空気を、ダクトを通して複数の居室等に供給することにり暖房又は暖冷房を行う設備をいう。よ

(13) 床暖房ユニット：居室などの根太上、根太間等に設置される温水式（熱源機より供給された温水を循環させる温水パイプを組み込んだユニットにより暖房を行うもの）及び電気式（電熱線、発熱フィルム等の発熱部により暖房を行うもの）の床暖房ユニットをいう。電気式の場合、熱源部と放熱部は一体とみなす。

(14) 電気蓄熱式暖房機：主に深夜電力などの利用により、電気ヒーターを用い蓄熱体に熱として蓄えると共に、その周囲を断熱材やケース等で覆い、必要時に放熱させ室内の暖房を行う暖房器で、電気ヒーター容量が10kW以下のものをいう。熱源部と放熱部は一体とみなす。放熱方式により、自然放熱式（蓄熱体周囲で加熱された空気を自然対流により熱を取り出すタイプ（ダンパ調整型）をいう。）と強制放熱式（蓄熱体に通風路を設けて送風機で送り込ま れた室内の空気を加熱させ、温風として取り出すタイプをいう。）に分類される。

(15) ファンコイルユニット：熱源機より循環供給された熱媒を、ケーシング内の冷却・加熱コイルで熱交換し、内蔵されたファンを用い強制対流暖冷房を行う、室内に設置された暖冷房兼用放熱器をいう。

(16) ファンコンベクタ：熱源機より循環供給された熱媒を、ケーシング内のコイルで熱交換し、内蔵されたフ

ァンを用い強制対流暖房を行う、室内に設置された10kW以下の暖房専用放熱器をいう。

(17) コンベクタ・ラジエータ：熱源機より循環供給された熱媒により、自然対流又は放射により暖房を行う室内に設置された放熱器をいう。自然対流による暖房放熱器はコンベクタ、ベースボードヒータ等をいい、放射による暖房放熱器はパネルラジエータ等をいう。

(18) 浴室暖房乾燥機：ファンコンベクタのうち、浴室の暖房及び乾燥を行うために浴室内に設置されるものをいう。

(19) 住棟／住戸熱交換器ユニット：住棟セントラル型の構成部品で、暖房用及び給湯用の温水を供給するために、各住戸毎に設置される暖房用（風呂追いだき回路を含む）と給湯用の各々の熱交換部を装備したユニットで、伝熱形式が間接接触式（温度レベルの異なる二つの流体を隔壁を通して間接的に接触させ、熱エネルギーを移動させる方式をいう。）のものをいう。

3　各部の性能に係る事項

機器の種類に応じ、下表の項目毎に試験方法等の欄に掲げる試験等を実施し、各々の基準値を満足するものであること。

機器の種類	項　目	試　験　方　法　等	基　準　値
ガス熱源機	暖房熱効率	ア　試験条件 試験ガスの条件は、13A（JIS S2093:1996（家庭用ガス燃焼機器の試験方法）3.2に規定する適用すべきガスのグループにおける13A をいう。以下同じ。）、1-2 （JIS S2093:1996（家庭用ガス燃焼機器の試験方法）3.2に規定するガスの種類及び試験ガスの圧力における1-2 をいう。以下同じ。）による。室温は20 ±10 ℃とする。 イ　試験方法 (ア) 機器を暖房熱出力試験装置に取り付ける。 (イ) 定格出力に適する熱交換器を用い、ポンプ能力最大で運転し、製造者の指定するシステムの最高循環水温でTh_1 を設定し、かつ（Th_1 －Th_2 ）が20～30 ℃の間、または製造者の指定する温度差になるようにV_1で循環流量を調節し、V_2で冷却水を調節する。 (ウ) （Th_1 －Th_2 ）が安定した時点で次の項目を測定する。 a　暖房循環温水の往、還り温度Th_1、Th_2 b　冷却水の往、還り温度Th_3 、Th_4 c　冷却水量Gh ウ　暖房熱出力試験装置の構成 (ア) 機器に循環ポンプ内蔵の場合 a　暖房配管は保温材にて保護する。 b　機器温水出口から熱交換器を経て、温水戻り口に至る配管を設ける。 c　機器温水出口と熱交換器の間でTh_1を測定する。 d　熱交換器から機器温水戻り口の間に流量調節弁V_1 を設ける。機器とV_1の間でTh_2 を測定する。 e　熱交換器に冷却水を供給する配管に流量調節弁V_2を設ける。V_2と熱交換器の間でTh_3 を測定する。 f　熱交換器から冷却水を排出する配管に急速開閉弁V_3を設ける。熱交換器とV_3の間でTh_4 を測定する。 g　熱交換器から排出した冷却水は計量タンクに受け、秤量計により計量する。 (イ) 機器に循環ポンプのない場合 a　機器温水出口から熱交換器までの配管途中に循環ポンプ及び流量調節弁V_4を並列に設け	ア　１缶１水路(暖房用)の場合 (ア) 暖房出力の貯湯量に対する比が、貯湯量1L当たり1.16kW以上のもの 定格出力時　80%以上 1/4 部分出力時　70%以上 (イ) 貯湯量1L当たり1.16kW未満のもの 定格出力時　75%以上 1/4 部分出力時　65%以上 イ　１缶２水路(暖房・給湯用)の場合 (ア) 給湯回路の水通路に水が流れるのを感知して、自動的に燃焼を開始し水を加熱するもの 定格出力時　80%以上 1/4 部分出力時　70%以上 (イ) 給湯回路の水に圧力が加わった状態で湯温に関連して、自動的に燃焼を開始し水を加熱するもの 定格出力時　75%以上 1/4 部分出力時　65%以上 ただし、寒冷地用や不凍液使用の場合は、表示暖房熱効率に対し±10%以内であること。

		た配管を設置する。当該配管と熱交換器との間でTh_1 を測定する。 b　機外ポンプは極力出力の小さいもので、ポンプ自体の熱出力の影響がないもので試験を行う。 c　(ｱ) の規定に適合していること。 エ　熱交換器の概要 　高さ約 600㎜の二重の円筒容器（内筒に冷却水、外筒部分に暖房用温水を流す。内筒の径は 300㎜以内、外筒の径は任意。）に、冷却水用20㎜の管及び暖房温水用15㎜の管を設けた熱交換器で、外筒外側は保温材にて十分保温したもの又はこれに準ずるものとする。 オ　算定方法 (ｱ) 暖房能力の算定方法 $G\Delta t = Gh \times (Th_4 - Th_3) / \Delta t \times 1/d$ (m^3/s) Gh　：冷却水量(kg/s) Th_3 ：冷却水往温度(℃) Th_4 ：冷却水還り温度(℃) Δt ：メーカー指定温度差(K) d　：水の密度(kg/m^3) (ｲ) 熱出力の算定方法 $H = Gh \times Cp \ (Th_4 - Th_3)$ (W) Cp ：水の平均比熱(J/kg･K) (ｳ) 熱効率の算定方法 $\eta = \{H/(V \times Q)\} \times \{1.013 \times 10^5 \times (273 + tg)\} / \{(B + Pm - S) \times 273\} \times 100$ (%) V　：実測ガス使用量(m^3/s) Q　：ガスの総発熱量(J/m^3) tg ：測定時のガスメーター内のガス温度(℃) B　：測定時の大気圧(Pa) Pm ：測定時のガスメーター内のガス圧力(Pa) S　：温度℃における飽和水蒸気圧(Pa) (ｴ) 部分負荷時の計算 　部分負荷時の計算は、ON-OFF 5 サイクル、または30分間の運転時の値を(ｱ) 、(ｲ) および(ｳ) に準じて計算すること。 (ｵ) 測定回数等 a　測定は、同条件で２回行い、その２回の平均値をとる。ただし、熱効率の（大きい値－小さい値）／平均値が0.05を越えるときは、試験を繰り返して0.05以下となったものの平均値をとる。 b　1/4部分出力時の最低は2.32kW {2,000kcal/h} とする。	
石油熱源機	暖房熱効率	ア　試験条件 (ｱ) 燃料 　JIS K 2203（灯油）に規定する１号灯油とする。 (ｲ) 給水条件 　水温10～25 ℃とする。 (ｳ) 室温 　20±10℃とする。 (ｴ) その他の試験条件 　JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）6.1による。 イ　試験方法及び暖房出力の算出方法	ア　１缶１水路(暖房用)の場合 (ｱ) 暖房出力の貯湯量に対する比が、貯湯量１L 当たり1.16kW以上のもの 定格出力時　70%以上 1/4 部分出力時　61%以上 (ｲ) 貯湯量１L 当たり1.16kW未満のもの 定格出力時　66%以上 1/4 部分出力時　54%以上 イ　１缶２水路(暖房・給湯用)の場合

(ｱ) Ａ法

a　試験方法

(a)　JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の6.11.2 a）1)の図13、図14またはこれらと同等の装置で JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の 6.1.8及び次の方法によって試験を行い、暖房出力を算出する。ただし、２回路式では給湯側からの出湯は行わない。

(b) 流量調節弁V_1およびV_2を操作することによって、暖房戻り口温度(Th_3)が暖房出口温度(Th_2)より15～25℃低くなるように調節する。ただし、暖房出口温度(Th_2)は、75～85℃とする。なお、給水方法は、シスターンまたは定圧タンクのいずれれを用いてもよい。

b　暖房出力の算出方法

$Qw=Gh \times Cp(Th_2 - Th_1)$

- Qw　：暖房出力(W)
- Gh　：冷却水量(kg/s)
- Cp　：水の平均比熱(J/kg･K）
- Th_1　：給水温度(℃)
- Th_2　：暖房出口温度(℃)

(ｲ) Ｂ法

a　試験方法

(a) JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の6.11.2 a)2)の図15又はこれと同等の装置で、JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の 6.1.8および次の方法によって試験を行い、暖房出力を算出する。

(b) 流量調節弁V_1およびV_2を操作することによって、暖房戻り口温度(Th_1)が暖房出口温度(Th_2)より15～25℃低くなるように調節する。ただし、暖房出口温度は、製造業者の指定する温度とする。熱交換器は「ガス熱源機」の「暖房熱効率」の「試験方法等」のウに適合するものとする。

b　暖房出力の算出方法

$Qw=Gh \times Cp(Th_4 - Th_3)$

- Qw　：暖房出力(W)
- Gh　：冷水量(kg/h)
- Cp　：水の平均比熱(J/kg･K）
- Th_3　：冷却水往温度(℃)
- Th_4　：冷却水還り温度(℃)

ウ　熱効率の算出方法

(ｱ) 暖房熱効率の算出方法

$\eta = Qw / [G(Ht+燃料の顕熱)] \times 100$

- η　：暖房熱効率(％)
- Qw　：暖房出力(W)
- G　：燃料消費量(kg /s)
- Ht　：燃料の高発熱量(J/kg)

(ｲ) 部分出力時の暖房熱効率

部分出力時の暖房効率の計算は、ON-OFF 5 サイクル又は30分間の運転時の値を、「暖房出力」試験及び(ｱ) に準じて行う。

(ｳ) 試験回数等

熱効率の試験は、同じ条件で２回行い、回の平均値を熱効率とする。ただし、熱効率の（大きい値－小さい値）/（２回の平均値）が0.05を越えるときは試験を繰り返し、0.05以下になっ

(ｱ) 給湯回路の水通路に水が流れるのを感知して、自動的に燃焼を開始し水を加熱するもの

定格出力時	70％以上
1/4 部分出力時	61％以上

(ｲ) 給湯回路の水に圧力が加わった状態で湯温に関連して、自動的に燃焼を開始し水を加熱するもの

定格出力時	66％以上
1/4 部分出力時	54％以上

ただし、寒冷地用や不凍液使用の場合は、表示暖房熱効率に対し90％以内であること。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>たものの平均値をとる。</td><td></td></tr>
<tr><td>電気熱源機</td><td>貯湯タンク（熱交換を目的に設けた貯湯量10L以下のタンクは除く。）の保温性能</td><td>JIS C 9219:1993（貯湯式電気給湯機）の8.2.14による。</td><td>13時間放置後の湯温が沸き上がり湯温－13℃以上であること。</td></tr>
<tr><td>ガス吸収式温水機</td><td>暖房熱効率及び冷房熱効率</td><td>ア　試験条件
　試験ガスの条件は、13A 、1-2 による。
室温条件は、 JIS B 8615-1:1999（エアコンディショナー第１部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ－定格性能及び運転性能試験方法）の4.1.2及び5.1.2による。
イ　試験方法
(ｱ) 機器を試験装置（「ガス熱源機」の「暖房熱効率」の「試験方法等」のウに適合するもの。）に取り付ける。
(ｲ) 定格出力に適する熱交換器（「ガス熱源機」の「暖房熱効率力」の「試験方法等」のエに適合するもの。）を用い、ポンプ能力最大で運転し、製造者の指定するシステムの最高循環水温でTh_1 を設定し、かつ（Th_2－ Th_1）が５～10℃の間、または製造者の指定する温度差になるように V_1で循環流量を調節し、 V_2で冷却水を調節する。
　（Th_2－Th_1）が安定した時点で次の項目を測定する。
　冷房循環水の往、戻り温度 Th_1、Th_2
　冷却水の入口、出口温度 Th_3、Th_4
　冷却水量 Gh
ウ　算出方法
(ｱ) 冷房能力の算出方法
$G=G_h\times(Th_3-Th_4)/\Delta t\times1/d$ (L/min)
　G_h　：冷却水量(kg/h)
　Th_3 ：冷却水入口温度(℃)
　Th_4 ：冷却水出口温度(℃)
　Δt ：メーカー指定温度差(K)
　d　：水の密度
(ｲ) 熱出力の算出方法
$H=G_h\times C_p\ (Th_3-Th_4)$ (kW)
　H　：熱出力(kW)
　C_p ：水の平均比熱(J/kg･K)
(ｳ) 測定回数等
　測定は、同一条件で２回行い、その２回の平均値をとる。ただし、熱効率の（大きい値－小さい値）／平均値が0.05を越えるときは、試験を繰り返して0.05以下となったものの平均値をとる。
(ｴ) 熱効率の算出方法
$\eta=\{H/(V\times Q)\}\times\{101.3\times(273+t_g)\}/\{(B+P_m-S)\times273\}\times100(\%)$
　V ：実測ガス使用量(m^3/s)
　Q ：ガスの総発熱量(kJ/N)
　t_g：測定時のガスメーター内のガス温度(℃)
　B ：測定時の大気圧(kPa)
　P_m：測定時のガスメーター内のガス圧力</td><td>ア　暖房熱効率
　定格出力時に70%以上であること。
イ　冷房熱効率
　定格出力時のCOPが0.7以上であること。</td></tr>
</table>

		(kPa) S ：温度tgにおける飽和水蒸気圧 (kPa)	
電気ヒートポンプ式エアコン	暖房標準能力	JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の 8.1.5 による。	定格暖房能力の95%以上
	暖房低温能力	JIS B 8615-1:1999（エアコンディショナー第１部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ－定格性能及び運転性能試験方法）:1999の 5.3 による。	定格暖房能力の95%以上
	冷房能力	JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の 8.1.3 による。	定格冷房能力の95%以上
	暖房標準消費電力	JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナー）の 8.1.6 による。	定格暖房消費電力の110%以下
	暖房低温消費電力	JIS B 8615-1:1999（エアコンディショナー第１部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ－定格性能及び運転性能試験方法）の 5.3 の試験条件により、JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の 8.1.6に準じる。	定格暖房消費電力の110%以下
	冷房消費電力	JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の 8.1.4 による。	定格冷房消費電力の110%以下
冷媒直接加熱型ヒートポンプ式暖冷房機	暖房熱効率（ガス加熱型に適用）	ア　試験条件及び方法 JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の6.11.1 による。 イ　算出方法 JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の 6.12.1 の算出方法による。ただし、1/4部分出力時の暖房熱効率の計算は、ON-OFF５サイクル又は30分間の運転時の値を、上記の試験方法及び算出方法により算出する。 ウ　試験回数等 熱効率の試験は、同じ条件で２回行い、２回の平均値を熱効率とする。ただし、熱　効率の（大きい値－小さい値）／（２回の平均値）が0.05を超える時は試験を繰り返して0.05以下となったものの平均値をとる。	定格出力時　75%以下 1/4部分出力時　66%以上
	暖房熱効率（石油加熱型に適用）	ア　試験条件及び方法 JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の6.11.1及び JIS S 3031:2001（石油燃焼機器の試験方法通則）の6.15.1の測定方法による。 イ　算出方法 JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の6.12.1の算出方法による。ただし、1/4 部分出力時の暖房熱効率の計算は、ON-OFF５サイクル又は30分間の運転時の値を、上記の試験方法及び算出方法により算出する。 ウ　試験回数等 熱効率の試験は、同じ条件で２回行い、２回の平均値を熱効率とする。ただし、熱効率の（大きい値－小さい値）／（２回の平均値）が0.05を超	定格出力時　70%以下 1/4部分出力時　61%以上

			える時は試験を繰り返して0.05以下となったものの平均値をとる。	
	暖房標準能力		JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の8.1.5 による。なお、測定装置、測定方法及び算出方法については、 JIS B 8615-1:1999（エアコンディショナー第１部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ－定格性能及び運転性能試験方法）：1999 の附属書 B.2及び同 JIS附属書 C.3の室内側空気エンタルピー法による。	定格暖房能力の95%以上
	冷房能力		JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の8.1.3 による。	定格冷房能力の95%以上
	暖房標準消費電力		JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の8.1.6 による。	定格暖房消費電力の110%以下
	冷房消費電力		JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の8.1.4 による。	定格冷房消費電力の110%以下
ダクト式暖冷房設備	共通事項	騒音	ア　試験方法 (ｱ)　JIS C 9603:1999（換気扇）の 8.9による試験装置を用い、端末機器（熱交換器）を定格周波数の定格電圧のもとで運転し､最高速度及び最低速度のノッチに調節し､定格機外静圧時の騒音を測定する。 (ｲ) 無響室において JIS C 1502:1995（普通騒音計）に定める騒音計を使用し、聴覚補正回路のＡ特性で騒音を測定する。 イ　試験条件 (ｱ) 給排気口には消音ダクトを取付けるとともに、吐出音及び吸引音は測定から除く。また、換気機能一体型は換気機能を動作させて測定を行う。 (ｲ) 測定位置は以下による。 床置型：本体中央部前方１ｍの位置 天井埋込型、天井吊り型：本体中央部下方1.5ｍの位置 (ｳ) その他の試験条件は、熱源搬送媒体が水の暖房用熱交換器（ファンコンベクタタイプ）の場合は JIS A 4007:1995（ファンコンベクタ）の附属書４に、暖冷房兼用熱交換器(ファンコイルタイプ)の場合は JIS A 4008:1995（ファンコイルユニット）の附属書４に、熱源搬送媒体が冷媒のものは JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の附属書２による。	風量強ノッチで　45dB以下 風量弱ノッチで　40dB以下
	ダクト接続型ヒートポンプの場合	暖房標準能力	JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の8.1.5 による。	定格暖房能力の95%以上
		暖房最小能力	JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の8.1.5 の温度条件により、暖房能力が最小になる状態の能力を、同 JISの同項の定めに準じて測定する。	最小暖房能力の85%以上
		暖房低温能力	JIS B 8615-2:1999（エアーコンディショナ）の 5.3 による。	定格暖房能力の95%以上
		冷房標準能力	JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の8.1.3 による。	定格冷房能力の95%以上

		冷房最小能力	JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の8.1.3に定める冷房能力試験の温度条件により、冷房能力が最小になる状態の能力を、同 JISの同項の定めに準じて測定する。	最小冷房能力の85％以上
		暖房標準消費電力	JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の8.1.6 による。	定格暖房消費電力の110％以下
		暖房最小消費電力	暖房最小放熱能力の測定値が安定した状態の消費電力を、JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の 8.1.6 に準じて測定する。	最小暖房消費電力の125％以下
		暖房低温消費電力	JIS B 8615-2:1999の 5.3 の試験条件により、JIS C 9612:1999の 8.1.6 に準じる。	定格暖房消費電力の110％以下
		冷房標準消費電力	JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の8.1.4 による。	定格冷房消費電力の110％以下
		冷房最小消費電力	暖房最小放熱能力の測定値が安定した状態の消費電力を、JIS C 9612:1999（ルームエアコンディショナ）の 8.1.4 に準じて測定する。	最小冷房消費電力の125％以下
	水を熱媒とする場合	熱交換機の暖房標準能力及び熱交換機の冷房標準能力	ア　暖房用熱交換器（ファンコンベクタタイプ）の場合 暖房標準能力：JIS A 4007:1995の8.3 による。 イ　暖冷房兼用熱交換器（ファンコイルタイプ）の場合 暖房標準能力及び冷房標準能力： JIS A 4008:1995（ファンコイルユニット）の8.3 による。	定格暖房能力の95％以上 定格冷房能力の95％以上
		熱源の特性	熱源の種類によりガス熱源機、石油熱源機、電気熱源機、ガス吸収式冷温水機の試験方法による。	熱源の種類により各熱源機の基準値による。
床暖房ユニット	放熱特性		ア　試験装置 (ｱ) 床暖房放熱器の状態を一定に保つため、試験装置を設ける。 (ｲ) 試験装置は、さらにこれを囲む外室に収める。 (ｳ) 試験装置は、保護箱と試験体設置用架台から成る。 (ｴ) 保護箱内は、床暖房パネル以外で温度制御が行えるものとする。 イ　試験装置の構成 (ｱ) 保護箱の高さは、試験体表面から1,200㎜とする。 (ｲ) 保護箱及び試験体設置用架台の長辺・短辺寸法は同寸とし、試験体より大きいものとする。 (ｳ) 保護箱内にふく射遮断板で構成された内箱（試験体に接する一面はふく射遮断版なし）を設ける。 (ｴ) 加熱装置は、保護箱と内箱の間の鉛直部分に、気流かくはん装置は保護箱下部端部に設ける。 (ｵ) 内箱の長辺・短辺は試験体長辺・短辺より大きいものとする。内箱の上面の位置は保護箱上面より 200㎜とする。内箱下部と試験体設置用架台の間隔及び内箱上面と側面の間隔は、気流	床上への放熱量と全供給熱量を測定し、床上放熱量が60％以上であること。

かくはん装置の気流を妨げない程度とする。
(ｶ) 試験体は、試験体設置用架台の中心に設置する。
(ｷ) 試験体の上下面を除く周囲には、試験体と同じ厚さの断熱材を設置する。
(ｸ) 試験体設置用架台の試験体下面までの高さは550㎜とし、試験体下面から下方350㎜の位置の全面に保護板を設ける。
(ｹ) 試験体と保護板の間に外室の空気を流すための循環ファンを設ける。

イ　試験方法
(ｱ) 床暖放熱機器上部全面（ただし全面と同等と判断できる場合はこの限りではない）に熱流計を取り付ける。
(ｲ) 床暖パネルに、①所定の循環温水を供給するか、②定格電圧を加えた状態で保護箱内、床下の空気温度を設定温度に制御する。この時床上への放熱量と全供給熱量を測定する。

ウ　試験条件
(ｱ) 保護箱内設定温度：18 ±1 ℃
(ｲ) 床下設定温度：４±１℃
(ｳ) 床上熱伝達抵抗
ri=(8.6 ±1.7)×10^{-2}(㎡･K/W)
(ｴ) 床下熱伝達抵抗
ro=(4.3 ±1.7)×10^{-2}(㎡･K/W)
(熱伝達抵抗の算出方法)
ri=A （θis-θｉ）／Qu
ro=A （θos-θｏ）／Qd
ri　：床上熱伝達抵抗(㎡･K/W)
ro　：床下熱伝達抵抗(㎡･K/W)
A　：試験体面積（㎡）
Qu　：床上放熱量（W）
Qd　：床下放熱量（W）
θｉ：内箱内平均温度（℃）
θis：床仕上げ材平均表面温度（℃）
θos：床下平均表面温度（℃）
θｏ：床下空気平均温度（℃）

エ　測定項目
(ｱ) 温度設定
空気温度８点、グローブ温度１点、床仕上げ材表面温度３点、床下表面温度３点、内箱内表面温度７点、床下保護板表面温度１点
(ｲ) 床上放熱量
(ｳ) 全供給熱量
ａ　温水：床暖房放熱器出入口温水温度（放熱器端部より 100㎜以内の各１点）、循環温水流量
ｂ　電気：消費電力

オ　測定位置
(ｱ) 床上空気温度５点
内箱中心線上、試験体表面から内箱上面までの高さをＨとした場合、 3/4Ｈ、Ｈ/2、Ｈ/4の高さの点。 1/2Ｈの高さの内箱中心線上で内箱長辺の長さを L_1とした場合、 3/4L_1、 L_1/4の距離の点。
(ｲ) 床下空気温度３点
試験体下面から保護板間まで高さをｈとした場合、ｈ/2の高さの中心線上で3/4L_1、 L_1/2、L_1/4の距離の点。
(ｳ) グローブ温度１点

		内箱内空間の中心 (ｴ) 床仕上げ材表面温度３点 試験体上部表面の中心線上、試験体長辺長さをL_2 とした場合、3/4L_2、1/2L_2、1/4L_2の距離の点 (ｵ) 床下表面温度３点 試験体下部表面の中心線上、3/4L_2.、1/2L_2、1/4L_2の距離の点 (ｶ) 内箱内表面温度７点 内箱上面の中心点１点、内箱側面の中心線上1/2Ｈの高さの点各１点、試験体長辺に接する内箱側面のうち一面の中心線上 3/4Ｈ、 1/4Ｈの高さの点。 (ｷ) 床下保護板表面温度１点 試験体中心点の直下の保護板表面１点 カ　判定方法 (ｱ) 床上および床下放熱量 (ｲ) 消費電力 (ｳ) 保護箱内空気温度とグローブ温度の差	
電気蓄熱式暖房機	蓄熱性能	ア　試験装置等 (ｱ) 試験装置 蓄熱・放熱特性の試験には、空気エンタルピー法を用いた熱量測定装置とする。 (ｲ) 試験環境条件 装置内の設定温度は22±１℃、湿度設定40±５％(RH)とする。また、被試験器には直接風が当たらない状態で試験を行うことが望ましい。 イ　計測器等 (ｱ) 計測器の精度等は､関係JIS に準拠する。また、熱電対は JIS C 1602 :2000（放射温度計の性能試験方法通則）に準拠し、Ｔ型はクラス１を、Ｋ型はクラス２以上を用いる。 (ｲ) 計測器の構成は、定格電圧、積算電力、温度や放熱量等、連続記録が可能なシステムが望ましい。 (ｳ) 温度測定にあたっては、本体温度にはＴ型熱電対を、蓄熱体にはK型熱電対(耐熱型が望ましい)を取付、測定する。 (ｴ) 本体や蓄熱体の温度分布の測定が可能なように熱電対を取付けることが望ましい。 ウ　試験条件 入力は定格電圧、定格周波数を印加する。また、本体や蓄熱体等が設定温度に等しいことを確認後、試験を開始する。 エ　試験方法 (ｱ) 試験器の蓄熱量設定ダイヤルを「最大」にし、環境温度条件(非蓄熱状態)から通電を開始し、通電時間（深夜電力制度(時間帯別電灯料金制度も含む)に定める、１日あたりの電気の供給時間をいう。）内の蓄熱量を最低１時間毎に計測する。 (ｲ) 蓄熱性能試験で、自然放熱式のダンパを有するものは、閉じた状態で行う。 オ　算出方法 (ｱ) 通電時間中に蓄えられた蓄熱量(試験蓄熱量)と試験器の仕様値を比較する。 (ｲ) 蓄熱性能＝試験蓄熱量／仕様値≧0.95	仕様値の95％以上
	蓄熱効率	ア　試験条件	自然放熱式の場合　75％以上

		蓄熱性能試験に同じ イ　試験方法 (ｱ) 試験器の蓄熱量設定ダイヤルを「最大」にし、環境条件温度(非蓄熱状態)から通電を開始し、通電時間内の放熱量を最低１時間毎に計測する。 (ｲ) 蓄熱効率試験で、自然放熱式のダンパを有するものは、閉じた状態で行う。 ウ　算出方法 (ｱ) 通電時間中に投入した電力量(投入熱量)に対して本体に蓄えられた熱量(蓄熱量)から算出する。 (ｲ) 蓄熱効率＝(蓄熱量／投入熱量)×100（%）	強制放熱式の場合　85%以上
	残熱率(その１)（強制放熱式に適用）	ア　試験条件 蓄熱性能試験に同じ。 イ　試験方法 (ｱ) 蓄熱量設定ダイヤルを「最大」にし、通電時間後、非通電時間の完了まで放置状態を行った時の放熱量を最低１時間毎に計測する。 ウ　算出方法 (ｱ) 通電時間終了直後の蓄熱量に対して、非通電時間まで放置した時の残熱量から算出する。 (ｲ) 残熱率＝(残熱量／蓄熱量)×100（%）	50%以上
	残熱率(その２)（強制放熱式に適用）	ア　試験条件 蓄熱性能試験に同じ。 イ　試験方法 (ｱ) 蓄熱量設定ダイヤルを「最大」にし、通電時間後、非通電時間の完了までファン連続運転を行った時の放熱量を最低１時間毎に計測する。 ウ　算出方法 (ｱ) 通電時間終了直後の蓄熱量に対して、非通電時間までファンを連続運転した時の残熱量から算出する。 (ｲ) 残熱率＝(残熱量／蓄熱量)× 100(%)	10%以下
	放熱率（強制放熱式に適用）	ア　試験条件 蓄熱性能試験に同じ。 イ　試験方法 残熱率(その２)の試験方法に準ずる。 ウ　算出方法 (ｱ) 通電時間終了直後の蓄熱量に対して、ファンを連続運転した時の平均放熱量を維持するために必要な残熱量から算出する。 (ｲ) 放熱率＝(平均放熱量の放熱に必要な残熱量／蓄熱量)×100(%)	40%以下
ファンコイルユニット	放熱能力	ア　試験方法 JIS A 4008:1995（ファンコイルユニット）の8.3 による。（ただし、温水暖房時の放熱能力のみを対象とする。） イ　測定方法 温水を定格流量値の±50 %の範囲内の特性を測定し、グラフで表す。	定格暖房能力の95%以上
ファンコンベクタ	放熱能力	ア　試験方法 JIS A 4007:1995（ファンコンベクタ）の8.3による。 イ　測定方法	定格暖房能力の95%以上

		温水を定格流量値の±50 ％の範囲内の特性を測定し、グラフで表す。	
コンベクタ・ラジエータ	放熱能力	ア　試験方法 JIS A 4004:1998（暖房用自然対流・放射形放熱器）の 9.1 による。 イ　測定方法 温水を定格流量値の±50 ％の範囲内の特性を測定し、グラフで表す。	定格暖房能力の95％以上
浴室暖房乾燥機	暖房性能試験	ア　試験条件 (ｱ) 試験室：試験室内気温10℃（相対湿度60～75％）暖房開始時、浴室内気温は10±２℃とする。 (ｲ) 浴室：浴室の大きさは１坪用浴室ユニット（1600W ×1600D 窓なし、断熱材なし）で壁の仕様はＦＲＰプレス成形品のタイプとする。 (ｳ) 浴室状態：乾燥状態で浴槽は空にし、浴槽フタをしておく。 (ｴ) 電源：製造者表示定格電源 (ｵ) 温水入口温度：80±２℃（温水式の場合） (ｶ) 温水流量：製造者表示定格流量（温水式の場合） イ　試験方法 (ｱ) 浴室暖房乾燥機を浴室内に施工説明書に基づき設置する。 (ｲ) 各点の温度測定は、暖房運転開始と同時に行い、運転開始から15分後に運転を停止し、運転停止から15分後までの温度データを記録する。 (ｳ) ルーバーが可変の場合、方向は洗い場方向とする。 ウ　測定位置 浴室内（浴室洗い場）気温分布 【水平方向１点×垂直方向５点＝合計５点】 ・水平方向：１（浴室洗い場の２本の対角線の交点） ・垂直方向：５（床面より＋50mm、＋150mm、＋650mm、＋ 1,150mm、＋ 1,650mm） 〈参考値〉 ・試験室内気温（浴室ユニット近辺） ・浴室ユニット内の天井面及び床面表面温度（浴室洗い場の２本の対角線の交点） ・浴室ユニット内の壁面温度（洗い場の長手方向の壁の中央で床から＋650mm の位置） エ　測定装置 多点式熱電対温度記録計又は相当設備 オ　試験データ (ｱ) 運転開始時と15分後の運転停止直後、並びに運転停止15分後の各点の温度データ（一覧表でまとめ、参考値のポイントについても記載する。） (ｲ) 運転開始時から運転停止15分後までの各測定点（参考値のポイントを除く５点）の平均気温変化グラフ	運転開始15分後の運転停止直後の浴室洗い場内の各測定点平均気温の上昇値が 12K以上でかつ、各測定点の気温の上昇値は８K以上であること。
住棟／住戸熱交換器ユニット	熱交換効率（暖房運転時）	ア　試験条件 (ｱ) 外部供給熱媒の条件 熱媒は温水を利用し、温度は申請者指定温度±３℃とし、流量は申請者指定流量とする。 （なお、温水は85℃程度が望ましい。） (ｲ) 室温	95％以上であること。

		室温は20±10℃とする。 イ　試験方法 (ｱ) 熱交換器ユニットを熱交換器ユニット暖房出力試験装置に取り付ける。 (ｲ) 熱源機から、申請者の指定温度(Th_{01})の温水(熱媒)を熱交換器ユニットに、申請者の指定流量(Gh_{0})を安定して供給できるように運転調整する。 (ｳ) 熱交換器ユニットの暖房回路のポンプを運転し、申請者の指定循環温水流量(Gh_{1})になるようにV_{1}を調節･設定する。 (ｴ) 定格出力に相当する放熱装置などを用い、暖房循環温水往き温度(Th_{11})が申請者指定温度となるように、また、暖房循環温水往き･還り温度差($Th_{11}-Th_{12}$)は、申請者指定の温度差（20～30℃程度が望ましい。）になるように、V_{2}で冷却水(放熱量)を調節する。 (ｵ) (Th_{11})及び($Th_{11}-Th_{12}$)が安定した時点で次の項目を測定する。 外部供給温水流量(kg/h)　Gh_{0} 外部供給温水入口・出口温度(℃)　Th_{01} 、Th_{02} 暖房循環温水流量(kg/h)　Gh_{1} 暖房循環温水往き･還り温度(℃)　Th_{11} 、Th_{12} ウ　算出方法 (ｱ) 暖房出力の算出方法 $H_{1} = Gh_{1} \times Cp \times (Th_{11} - Th_{12}) / 3600$　(kW) ･･･(1)式 H_{1}　：暖房出力 (kW) Gh_{1}　：暖房循環温水流量(kg/h) Cp　：水の平均比熱 (4.186 kJ/kg･K) Th_{11}　：暖房循環温水往き温度(℃) Th_{12}　：暖房循環温水還り温度(℃) (ｲ) 外部供給熱入力の算出方法 $H_{0} = Gh_{0} \times Cp \times (Th_{01} - Th_{02}) / 3600$　(kW) ･･･(2)式 H_{0}　：外部供給熱入力 (kW) Gh_{0}　：外部供給温水流量(kg/h) Cp　：水の平均比熱 (4.186 kJ/kg･K) Th_{01}　：外部供給温水入口温度(℃) Th_{02}　：外部供給温水出口温度(℃) (ｳ) 熱交換効率の算出方法 $\eta = (H_{1} / H_{0}) \times 100$ (%) ･････････････････(3)式 エ　測定位置 各温度測定点は、できるだけ熱交換機ユニットの直近とし、配管からの熱損失による影響を極力小さくするため、外部供給温水配管・暖房配管は保温材にて保護する。 オ　測定回数等 測定は、同条件で２回行い、その２回の平均値をとる。ただし、熱交換効率の（大きい値－小さい値）／平均値が0.05を越えるときは、試験を繰り返して0.05以下となったものの平均値をとる。	
	熱交換効率 (最大給湯出力時)	ア　試験条件 「熱交換効率（暖房運転時）」と同様の試験条件とする。 イ　試験方法	95%以上であること。

		(ｱ) 上記試験装置の熱交換器ユニット暖房出力試験装置の熱交換器ユニットの給水口側に、申請者指定水温(Th_{21})の水（５℃程度が望ましい）を供給し、給湯口側で申請者指定水温(Th_{22})（60℃程度が望ましい）になるように水量を調節する。 (ｲ) (Th_{21})および(Th_{22})が安定した時点で次の項目を測定する。 外部供給温水流量(kg/h)　Gh_0 外部供給温水入口・出口温度(℃) Th_{01}、 Th_{02} 供給水量(kg/h)　Gh_2 給水･給湯温度(℃)　Th_{21}、 Th_{22} ウ　算出方法 (ｱ) 給湯出力の算出方法 $H_2 = Gh_2 \times Cp \times (Th_{21} - Th_{22})$ $/3600$　(kW) ･･･(4)式 H_2　：給湯出力 (kW) Gh_2　：供給水量 (kg/h) Cp　：水の平均比熱 (4.186 kJ/kg ･K) Th_{21}　：給水温度(℃) Th_{22}　：給湯温度(℃) (ｲ) 外部供給熱入力の算出方法 $H_0 = Gh_0 \times Cp \times (Th_{01} - Th_{02})$ $/3600$ (kW) (熱交換効率(暖房時)試験(2)式による) (ｳ) 熱交換効率の算出方法 $\eta = (H_2 / H_0) \times 100$ (％) ･･････････････････(5)式 エ　測定回数等 測定は、同条件で２回行い、その２回の平均値をとる。ただし、熱交換効率の（大きい値－小さい値）／平均値が0.05を越えるときは、試験を繰り返して0.05以下となったものの平均値をとる。	
搬送部	放熱特性等	―	熱源部等の性能に応じ、設備全体としての省エネルギー性能を維持するために適切な仕様等となっていること。

別紙17
ガス給湯器の基準

1　適用範囲
別紙15の２の(1) のアに規定するガス給湯器は、都市ガス又は液化石油ガスを燃料として、浴室、炊事室、洗面所等への給湯を行うことができ、かつ浴槽内の追いだき機能を有するもので、以下の要件に適合しなければならない。

2　用語の定義
この基準における用語は次のとおりとする。
(1) 都　市　ガ　ス：ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づくガス用品の検定等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）に掲げるガスグループのガスをいう。
(2) 液化石油ガス：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149号）に基づく法律施行規則（昭和43年通商産業省令第14号）に掲げる「液化石油ガスの規格」に適合するガスをいう。
(3) 瞬　　間　　式：JIS S 2091（家庭用燃焼機器用語）における瞬間湯沸器をいう。
(4) 瞬間貯湯式：JIS S 2091における貯湯湯沸器の急加熱形をいう。
(5) 追いだき機能：浴槽内の湯を再加熱する機能をいい、加熱方式としては直接循環加熱式、間接加熱式及び高温水供給式がある。
(6) 直接循環加熱式：浴槽の湯を浴槽とガス給湯器との間で循環させながら加熱する方式をいう。なお、この方式は、自然循環と強制循環とに分類される。
(7) 間接加熱式：浴槽内に設けた熱交換器（バスヒータ）と給湯器の間で熱媒を循環させながら、間接的に槽内の湯を加熱する方式をいう。
(8) 高温水供給式：浴槽内に80℃以上の高温水を浴槽の注湯口より直接供給する方式をいう。なお、この方式はⅠ型とⅡ型に分類される。
(9) 自　然　循　環：浴槽内の湯を自然の循環作用を利用して加熱するものをいう。
(10) 強　制　循　環：浴槽内の湯をポンプで強制的に循環させ加熱するものをいう。
(11) Ⅰ　　　　　型：高温水温度が90℃以上のものをいう。
(12) Ⅱ　　　　　型：高温水温度が80℃以上90℃未満のものをいう。
(13) 自動湯温安定式：出湯量の変化に対して、設定出湯温度になるように自動的にガス燃焼量（能力）を調整する方式をいい、固定湯温式と可変湯温式とがある。
(14) 固定湯温式：60℃以上の固定された出湯温度が得られる方式をいう。
(15) 可変湯温式：湯温設定が可変になっており、設定した出湯温度が得られる方式をいう。

3　性能に係る事項
下表の項目毎に、試験方法等の欄に掲げる試験等を実施し、各々の基準値を満足するものであること。

項　目	試　験　方　法　等	基　準　値
最大給湯能力	瞬間式の場合 ・JIS S 2093:1996 （家庭用ガス燃焼機器の試験方法）の表５及び JIS S 2109:1997 （家庭用ガス温水機器）の 6.2.1による。	15.7kW｛13,500kcal/h｝以上 浴室内据置型及び外壁貫通設置型：10.5kW｛9,000kcal/h｝以上
	瞬間貯湯式の場合 ・JIS S 2093:1996 （家庭用ガス燃焼機器の試験方法）の表５及び JIS S 2109:1997 （家庭用ガス温水機器）の 6.2.2 による。	
追いだき能力	・JIS S 2093:1996 （家庭用ガス燃料機器の試験方法）の表５及び JIS S 2109:1997 （家庭用ガス温水機器）の 6.2.3 に準ずる。	浴槽の湯温30℃の時、5.8kW｛5,000kcal/h｝以上
給湯熱効率	・JIS S 2109:1997 （家庭用ガス温水機器）の6.12.1(a)による。	最大給湯能力時　78%以上
ふろ熱効率	・JIS S 2109:1997 （家庭用ガス温水機器）の6.13.1による。	ア　直接循環加熱式 自然循環　70%以上 強制循環　72%以上 イ　間接加熱式　72%以上 ウ　高温水供給式　72%以上
放熱特性	ア　試験の条件	186W｛160kcal/h｝以下

<table>
<tr><td>（瞬間貯湯式に限る。）</td><td>(ｱ) 試験ガスの条件
・試験ガスの条件は、JIS S 2093-1996 （家庭用ガス燃料機器）の 3.2における試験ガスの条件の表し方の１－２による。
(ｲ) 給水の条件
・水温10～25℃の水をゲージ圧 98kPa｛1kgf/cm²｝（逃し弁を有する機器においては、逃し弁の作動圧より 9.8 kPa｛0.1 kgf/cm²｝低い圧力）の水圧で貯湯部を満たす。
(ｳ) 測定の雰囲気温度を15±２℃とする。
イ　器具の状態
・貯湯式タイプについては、貯湯タンクの中心に10cm間隔（住棟集中給湯方式の場合は20cm間隔）で缶体に湯温測定装置を取り付けた状態で測定する。
ウ　試験方法
(ｱ) 出湯温度が60±５℃になるように沸かし上げる。
(ｲ) (ｱ) の状態に達した後ガス栓を閉とし、２時間放置する。
(ｳ) ２時間経過後、器具本体の残湯をほぼ完全に排水させ、湯温、排水量を測定する。
(ｴ) １時間当たりの放熱量（kW｛kcal｝）を次式により求める。
１時間当たりの放熱量（kW｛kcal｝）
＝[(初期湯温－残湯湯温)×排水量]÷２ (h)</td><td></td></tr>
<tr><td>湯温安定性
（瞬間式：自動湯温安定式及び瞬間貯湯式に限る。）</td><td>ア　試験条件
(ｱ) 試験ガス及び給水の条件
JIS S 2109:1997（家庭用ガス温水機器）による。
(ｲ) 測定・記録の条件
a　熱電対の種類：Ｔ（cc）
b　記録装置：２ペンレコーダー以上を使用し、器具出口及び給水温度を記録する。また、チャートスピードは、２cm/minとする。記録時間は初期設定温度の± 1.5℃以内に収束してから30秒以上記録した後、次の試験を始める。
イ　試験方法
(ｱ) 可変湯温式
・器具のリモコンで出湯温度を40± 2℃に調整し、出湯量を 10 L/min ⇒ 14 L/min ⇒10L/min に変化させ、測定記録する。
・なお、機器の最大出湯量が 14 L/min 未満の場合は、最大流量（Ｑ）からの変化とする。
（Ｑ－４）L/min ⇒（Ｑ）L/min ⇒（Ｑ－４）L/min
(ｲ) 固定湯温式
・設定温度（機器の固定温度）にて、出湯量を６ L/min ⇒ ８ L/min ⇒ ６ L/min　に変化させ、測定記録する。
・なお、機器の最大出湯量が ８ L/min 未満の場合は、最大流量（Ｑ）からの変化とする。
（Ｑ－２）L/min ⇒（Ｑ）L/min ⇒（Ｑ－２）L/min</td><td>出湯温度は、出湯量を変化させたとき、設定温度±1.5Ｋ以内への収束時間が60秒以内であること。
可変湯温式においては、出湯量の変化中に最高温度が60℃を超えないこと。</td></tr>
<tr><td>追いだき機能部の出湯温度（高温水供給式に限る。）</td><td>ア　試験条件及び機器の状態
・JIS S 2109:1997（家庭用ガス温水機器）の6.12.1(C)1)による。
イ　試験方法
・アの状態で、追いだき機能（高温水供給式）を作動させたときの機器の高温水注湯口における出湯温度を測定する。</td><td>Ｉ型：90℃以上
Ⅱ型：80℃以上90℃未満</td></tr>
</table>

別紙18
石油給湯機の基準

1　適用範囲
　別紙15の２の(1) のアに規定する石油給湯機は、灯油（JIS １号灯油）を燃料として、浴室、炊事室、洗面所等への給湯を行うことができ、かつ浴槽内の追いだき機能を有するもので、以下の要件に適合しなければならない。

2　用語の定義
　この基準における用語は次のとおりとする。
(1) JIS　１号灯油：JIS K 2203(灯油)で定める１号灯油をいい、灯火用及び暖ちゅう房用燃料を用途とする。
(2) 瞬　　間　　式：JIS S 3027(石油給湯機付ふろがま)における瞬間形をいう。
(3) 瞬 間 貯 湯 式：JIS S 3027における貯湯式急速加熱形をいう。
(4) 追いだき機能：浴槽内の湯を再加熱する機能をいい、加熱方式としては循環加熱式と高温水供給式がある。
(5) 循 環 加 熱 式：浴槽内の湯を浴槽と給湯機との間で循環させながら加熱する方式をいう。なお、この方式は自然循環と強制循環とに分類される。
(6) 高温水供給式：浴槽内に80℃以上の高温水を浴槽の給湯口より直接供給して加熱する方式をいう。なお、この方式はⅠ型とⅡ型に分類される。
(7) 自　然　循　環：浴槽内の湯を自然の循環作用を利用して加熱するものをいう。
(8) 強　制　循　環：浴槽内の湯をポンプで強制的に循環させ加熱するものをいう。
(9) Ⅰ　　　　　型：高温水温度が90℃以上のものをいう。
(10) Ⅱ　　　　　型：高温水温度が80℃以上90℃未満のものをいう。
(11) 自動湯温安定式：出湯量の変化に対して、設定出湯温度になるように自動的に燃焼量（能力）を調整する方式をいい、可変湯温式と選択湯温式とがある。
(12) 可 変 湯 温 式：湯温設定が可変になっており、設定した出湯温度が得られるものをいう。
(13) 選 択 湯 温 式：使用目的に応じて60～85℃に設定し、湯水混合水栓を使用するものをいう。

3　性能に係る事項
　下表の項目毎に、試験方法等の欄に掲げる試験等を実施し、各々の基準値を満足するものであること。

項　目	試　験　方　法　等	基　準　値
給湯能力	・JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の6.11.2(b)による。	27.9kW以上58.1kW以下{24,000kcal/h 以上50,000kcal/h 以下}
追いだき能力	・JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の6.12.2(c)に準じる。	浴槽の温度 20℃の時、 5.8kW {5,000kcal/h} 以上
連続給湯効率	・JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の6.12.2(b)による。	連続給湯効率75%以上かつ表示連続給湯効率の90%以上
湯沸効率	・JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の6.12.2(c)による。	ア　循環加熱式 自然循環　66%以上 強制循環　68%以上 イ　高温水供給式 68%以上
放熱特性（瞬間貯湯式に限る。）	ア　試験の条件 (ｱ) 水温10～25℃の水をゲージ圧 98kPa（逃し弁を有する器具においては、逃し弁の作動水圧より9.8kPa低い圧力）の水圧で貯湯部を満たす。 (ｲ) 測定の雰囲気温度を15±２℃とする。 イ　試験方法 (ｱ) 出湯温度が60±５℃になるよう沸かし上げる。 (ｲ) アの状態に達した後機器を停止し、２時間放置する。 (ｳ) １時間当たりの放熱量を次式により算出する。 １時間当たりの平均放熱量（kW/h） ＝［(初期湯温－残湯湯温)×排水量］÷２ (h)	186W以下

湯温安定性	ア　試験の条件 (ｱ) 給水の条件：水温 15±５℃ 水圧 98kPa (ｲ) 記録装置：２ペンレコーダーを使用し、器具出口及び給水温度を記録する。チャートスピードは２cm/minとする。 (ｳ) 熱電対　　：Ｔ（cc）とする。 イ　試験方法 (ｱ) 瞬間式（可変湯温式） ・器具のコントローラーで出湯温度を40℃に調整し出湯量を10 L/min⇒14 L/min⇒ 10 L/minに変化させ、測定記録する。 ・なお、器具の出湯量が 14 L/min未満の場合は、最大流量（Ｑ）からの変化とする。 （Ｑ－４）L/min ⇒Ｑ L/min ⇒（Ｑ－４）L/min (ｲ) 瞬間式（選択湯温式） ・設定温度を60℃又は60℃近辺に設定し、出湯量を６ L/min⇒８ L/min⇒６ L/minに変化させ、測定記録する。 ・なお、器具の出湯量が８ L/min未満の場合は、最大流量（Ｑ）からの変化とする。 （Ｑ－２）L/min ⇒Ｑ L/min ⇒（Ｑ－２）L/min (ｳ) 瞬間貯湯式（選択湯温式） ・設定温度を60℃又は、60℃近辺に設定し、出湯量を６L/minに固定し、測定記録する。	ア　瞬間式(可変湯温式) 出湯量を変化させたときの出湯温度は、設定温度±1.5Ｋ以内への収束時間が60秒以内であり、かつ最高温度が60℃を超えないこと イ　瞬間式(選択湯温式) 出湯量を変化させたときの出湯温度は、設定温度±3.0Ｋ以内への収束時間が60秒以内であること ウ　瞬間貯湯式(選択湯温式) 出湯温度の収束幅は設定温度±6.0Ｋ以内であること
追いだき機能部の出湯温度 (高温水供給式に限る。)	・JIS S 3031:2002（石油燃焼機器の試験方法通則）の17 による。	Ⅰ型：90℃以上 Ⅱ型：80℃以上90℃未満

別紙19
電気温水器の基準

1　適用範囲
　別紙15の２の(1) のアに規定する電気温水器は、深夜電力を主電源とし、浴室、炊事室、洗面所等への給湯を行うことができ、かつ風呂加熱機能を有するもので、以下の要件に適合しなければならない。

2　用語の定義
　この基準における用語は次のとおりとする。
(1) 風呂加熱機能：浴槽内の湯を再加熱することができるか、又は湯温を維持することができる機能をいい、保温式、循環加熱式と高温水供給式がある。
(2) 保　温　式：浴槽内の湯温を定期的に加熱しながら、浴槽内の湯を設定された湯温に維持する風呂加熱機能の方式をいう。
(3) 循環加熱式：浴槽内の湯を浴槽と給湯機との間で循環させながら加熱する方式で、かつ浴槽内の湯を再加熱することができるものをいう。
(4) 高温水供給式：浴槽内に80℃以上の高温水を浴槽の注湯口より直接供給して加熱する風呂加熱機能の方式をいう。
(5) ヒーター式：主にヒーターにより加熱する温水器をいう。
(6) ヒートポンプ式：主に電気ヒートポンプにより加熱する方式のうち、ヒーターを有さない方式をいう。電気ヒートポンプにより加熱する方式のうち、ヒーターを補助的に用いるヒートポンプ・ヒーター式もこれに含む。
(7) 分　離　型：貯湯タンクと熱源機とが分離している電気ヒートポンプ式給湯機をいう。

3　性能に係る事項
　下表の項目毎に、試験方法等の欄に掲げる試験等を実施し、各々の基準値を満足するものであること。

項　目		試　験　方　法　等	基　準　値
貯湯量		――	150 L以上
沸き上げ湯温設定温度		――	60℃未満に設定できないこと 自動式の場合は60℃未満に選択されないものであること
タンク内の保温性能		・JIS C 9219:1993（貯湯式電気温水器）の8.2.14 による。	13時間放置後の湯温は、沸上がり湯温－13℃以上
使用性能		ア　試験条件 ・JIS C 9219:1993（貯湯式電気温水器）の 8.2.15に準ずること。 イ　貯湯槽を満水にし、定格電圧に等しい電圧を連続して８時間（第２深夜電力対応型は５時間）加えた後又は自動温度調節器が作動した後電源を切る。 ウ　その後、 (ｱ) １時間後に貯湯容量の１／13を採湯する。 (ｲ) １時間後に貯湯容量の２／13を採湯する。 (ｳ) ３時間後に貯湯容量の１／13を採湯する。 (ｴ) ５時間後に貯湯容量の３／13を採湯する。 (ｵ) １時間後に貯湯容量の４／13を採湯する。 (ｶ) １時間後に貯湯容量の１／13を採湯し湯温を測定する。（1/2採湯時）	貯湯量 200 L未満：最終採湯温は、沸上がり湯温－25℃以上 貯湯量 200 L以上：最終採湯温は、沸上がり湯温－20℃以上
風呂加熱機能	保温式（循環加熱式を含む。）	ア　浴槽に40±２℃の湯を張った後、浴槽の湯温を測定する。 イ　保温動作に入る付近の温度まで浴槽の湯温を低下させた後、保温運転を行い、運転停止後、再度浴槽の湯温を測定し、アにて測定した湯温との差を調べる。 （注１）湯温の測定箇所は、平面からみた浴槽中心で水位の中間点１箇所とする。 （注２）浴槽内の湯をかくはんして温度測定を行うこと。	温度差は±２Ｋ以内

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>高温水供給式</td><td>ア　取扱説明書で指示されているとおりの操作を行い、貯湯タンクの水を沸き上げる。
イ　沸き上げ後、
(ア)　１時間後に貯湯容量の１／13を採湯する。
(イ)　さらに１時間後に貯湯容量の２／13を採湯する。
(ウ)　さらに３時間後に貯湯容量の１／13を採湯する。
(エ)　さらに５時間後に貯湯容量の３／13を採湯する。
ウ　その１時間後、湯張り（40℃・200 L）を行った後、高温水供給の運転を開始し、機器本体の高温水供給用出湯口にて湯温を測定する。</td><td>出湯温度は80℃（許容差－２K）以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ヒーター式</td><td>加熱性能</td><td rowspan="2">・貯湯槽に水を満たし、定格電圧に等しい電圧を連続して８時間（第２深夜電力対応型は５時間）加えた後又は自動温度調節器が作動した後電源を切り、採湯口から連続して採湯し、貯湯容量の1/2に当たる採湯時の湯温（これを沸上がり湯温とする。）を測定し、次式によってエネルギー効率を算出する。ただし、湯温設定は設定湯温の最高値と最低値について行う。
$$\eta = \frac{Q \times (T_2 - T_1)}{P \times 860} \times 100$$
η　：エネルギー効率（%）
T_2：沸き上がり湯温（℃）
T_1：通電前の水温（℃）
Q　：タンク容量（L）
P　：消費電力量（kWh）</td><td>沸き上がり湯温が表示値の±５K、かつ90℃を超えないこと</td></tr>
<tr><td>エネルギー効率</td><td>90%以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ヒートポンプ式</td><td>消費電力</td><td rowspan="2">・定格電圧を印加し、以下に示す夏期及び冬期を想定した条件下で試験を行う。なお、ヒーター併用式の場合はヒーターの電源を切っておく。
ア　温度条件
<table><tr><td></td><td>夏期</td><td>冬期</td></tr><tr><td>乾球温度(℃)</td><td>25±1.0</td><td>７±1.0</td></tr><tr><td>湿球温度(℃)</td><td>21±0.5</td><td>４±0.5</td></tr><tr><td>水温(℃))</td><td>24±5.0</td><td>９±5.0</td></tr></table>
イ　沸き上げ温度は65±５℃の設定とする。ただし、湯量選択が可能なものは沸き上げ温度を最高設定値としてもよい。
ウ　熱源機入口水温・出口水温・循環流量より、次式でヒートポンプ加熱能力を算出する。
$$Vh = \frac{R \times (HT_2 - HT_1)}{860}$$
Vh　：加熱能力（kWh／h）
HT_2：熱源機入口水温(℃)
HT_1：熱源機出口水温(℃)
R　：循環流量（L／h）
エ　同時にヒートポンプの消費電力を測定する。</td><td>夏期・冬期ともに表示された消費電力の110%以下</td></tr>
<tr><td>加熱性能</td><td>夏期・冬期ともに表示された能力の95%以上</td></tr>
<tr><td>低温時の加熱性能</td><td>ア　温度条件
<table><tr><td>乾球温度(℃)</td><td>２±1.0</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td><td>沸き上げ湯温設定温度の-10℃以上、かつ90℃を超えないこと</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>湿球温度(℃)</td><td>1±0.5</td></tr>
<tr><td>水温(℃))</td><td>6±5.0</td></tr>
</table>
イ　沸き上げ温度は、沸き上げ温度選択方式の場合は最高設定値とし、沸き上げ温度自動式の場合は、アの条件下で自動的に選択された温度とする。
ウ　貯湯槽に水を満たし、定格電力に等しい電圧を連続して８時間（第２深夜電力対応型は５時間）加えた後又は自動温度調節器が作動した後、採湯口から連続して採湯し、貯湯容量の１／２に当たる採湯時の温度を測定する。
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>エネルギー効率</td>
<td>
ア　温度条件
<table>
<tr><td></td><td>夏期</td><td>冬期</td></tr>
<tr><td>乾球温度(℃)</td><td>25±1.0</td><td>7±1.0</td></tr>
<tr><td>湿球温度(℃)</td><td>21±0.5</td><td>4±0.5</td></tr>
<tr><td>水温(℃))</td><td>24±5.0</td><td>9±5.0</td></tr>
</table>
イ　分離型の場合、熱源機と貯湯タンクを接続する配管の長さは、５±0.3mの配管を使用する。ただし、配管の長さが５m未満の特定寸法が指定されている場合は、その最大寸法による。
ウ　沸き上げ温度は、沸き上げ温度選択式の場合は最高設定値とし、沸き上げ温度自動式の場合は、手動モードの最高設定値とする。
エ　貯湯槽に水を満たし、定格電圧に等しい電圧を連続して８時間（第２深夜電力対応型は５時間）加えた後又は自動温度調節器が作動した後電源を切り、採湯口から連続して採湯し、貯湯容量の1/2に当たる採湯時に湯温（これを沸き上がり湯温とする）を測定し、次式によってエネルギー効率を算出する。
$$\eta = \frac{Q \times (T_2 - T_1)}{P \times 860} \times 100$$
η　：エネルギー効率（％）
T_2：沸き上がり湯温（℃）
T_1：通電前の水温（℃）
Q　：タンク容量（L）
P　：消費電力量（kWh）
</td>
<td>ヒートポンプ式：夏期及び冬期の平均200％以上
ヒートポンプ・ヒーター併用式：夏期及び冬期の平均120％以上</td>
</tr>
</table>

別紙20
太陽熱利用給湯設備の基準

1　適用範囲
　別紙15の２の(1) のイに規定する太陽熱利用給湯設備は、太陽エネルギーを熱に変換し、浴室、炊事室、洗面所等への給湯を行うことができる補助加熱装置付きのもので、以下の要件に適合しなければならない。

2　用語の定義
　この基準における用語は次のとおりとする。
(1) 強制循環型：太陽熱を利用して給湯する装置のうち、集熱器と貯湯槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、補助加熱装置を経て給湯栓に給湯する形式の太陽熱利用給湯システムをいう。
(2) 自然循環型：太陽熱温水器のうち、集熱部で得た熱エネルギーを熱サイホン、ヒートパイプなどの自然循環作用を利用して貯湯部に輸送し、給湯用水を直接または間接的に加熱し、保温した状態で貯湯する形式のもの。
(3) 真空貯湯型：太陽熱温水器のうち、集熱と貯湯の機能が一体となった円筒形の真空ガラス管で覆われた集熱貯湯管で、給湯用水を直接加熱し、貯湯する形式のもの。
(4) 貯湯槽：強制循環ソーラーシステムにおける給湯水を貯蔵する槽をいい、槽の中に熱交換器や補助加熱装置を有するもの、或いは、集熱ポンプ、集熱制御装置を一体として有するものを含む。
(5) 貯湯量：有効採湯量に貯湯槽の残水量を加えた貯湯槽の全保有水量をいう。なお、密閉式の場合は、有効採湯量と同一となる。
(6) 補助加熱装置：太陽熱で温められた湯を補助的に加熱する装置をいう。太陽熱温水器又は貯湯槽と給湯栓の配管途中に設置される場合と、貯湯槽に組み込まれる場合がある。

3　性能に係る事項
　下表の項目毎に、試験方法等の欄に掲げる試験等を実施し、各々の基準値を満足するものであること。

項　目	試　験　方　法　等	基　準　値
貯湯量	――――	180 L以上
集熱性能	自然循環型及び真空貯湯型の場合 ・JIS A 4111:1997 （住宅用太陽熱利用温水器）の8.1による。	8,374 kJ/㎡以上
	強制循環型の場合 ・JIS A 4112:1995 （太陽集熱器）の 8.1による。	平板型、真空ガラス管型及びヒートパイプ型： 集熱量は、日射量が20,930 kJ/(㎡・日) {5,814 W・h/(㎡・日)} 、△θが10Kのとき、8,374 kJ/(㎡・日) {2,326 W・h/(㎡・日)} 以上。時定数は、15分以下。 ヒートポンプ併用型：瞬時集熱効率が動作点(△θ)で8,374 kJ/(㎡・日) {2,326 W・h/(㎡・日)} 以上
貯湯槽の保温性	自然循環型及び真空貯湯型の場合 ・JIS A 4111:1997 （住宅用太陽熱利用温水器）の8.2による。	自然循環型：実効熱損失係数は5.81W／K以下 真空貯湯型：実効熱損失係数は80W／K・m³ 以下
	強制循環型の場合 ・JIS A 4113:1995（太陽蓄熱槽）の8.2.1による。	熱損失係数は、蓄熱槽容量に対し、35V＋5.81以下
集熱及び給湯配管部の保温性能	・配管材中央に距離Ｌ（10m）を隔てて、２箇所に温水測定装置をセットし、温水を0.2m/s の速さで流し、次式により放熱量Ｑを算出する。 (ti－to) ×W	放熱量は、0.41W/m･℃以下

	$Q\ (W/m\cdot℃) = \dfrac{\qquad}{\left(\dfrac{to+ti}{2} - ta\right)\times L}$ ここに、ti：上流側測定点温度（℃） to：下流側測定点温度（℃） ta：室温（℃） Ｌ：測定点間隔（ｍ） Ｗ：流量（L/h） （注１）ti＝70±10℃とする。 （注２）水の比熱と比重量の積は 1.0とみなす。	
出湯性能	自然循環型の場合 ア　開放型（下部採湯口） ・JIS A 4111:1997の8.6(1)による。 イ　開放型（上部採湯口） ・JIS A 4111:1997の8.6(2)による。 真空貯湯型の場合 ・JIS A 4111:1997の8.6(2)による。	平均出湯量が0.01ｍ^3/min以上
有効出湯効率	・貯湯槽に40±５℃の温水を満たし、毎分10±２Lの割合で保温タンクに有効採湯量と同量出湯した後、充分かくはんする。 ・次にタンクの中央部の温度を最小目盛1/10℃の較正された水銀温度計で測定し、次の式により有効出湯効率Ｔｎを求める。 ・この時、水道直結式のものの給水静水圧が、98kPa±4.9kPaになるように調整すること。 $Tn = \dfrac{tH_2 - tw}{tH_1 - tw} \times 100$（%） ここに、ｔｗ　：給水温度（℃） tH_1：初期平均給水温度（℃） tH_2：出湯後平均給水温度（℃） （注）ｔｗ＝15～25℃	自然循環型及び真空貯湯型：75%以上 強制循環型：80%以上
出湯水温制御性	・貯湯槽に65±５℃又は着火最高温度の温水を満たし、補助加熱装置を経由し、毎分10±２Lの割合で５分間出湯した後、毎分２±0.5L又は着火最低水量で５分間出湯する。 ・なお、貯湯槽から補助加熱装置及び補助加熱装置から出湯口までの配管の長さは各５ｍ以内とする。 ・補助加熱装置の設定温度は最高のものとする。 ・出湯口より、200㎜下に直径 300㎜の容器を置き、容器の中央部に向けて出湯し、流量変化３分後に容器内に直接滴下する熱湯の有無を調べる。	沸騰していないこと

別紙21
省エネルギー型設備設置工事（自然エネルギー活用型設備）の基準

次の１から５までの基準に適合すること。
１　住宅に設置する太陽光発電設備は、太陽エネルギーを有効に利用することにより、住宅に使用するエネルギーを低減することができるものとして、以下の要件に適合するものであること。

２　用語の定義
この基準における用語は次のとおりとする。
(1) 太陽光発電設備：光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成された設備及びこれらに附属する設備の総体
(2) 太陽電池モジュール：入射する太陽光を直接直流電力に変換する太陽電池セルが組み込まれたもので、最小単位の発電ユニット
(3) 太陽電池アレイ：太陽電池モジュールを機械的・電気的に集積したもの
(4) 太陽電池架台：太陽電池モジュールを取り付けるための支持物
(5) 主幹制御監視装置：システム及びインバータの起動・停止制御、蓄電池充放電制御、系統・負荷の電力制御、自動・手動切替、太陽電池アレイ追尾及びデータ収集、データ通信、表示などの一部又はすべてを含み、太陽光発電システム全体の制御、監視機能を備えた装置
(6) 直流コンディショナ：開閉器などの直流機器、直流／直流電圧変換、最大出力追従などの一部又はすべてを備えた装置
(7) インバータ：直流電流を交流電流に変換する装置
(8) 直流／直流インターフェイス：直流コンディショナの出力側と直流負荷との間のインターフェイス。開閉器、補助直流電源の接続、フィルタなどで構成される。
(9) 交流／交流インターフェイス：インバータの出力側と交流負荷との間のインターフェイス。交流／交流電圧変換部、補助交流電源の接続部フィルタなどで構成される。
(10) 交流系統インターフェイス：インバータの出力側と電力系統との間のインターフェイス。系統と並列し、交流／交流電圧変換部、フィルタ、系統連系保護装置などで構成される。
(11) パワーコンディショナ：主幹制御監視装置、直流コンディショナ、インバータ、直流／直流インターフェイス、交流／交流インターフェイス、交流系統インターフェイスなどの一部又はすべてから構成され、太陽電池アレイ出力を所望の電力に変換する機能を備えた装置
(12) 最大出力：公称最大出力（基準状態（モジュール表面温度25℃、分光分布AM1.5、放射照度1,000W／㎡））での太陽電池出力をいう。
(13) 真性変換効率：最大出力を、太陽電池モジュールの光電効果がある部分の面積と放射照度の積で除した値（％）
(14) 放射照度：表面の単位面積当たりに太陽又は人工光源から単位時間に入射する放射エネルギー
(15) 単結晶：結晶材料全体を構成する原子の配列が規則正しくて単一の結晶軸を選ぶことが可能であるような結晶物質の一般呼称
(16) 多結晶：多数の単結晶がいろいろな結晶方位をもって集合してできている結晶
(17) アモルファス：原子配列に長距離秩序をもたない固体の準安定状態のこと
(18) 定格負荷効率：定格負荷（定格運転時）における交流出力電力と直流入力電力との割合（％）
(19) 部分負荷効率：指定された負荷率における交流出力電力と直流入力電力との割合（％）

３　構成機器
この基準の適用対象となる太陽光発電設備の構成機器は次による。

太陽電池アレイ	太陽電池モジュール、太陽電池架台
パワーコンディショナ	主幹制御監視装置、直流コンディショナ、インバータ、直流／直流インターフェイス、交流／交流インターフェイス、交流系統インターフェイス

（注）太陽電池架台については、太陽電池モジュール形態およびその施工方法により、必ずしも設置されていなくてもよいものとする。

４　保守・管理性に係る事項
(1) 交換が必要となる部品については、容易に交換等が行えるものであること。

(2) 保守点検が容易に行えること。

5　省エネルギー性に係る事項

下表の項目毎に、試験方法等の欄に掲げる試験等を実施し、各々の基準値を満足するものであること。

(1) 太陽電池モジュール

項　目	試　験　方　法　等	基　準　値
最大出力	ア　結晶系の場合 ・JIS C 8914又はJIS C 8919による。 イ　アモルファス系の場合 ・JIS C 8935又はJIS C 8940による。	最大出力の総和が３ｋＷ以上
真性変換効率	ア　結晶系の場合 ・JIS C 8914又はJIS C 8919に準ずる。 イ　アモルファス系の場合 ・JIS C 8935又はJIS C 8940に準ずる。	ア　結晶系の場合 (ア) 単結晶系の場合 13%以上 (イ) 多結晶系 11.5%以上 イ　アモルファス系の場合 ６％以上

(2) パワーコンディショナ

項　目	試　験　方　法　等	基　準　値
定格負荷効率	・JIS C 8961による。	90%以上
部分負荷効率	・JIS C 8961による。	定格負荷の1/2以上で90%以上

別紙22

既存住宅の優良住宅技術基準（省エネルギー性）に該当する住宅

次の１又は２に該当すること。

１　旧住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（その業務を委託した者を含む。以下「旧住宅金融公庫等」という。）が、平成２年４月１日以後に申込み（あらかじめその設計につき審査を受けることにより購入資金貸付けの対象となる住宅で、建設資金貸付けに係らないものにあっては事業承認（事業承認を行わないものにあっては、設計審査）の申請）を受理し、現場審査に合格した旨の通知書（建売住宅購入資金の貸付けに係る住宅にあっては、適格認定した旨の通知書を含む。）の交付を受けている住宅のうち、次の(1) から(10)までのいずれかの貸付けに係るものであること。

(1) マイホーム新築資金貸付け
(2) 建売住宅購入資金貸付け
(3) 財形住宅資金貸付け（建設資金貸付けに限る。）
(4) 住まいひろがり特別住宅（本人居住型）資金貸付け（購入資金貸付けのうちマンション購入資金貸付けを除く。）
(5) 公社分譲住宅建設・購入資金貸付け
(6) 優良分譲住宅建設・購入資金貸付け
(7) 農地転用優良分譲住宅建設・購入資金貸付け
(8) 都市居住再生建設・購入資金貸付け
(9) 市街地再開発等建設・購入資金貸付け
(10)中高層ビル建設・購入資金貸付け

２　旧住宅金融公庫等が、平成13年４月１日以後に設計審査の申請を受理し、適格認定した旨の通知書の交付を受けている住宅のうち、マンション購入資金貸付けに係るものであること。

別紙23
界床の構造の基準

第２の１の(8) のアの規定及び第２の１の(9) の規定に適合しているものとすることができる界床の構造は、次の１から３までに掲げる住宅の種類に応じて次の１から３までに定めるとおりとする。

１　鉄筋コンクリート造住宅、鉄骨造住宅及び補強コンクリートブロック造住宅
重量床衝撃音レベルが遮音等級（日本工業規格A1419-2（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法―第２部：床衝撃音遮断性能）に規定する床衝撃音遮断性能に関する等級をいう。以下同じ。）$L_{i,Fmax,r}$－65程度の界床の構造は、次の(1) から(4) までのいずれかによる。ただし、第４のうち賃貸の用に供するもの又は第５の１の(3) に該当するものに限る。
(1) 普通コンクリートを使用した合成スラブによる場合は、耐火構造又は１時間準耐火構造の床で、そのデッキ高さを50mm以上、所定高さを80mm以上とする。
(2) 軽量コンクリート（かさ比重0.0018以上）を使用した合成スラブによる場合は、耐火構造又は１時間準耐火構造の床で、そのデッキ高さを50mm以上、所定高さを70mm以上とする。
(3) ＡＬＣ床用パネルによる場合は、耐火構造又は１時間準耐火構造の床で、厚さ100mm以上のＡＬＣ床用パネルの上に、厚さ15mm以上のモルタル塗りとする。
(4) 耐火構造又は１時間準耐火構造の床で、重量床衝撃音レベルが遮音等級$L_{i,Fmax,r}$－65程度の遮音性能を有する構造とする。

２　在来軸組木造住宅
次の(1) から(3) までのいずれかによる。
(1) 評価方法基準の第５の８－１の(3) のロの②のｇに定める相当スラブ厚を11cmとすることができる界床の構造は、次のアからオまでによる。
ア　界床の床根太と床下張材の構成は、次による。
(ｱ) 床根太間隔は300mm以内とする。
(ｲ) 床下張材は厚さ15mm以上の構造用合板若しくは構造用パネル又は厚さ15mm以上のパーティクルボードを２枚以上としたものとする。
(ｳ) 床ばりの上端と根太の上端の高さを同一に納めた場合は、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）を敷き込む。
イ　界床の床下張材の上面（床部）の構造は、次のいずれかによる。
(ｱ) モルタル又は普通コンクリートを厚さ35mm以上となるように流し込む。
(ｲ) 厚さ70mm以上のＡＬＣパネルを敷き込む。
(ｳ) 厚さの合計が65mm以上となるように、30mm以上のせっこうボードの上に合板を張る。
(ｴ) 厚さの合計が60mm以上となるように、30mm以上の強化せっこうボードの上に合板を張る。
(ｵ) 厚さの合計が55mm以上となるように、40mm以上の強化せっこうボードの上に合板を張る。
(ｶ) 床ばりの上端と根太の上端の高さを同一に納めた床組の場合は、厚さ12.5mm以上のせっこうボード、厚さ10mm以上のアスファルト系面材その他これに類する制振上有効な面材及び厚さ15mm以上のパーティクルボード２枚以上を、床下張材の直上から順に張る。
ウ　界床の上面（床部）の仕上材は、次のいずれかによる。
(ｱ) 日本工業規格A5705（ビニル系床材）に規定するビニル系床材又はこれと同等のもの
(ｲ) 日本工業規格A5902（畳）に規定する畳又はこれと同等のもの
(ｳ) 日本工業規格A5914（建材畳床）に規定する建材畳床又はこれと同等のもの
(ｴ) 日本工業規格L4404（織じゅうたん）に規定する織じゅうたん又はこれと同等のもの
(ｵ) 日本工業規格L4405（タフテッドカーペット）に規定するタフテッドカーペット又はこれと同等のもの
エ　界床の下面（天井部）の構成は吊天井とし、次による。
(ｱ) 根太
ａ　断面寸法は45mm×105mm以上とし、間隔310mm以内に配置する。
ｂ　根太と直行する床ばりとの取合い部は、渡りあごかけとし、N75釘２本を斜め打ちとする。
(ｲ) 床ばりの断面寸法は105mm×240mm以上とし、間隔910mm以内に配置する。
(ｳ) 吊木受けの断面寸法は45mm×105mm以上とし、床ばり間の中央に取り付け、根太から離し、間隔910mm以内に配置する。
(ｴ) 吊木は吊木受けに留め付け、天井を支持する。
(ｵ) 野縁は30mm×40mm以上の木材とし、吊木に取り付ける。
(ｶ) 野縁と野縁間の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のいずれかをせっこうボードの直上に隙間が生じないように敷き込む。
オ　界床の下面（天井部）の下地材料は、次のいずれかによる。
(ｱ) 界床の床下張材の上面（床部）の構造をイの(ｱ) 又は(ｶ) とした場合は、厚さ12.5mm以上のせっこうボードを２枚張る。

(ｲ) 界床の床下張材の上面（床部）の構造をイの(ｲ) 、(ｳ) 、(ｴ) 又は(ｵ) とした場合は、厚さ15mm以上の強化せっこうボードを２枚張る。

(2) 重量床衝撃音レベルが遮音等級$L_{i,Fmax,r}$－65程度の界床の構造は、次のアからオまでによる。ただし、第４のうち賃貸の用に供するもの又は第５の１の(3) に該当するものに限る。

ア　界床の床根太と床下張材の構成は次による。

(ｱ) 床根太間隔は300mm以内とする。

(ｲ) 床下張材は厚さ15mm以上の構造用合板、パーティクルボード及び構造用パネルとする。

イ　界床の床下張材の上面（床部）の構造は、次のいずれかによる。

(ｱ) モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。）を厚さ35mm以上となるように流し込む。

(ｲ) せっこう系ＳＬ材を厚さ35mm以上となるように流し込む。

(ｳ) 厚さ35mm以上のＡＬＣパネルを敷き込む。

(ｴ) 厚さ15mm以上のせっこうボードを２枚張り、その上に厚さ９mm以上の構造用合板、厚さ12mm以上のパーティクルボード又は厚さ12mm以上の構造用パネルを張ったものとする。

ウ　界床の上面（床部）の仕上材は次のいずれかによる。

(ｱ) 厚さ７mm以上のカーペット敷きとする。

(ｲ) クッションフロアシート敷きとする。

(ｳ) 畳敷きとする。

(ｴ) 緩衝材付きの弾性フローリング仕上げとする。

エ　界床の下面（天井部）の構成は吊天井とし、次による。

(ｱ) 根太

a　断面寸法は45mm×105mm以上とし、間隔300mm以内に配置する。

b　根太と直行する床ばりとの取合い部は、渡りあごかけとし、N75釘２本を斜め打ちとする。

(ｲ) 床ばりの断面寸法は、105mm×240mm以上とし、間隔910mm以内に配置する。

(ｳ) 吊木受けの断面寸法は45mm×105mm以上とし、床ばり間の中央に取り付け、根太から離し、間隔910mm以内に配置する。

(ｴ) 吊木は吊木受けに留め付け、天井を支持する。

(ｵ) 野縁は30mm×40mm以上の木材とし、吊木に取り付ける。

(ｶ) 野縁と野縁間の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のいずれかをせっこうボードの直上に隙間が生じないように敷き込む。

オ　界床の下面（天井部）の下地材料は、次のいずれかによる。

(ｱ) 厚さ12mm以上のせっこうボードを２枚張る。

(ｲ) 厚さ15mm以上の強化せっこうボードを張る。

(3) 重量床衝撃音レベルが遮音等級$L_{i,Fmax,r}$－65程度の遮音性能を有することが確認されている界床の構造は、次のアからウまでによる。ただし、第４のうち賃貸の用に供するもの又は第５の１の(3) に該当するものに限る。

ア　床組の構成は次による。

(ｱ) 床根太の断面寸法は45mm×105mm以上とし、間隔303mm以内とする。

(ｲ) 床ばりの断面寸法は105mm×240mm以上とし、間隔910mm以内に配置する。

(ｳ) 床ばりの間に厚さ15mm以上のパーティクルボードを２枚根太に打ちつけ、根太受で補強する。

(ｴ) パーティクルボードの上に厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）を敷きつめる。

イ　天井の構成は次による。

(ｱ) 吊木受けの断面寸法は、45mm×105mm以上とし、床ばり間の中央に取り付け、根太から離し、間隔910mm以内に配置する。

(ｲ) 天井裏には、野縁間に厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）を敷き込む。

(ｳ) 天井下地は、厚さ12mm以上のせっこうボードを２枚張る又は15mm以上の強化せっこうボードを張る。

ウ　床下地の構成は次による。

(ｱ) 厚さ15mm以上のパーティクルボードを２枚張り、その上に厚さ12mm以上のせっこうボードを張る。

(ｲ) せっこうボードの上にアスファルト制振シート（重量25 kg/ m^3）を敷き込む。

(ｳ) 床仕上げは、(2) のウに準ずるものとする。ただし、仕上げがカーペット、クッションフロアーの場合は制振シートの上に敷くものとする。

３　枠組壁工法住宅

次の(1) 又は(2) のいずれかによる。

(1) 評価方法基準の第５の８－１の(3) のロの②のｇに定める相当スラブ厚を11cmとすることができる界床の構造は、次のアからオまでによる。

ア　界床の床根太と床下張材の構成は次による。

(ｱ) 居住室部分の床根太の寸法型式は、210又は212の製材とする。

(ｲ) 床根太間隔は455mm以内とする。

(ｳ) 床下張材は、厚さ15mm以上の構造用合板若しくは構造用パネル又は厚さ15mm以上のパーティクルボードを２枚以上としたものとする。
(ｴ) 床下張材は、日本工業規格A5550（床根太用接着剤）に適合するもののうち、構造用一類のもの又はこれと同等以上の性能を有するものを用いて床根太に接着する。
イ　界床の床下張材の上面（床部）の構造は、次のいずれかによる。
(ｱ) モルタル、普通コンクリートを厚さ35mm以上となるように流し込む。
(ｲ) 厚さ70mm以上のＡＬＣパネルを敷き込む。
ウ　界床の上面（床部）の仕上材は、次のいずれかによる。
(ｱ) 日本工業規格A5705（ビニル系床材）に規定するビニル系床材又はこれと同等のもの
(ｲ) 日本工業規格A5902（畳）に規定する畳又はこれと同等のもの
(ｳ) 日本工業規格A5914（建材畳床）に規定する建材畳床又はこれと同等のもの
(ｴ) 日本工業規格L4404（織じゅうたん）に規定する織じゅうたん又はこれと同等のもの
(ｵ) 日本工業規格L4405（タフテッドカーペット）に規定するタフテッドカーペット又はこれと同等のもの
エ　界床の下面（天井部）の構成は吊天井とし、次のいずれかによる。
(ｱ) 吊木受けから野縁を吊る場合
a　吊木受けは、床根太より小さい寸法型式の木材とし、床下張材から離し、床根太間に取り付ける。
b　吊木は30mm×40mm以上の木材とし、１m以内の間隔で吊木受けに取り付ける。
c　野縁は30mm×40mm以上の木材とし、455mm以内の間隔で吊木受けに取り付ける。この際、床根太に平行する野縁は床根太の直下に設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10mm以内とする。
d　野縁と野縁間の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）を隙間が生じないように敷き込む。
(ｲ) 吊天井根太を用いる場合
a　吊天井根太は床下張材から離し、かつ、床根太と天井下地材が離れるように吊天井根太の下面を床根太の下面より下げて455mm以内の間隔で取り付ける。
b　床根太と床根太間の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のいずれかを隙間が生じないように敷き込む。
オ　界床の下面（天井部）の下地材料は、次による。
(ｱ) 界床の床下張材の上面（床部）の構造をイの(ｱ)とした場合は、厚さ12.5mm以上のせっこうボードを２枚張る。
(ｲ) 界床の床下張材の上面（床部）の構造をイの(ｲ)とした場合は、厚さ15mm以上の強化せっこうボードを２枚張る。
(2) 重量床衝撃音レベルが遮音等級$L_{i,Fmax,r}$－65程度の界床の構造は、次のアからオまでによる。ただし、第４のうち賃貸の用に供するもの又は第５の１の(3)に該当するものに限る。
ア　界床の床根太と床下張材の構成は次による。
(ｱ) 居住室部分の床根太の寸法型式は、210以上の製材とする。
(ｲ) 床根太間隔は455mm以内とする。
(ｳ) 床下張材は、厚さ15mm以上の構造用合板又は厚さ15mm以上の構造用パネルとする。
(ｴ) 床下張材は、日本工業規格A5550（床根太用接着剤）に適合するもののうち構造用一類のもの又はこれと同等以上の性能を有するものを用いて床根太に接着する。
イ　界床の床下張材の上面（床部）の構造は、次のいずれかによる。
(ｱ) モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。）を厚さ35mm以上となるように流し込む。
(ｲ) せっこう系ＳＬ材を厚さ35mm以上となるように流し込む。
(ｳ) 厚さ35mm以上のＡＬＣパネルを敷き込む。
ウ　界床の上面（床部）の仕上材は、次のいずれかによる。
(ｱ) 厚さ７mm以上のカーペット敷きとする。
(ｲ) クッションフロアシート敷きとする。
(ｳ) 畳敷きとする。
(ｴ) 緩衝材付きの弾性フローリング仕上げとする。
エ　界床の下面（天井部）は吊天井とし、次のいずれかによる。
(ｱ) 吊木受けから野縁を吊る場合
a　吊木受けは、床根太より小さい寸法型式の木材とし、床下張材から離し、床根太間に取り付ける。
b　吊木は30mm×40mm以上の木材とし、１m以内の間隔で吊木受けに取り付ける。
c　野縁は30mm×40mm以上の木材とし、455mm以内の間隔で吊木受けに取り付ける。この際、床根太に平行する野縁は床根太の直下に設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10mm以内とする。
d　野縁と野縁間の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）を隙間が生じないように敷き込む。
(ｲ) 吊天井根太を用いる場合
a　吊天井根太は床下張材から離し、かつ床根太と天井下地材が離れるように吊天井根太の下面より下げて455mm以内の間隔で取り付ける。

b　床根太と床根太間の天井裏には、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のいずれかを隙間が生じないように敷き込む。

オ　床の下面（天井部）の下地材料は、次のいずれかによる。

(ｱ) 厚さ12mm以上のせっこうボードを２枚張る。

(ｲ) 厚さ15mm以上の強化せっこうボードを張る。

別表１

	（い）	（ろ）
(1)	評価方法基準第５の5-1（3）ロ③ａ	第２の１の(5) に係る別紙１の１
(2)	評価方法基準第５の5-1（3）ロ③ｂ	第２の１の(5) に係る別紙１の２
(3)	評価方法基準第５の5-1（2）ロ②（等級２に係る規定に限る。）	第２の１の(5) に係る別紙２の１及び２（年間暖冷房負荷に係る規定に限る。）
(4)	評価方法基準第５の5-1（3）イ①（等級２に係る規定に限る。）	第２の１の(5) に係る別紙２の１及び２（熱損失係数に係る規定に限る。）
(5)	評価方法基準第５の5-1（3）イ④ｃ	第２の１の(5) に係る別紙２の３
(6)	評価方法基準第５の3-1（3）イ②ｂで準用する同①ｂ	第２の１の(6) のアの(ｱ) 及び(ｲ) 並びに第２の２の(5) のア
(7)	評価方法基準第５の3-1（3）イ②ｂで準用する同①ｅ	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の１の(1) 、別紙３の２で準用する別紙３の１の(1) 及び別紙３の５の(2) で準用する別紙３の１の(1)
(8)	評価方法基準第５の3-1（3）イ②ｂで準用する同①ｇ	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の１の(2) 、別紙３の２で準用する別紙３の１の(2) 、別紙３の３の(3) で準用する別紙３の１の(2) 及び別紙３の５の(2) で準用する別紙３の１の(2)
(9)	評価方法基準第５の3-1（3）イ②ｂで準用する同①ｆ	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の１の(3) 、別紙３の２で準用する別紙３の１の(3) 、別紙３の３の(3)で準用する別紙３の１の(3) 及び別紙３の５の(2) で準用する別紙３の１の(3)
(10)	評価方法基準第５の3-1（3）イ②ａ	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の１の(4) のア（別紙３の２で準用する別紙３の１の(4) のア、別紙３の５の(2) で準用する別紙３の１の(4) のアを含む。）
(11)	評価方法基準第５の3-1（3）イ②ｂで準用する同①ｄ	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の１の(4) のウ（別紙３の２で準用する別紙３の１の(4) のウ及び別紙３の５の(2) で準用する別紙３の１の(4) のウを含む。）
(12)	評価方法基準第５の3-1（3）イ②ｂで準用する同①ｃ	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の１の(5)（別紙３の２で準用する別紙３の１の(5) 及び別紙３の５の(2) で準用する別紙３の１の(5) を含む。）
(13)	評価方法基準第５の3-1（3）ロ②ａ(ⅰ)	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の３の(1)
(14)	評価方法基準第５の3-1（3）ロ②ａ(ⅱ) で準用する同①ａ(ⅱ)	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の３の(2)
(15)	評価方法基準第５の3-1（3）ロ②ｂで準用する同①ｃで準	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の３の(3) で準用する別紙３の１の(2)

	用する同イ①ｇ	
(16)	評価方法基準第５の3-1（3）ロ②ｂで準用する同①ｂで準用する同イ①ｆ	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の３の(3) で準用する別紙３の１の(3)
(17)	評価方法基準第５の3-1（3）ハ②で準用する同①ｂ	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の４の(2)
(18)	評価方法基準第５の3-1（3）ハ②で準用する同①ａ	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の４の(1)
(19)	評価方法基準第５の3-1（3）ハ②で準用する同①ｄ	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の４の(3)
(20)	評価方法基準第５の3-1（3）ニ②	第２の１の(6) のイ及び第２の２の(5) のイに係る別紙３の６
(21)	評価方法基準第５の8-1（3）イ④	第２の１の(9)
(22)	評価方法基準第５の11-1(3)イ①	第２の２の(7) のイに係る別紙６の１の(1)
(23)	評価方法基準第５の11-1(3)イ②	第２の２の(7) のイに係る別紙６の１の(2)
(24)	評価方法基準第５の11-1(3)イ④	第２の２の(7) のイに係る別紙６の１の(3)
(25)	評価方法基準第５の11-1(3)イ⑥	第２の２の(7) のイに係る別紙６の１の(4)
(26)	評価方法基準第５の11-1(3)イ⑫	第２の２の(7) のイに係る別紙６の１の(5)
(27)	評価方法基準第５の11-1(3)イ⑮	第２の２の(7) のイに係る別紙６の１の(6)
(28)	評価方法基準第５の11-1(3)イ⑯	第２の２の(7) のイに係る別紙６の１の(7)
(29)	評価方法基準第５の11-1(3)イ⑰	第２の２の(7) のイに係る別紙６の２の(1) （給水設備に係る規定に限る。）及び別紙７の１の(2)
(30)	評価方法基準第５の11-1(3)イ⑲	第２の２の(7) のイに係る別紙６の２の(2) 及び別紙７の１の(3)
(31)	評価方法基準第５の11-1(3)イ㉑	第２の２の(7) のイに係る別紙６の２の(1) （給湯設備に係る規定に限る。）
(32)	評価方法基準第５の11-1(3)イ㉓	第２の２の(7) のイに係る別紙６の２の(3)
(33)	評価方法基準第５の11-1(3)イ㉔	第２の２の(7) のイに係る別紙７の１の(4)

(34)	評価方法基準第５の11-1(3)イ㉕	第２の２の(7) のイに係る別紙６の１の(8) 及び別紙７の１の(1)
(35)	評価方法基準第５の1-1(4)（等級１に係る規定に限る。）	第２の２の(7) のウ
(36)	評価方法基準第５の1-1(3)（等級１に係る規定に限る。）	第２の２の(7) のウ
(37)	評価方法基準第５の6-2(3)ロ	第２の１の(6) のウ
(38)	評価方法基準第５の4-2(3)ロで準用する同イ①	第２の１の(7) のア
(39)	評価方法基準第５の4-1(3)イ⑥	第２の１の(7) のイ

別表２

別紙１の３に掲げる地域の区分	建具の種類又はその組合せ	
Ⅰ	窓又は引戸	次の１から６までのいずれかに該当するもの １　ガラス単板入り建具の三重構造であるもの ２　ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）入り建具との二重構造であるもの ３　ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）入り建具との二重構造であって、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であるもの ４　三重構造のガラス入り建具でガラス中央部の熱還流率（単位　１平方メートル１度につきワット。以下同じ。）が1.91以下であるもの ５　二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率（単位　１平方メートル１度につきワット。以下同じ。）が1.51以下であるもの ６　二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下であるもの
	窓、引戸又は框ドア	次の１又は２のいずれかに該当するもの １　低放射複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）又は三層複層ガラス（空気層が各々12ミリメートル以上のものに限る。）入りの建具であって、木製、プラスチック製、木と金属の複合材料製又はプラスチックと金属の複合材料製のいずれかであるもの ２　木製、プラスチック製、木と金属の複合材料製又はプラスチックと金属の複合材料製のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの
	ドア	次の１又は２のいずれかに該当するもの １　木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分が低放射複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）又は三層複層ガラス（空気層が各々12ミリメートル以上のものに限る。）であるもの若しくはガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの ２　金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製の枠及び断熱フラッシュ構造扉で構成されるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分が低放射複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは三層複層ガラス（空気層が各12ミリメートル以上のものに限る。）であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの
Ⅱ	窓又は引戸	次の１から６までのいずれかに該当するもの １　ガラス単板入り建具の二重構造で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であるもの ２　ガラス単板入り建具の二重構造で、枠が金属製熱遮断構造であるもの ３　ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）入り建具との二重構造であるもの ４　二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの ５　二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの ６　二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.30以下であるもの
	窓、引	次の１から４までのいずれかに該当するもの

	戸又は框ドア	1　複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）入りの建具で、木製又はプラスチック製であるもの 2　ガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）、複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）又は低放射複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）入り建具であって、金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属の複合材料製のいずれかであるもの 3　木製又はプラスチック製のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が3.36以下であるもの 4　金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの
	ドア又は引戸	次の１又は２のいずれかに該当するもの 1　木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分がガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）、複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは低放射複層ガラス（空気層が６ミリメートル以上のものに限る。）であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの 2　金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製の枠及び断熱フラッシュ構造扉で構成されるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分がガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）、複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは低放射複層ガラス（空気層が６ミリメートル以上のものに限る。）であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの
Ⅲ	窓又は引戸	ガラス単板入り建具の二重構造であるもの
	窓、引戸又は框ドア	次の１から３までのいずれかに該当するもの 1　ガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）入り建具であるもの 2　複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）入り建具であるもの 3　ガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの
	ドア	次の１から３までのいずれかに該当するもの 1　扉がフラッシュ構造（金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製若しくは水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造又は当該密閉空気層に断熱材を充填した構造をいう。）であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分がガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの 2　扉が木製であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分がガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの 3　扉が金属製熱遮断構造パネルであるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分がガラス単板２枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のものに限る。）若しくは複層ガラス（空気層６ミリメートル以上のものに限る。）であるもの又はガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの
Ⅳ及びⅤ	窓、引戸又は	ガラス単板入りの建具であるもの

	ドア	

１　ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格Ｒ3107-1998（板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法）又は日本工業規格Ａ1420-1999（住宅用断熱材及び構成材の断熱性能試験方法）に定める測定方法によるものとする。
２　「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格Ｒ3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める垂直放射率が0.20以下のガラスを１枚以上使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを２枚以上使用したものをいう。
３　「断熱積層構造」とは、木製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填した構造をいう。
４　「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。
５　「断熱フラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした扉をいう。